

平成 28 年

労働基準監督年報

(第 69 回)

2 0 1 6

*Annual Labour Standards
Inspection Report*

(Vol. 69)

厚生労働省労働基準局

Labour Standards Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare

平成 28 年

労働基準監督年報

(第 69 回)

2 0 1 6

Annual Labour Standards

Inspection Report

(Vol. 69)

厚生労働省労働基準局

Labour Standards Bureau

Ministry of Health, Labour and Welfare

労働基準法制定後第 69 回の労働基準監督
年報をここに公にする。本年報は平成 28
年の労働基準行政の活動状況を収録した
ものである。

平成 28 年労働基準監督年報目次

第 1 章	平成 28 年度における労働基準行政の運営	1
第 1 節	概説	1
第 2 節	労働条件対策の推進	3
1.	長時間労働是正のための取組強化	3
2.	一般労働条件の確保・改善対策の推進	4
3.	若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化	5
4.	特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	5
5.	未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営	7
第 3 節	安全衛生対策の推進	7
1.	基本的事項に関する対策の推進	7
2.	業種別労働災害防止対策の推進	8
3.	特定災害防止対策の推進	9
4.	高齢労働者の労働災害防止対策の推進	9
5.	派遣労働者の労働安全衛生確保対策の推進	9
6.	職業性疾病対策の推進	10
7.	労働者の健康確保対策の推進	11
8.	中小規模事業場における労働災害防止対策の推進	12
9.	外国人労働者の労働災害防止対策の推進	12
10.	国際化に対応した安全衛生対策の充実	12
11.	労働災害防止対策を推進する体制の整備等	12
12.	企業による労働者の安全と健康に対する取組の推進	12
第 4 節	東日本大震災への対応	13
1.	東京電力福島第一原子力発電所の作業員への対応	13
2.	除染等業務に従事する労働者への対応	13
3.	復旧・復興工事における労働災害防止対策	14
4.	石綿健康障害防止対策	14
第 5 節	賃金対策の推進	14
1.	最低賃金対策	14
2.	賃金・退職金制度	15
第 6 節	過労死等の防止対策の推進	15
第 7 節	職場のパワーハラスメント対策	15

第8節	労災補償	16
1.	労災保険給付の迅速・適正な処理	16
2.	労災認定基準の的確な運用等	16
3.	行政争訟に対する迅速・的確な対応	16
第9節	関係法令の制定、改廃等	16
1.	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定について	16
2.	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の制定について	16
3.	労働安全衛生法施行令等の一部改正について（オルトートルイジンの特定化学物質追加関係）	17
4.	労働安全衛生法施行令等の一部改正等について（化学物質の表示、リスクアセスメントの実施関係）	19
5.	ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令について	19
6.	労働安全衛生規則の一部を改正する省令について（産業医関係）	19
7.	圧力容器構造規格の一部改正について	20
第2章	監督指導等	21
第1節	事業場監督	21
1.	定期監督等（災害時の監督を含む）	21
2.	申告監督	21
3.	再監督	21
4.	使用停止等処分	21
5.	司法処分	22
第2節	賃金不払の概況	22
第3章	産業安全	23
第1節	産業別労働災害発生状況	23
第2節	労働災害発生率の状況	23
第4章	労働衛生	25
第1節	業務上疾病の発生状況	25
第2節	じん肺発生状況	26
第3節	過労死等に係る労災補償状況	27
1.	脳・心臓疾患の労災補償状況	27
2.	精神障害の労災補償状況	27

第4節	定期健康診断の実施状況	28
第5節	特殊健康診断の実施状況	29
第6節	新規化学物質の届出件数及び名称公表件数	30
1.	新規化学物質の届出件数	30
2.	新規化学物質の名称公表件数	30
第5章	機構・定員及び予算	31
第1節	行政機構	31
第2節	職員の定員	31
第3節	予算	31

第1章 平成28年度における労働基準行政の運営

第1節 概 説

平成28年度の我が国経済は、好循環が広がりつつある中で、企業収益の拡大や雇用環境の改善等の持ち直しの動きを示しており、おおむね緩やかな回復基調が続いている。

そのような経済情勢のもと、完全失業率は平成28年度平均で3.0%と平成6年度以来22年ぶりの低い水準となり、有効求人倍率も平成28年度平均で1.39倍と平成2年度以来26年ぶりの高い水準となるなど、雇用、失業等の動向については改善がみられた。

また、平成28年度の賃金の動きを見ると、現金給与総額は前年比0.5%増、所定内給与は前年比0.2%増と同水準だった。

経済は改善の動きをみせているものの、全国の労働基準監督署には、賃金不払、解雇や雇止めといった問題に関する申告・相談が依然として数多く寄せられており、全ての労働者が適法な労働条件の下で安心して働くことができるように、平成28年度においては、次のような点に重点をおいて対策を講じた。

第1は、労働条件の確保・改善対策である。

- (1) 労働基準関係法令に係る申告件数は減少傾向にあるものの、賃金不払を中心として依然として申告が数多く寄せられている状況がみられることから、問題ある事案に関する情報を早期に把握する等により、申告、相談や長時間労働、賃金不払、解雇事案等に対する的確な対応に努めた。

特に、長時間労働の是正については、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等において、長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化が盛り込まれたこと、脳・心臓疾患及び精神障害の労災請求件数、支給決定件数が依然として高水準で推移していること等から、さらなる取組の強化を図った。

また、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「36協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する」と盛り込まれた。これを受け、時間外労働の上限規制の在り方を含め長時間労働の是正について、「働き方改革実現会議」で議論が行われ、平成29年3月に「働き方改革実行計画」がとりまとめられた。同計画において時間外労働の上限規制の導入が盛り込まれていることから、今後法改正に向けて準備を進めていく。

- (2) 我が国の年間総実労働時間は、週40時間労働制に向け法定労働時間を段階的に短縮することとした改正労働基準法が施行された昭和63年以降、長期的には減少傾向にあり、平成28年においては、1,724時間(前年比10時間減)となっている。うち、所定内労働時間は1,595時間(前年比7時間減)、所定外労働時間は129時間(前年比3時間減)となっている。

週休2日制も広く普及し、何らかの週休2日制の適用を受ける労働者の割合は、平成29年1月1日時点の調査で87.5%となった。ただし、週休2日制の形態別にみると、完全週休2日制の割合は58.4%で、特に中小企業で普及が遅れている。

また、年次有給休暇の動向をみると、平成28年で労働者一人平均の付与日数は18.2日、取得日数は

9.0日、取得率は49.4%となった。

こうした状況の中、労働時間対策としては、単に労働時間の短縮を図るだけではなく、労働時間、休日及び休暇等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへと改善することが重要となっている。

これらを踏まえ、労働時間等の設定改善の円滑な実施を図るため、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）に基づき、労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針（平成20年厚生労働省告示第108号））の周知・啓発、職場意識改善助成金の支給等により、労使の自主的な取組の促進に努めた。

- (3) 業績悪化に起因した人員整理を伴う事業再編の実施等の情報を把握した場合には、不適切な解雇、雇止め予防等のための啓発指導を実施するとともに、配置転換命令や出向命令の有効性について争われた裁判例を記載したパンフレット「適切な労務管理のポイント」を周知した。

第2は、労働者の安全と健康の確保対策である。

労働災害は長期的には減少傾向にあり、平成28年の労働災害については、死亡災害は928人（前年比4.5%減）と2年連続で過去最少となった。

しかしながら、休業4日以上死傷災害は117,910人と前年より1.4%増加した。

労働者の健康を取り巻く状況をみると、平成28年における職業性疾病の発生者数は、7,361人（前年比0.1%減）であった。また、改正労働安全衛生法（平成26年法律第82号）のうち、平成27年12月から施行されたストレスチェック制度については、実施の徹底について周知、指導を行ったほか、平成28年6月から、一定の危険・有害な化学物質に係るリスクアセスメント実施義務対象物質を640物質に拡大し、適切な実施のための周知徹底等を図った。

第3は、賃金対策の推進である。

地域別最低賃金は、地域の実情等を踏まえて、その引上げに努め、特定最低賃金も、産業の実情に応じて必要な改定が行われるように努めた。改定後においては、周知徹底に努めるとともに、監督指導を行い、遵守の徹底を図った。

また、賃金制度等に関する労使の相談に応じ、賃金・退職金制度等の自主的な整備・改善について援助した。

第4は、労災補償についてである。

被災労働者及びその遺族の迅速かつ公正な保護をするという労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）の目的が実現されるよう、迅速・適正な労災補償の実施に努めた。

過労死等に係る事案については、脳・心臓疾患に関する労災認定基準や精神障害に関する労災認定基準を、石綿関連疾患に係る事案については、石綿関連疾患に関する労災認定基準を的確に運用することにより、迅速かつ適正な労災補償に努めた。

第2節 労働条件対策の推進

1. 長時間労働是正のための取組強化

従前から、長時間にわたる時間外労働等が恒常的に行われ、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対して重点的な指導を行う等、過重労働による健康障害防止のための各種対策を講じてきたところであるが、平成26年6月に、「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）が成立し、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」及び『日本再興戦略』2016においては、働き方改革の実行・実現のための長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化が盛り込まれた。

こうした状況の中、厚生労働省では、平成26年9月30日に大臣を本部長として設置された「長時間労働削減推進本部」の指示のもと、平成27年においては、

- (1) 同年1月、月100時間超の残業を行っていると考えられるすべての事業場等に対する監督指導の徹底
- (2) 同年4月、複数の労働局にまたがる過重労働に係る事案等に対応する特別チーム「過重労働撲滅特別対策班」（通称「かとか」）を東京労働局及び大阪労働局に設置
- (3) 同年5月、社会的に影響力が大きい企業が複数の事業場で違法な長時間労働を行っている場合に、是正指導した段階で公表

平成28年においては、

- (1) 同年4月、監督指導の対象を月80時間超の残業を行っていると考えられるすべての事業場等に拡大
- (2) 同月、本省に「過重労働撲滅特別対策班」を新設、全国のすべての労働局に長時間労働に関する監督指導等を専門とする担当官（過重労働特別監督監理官）を新たに任命
- (3) 同年6月、「長時間労働の背景として、親事業者の下請代金法・独占禁止法違反が疑われる場合に、中小企業庁や公正取引委員会に通報する制度を構築し、下請などの取引条件にも踏み込んで長時間労働を是正する仕組みを構築する」とされたことを受けて、同月3日、従来の公正取引委員会又は経済産業省への通報制度について、違法な長時間労働が認められ、当該違反の背景に親事業者などによる下請法又は独占禁止法（物流特殊指定）違反行為が疑われる事案についても通報対象とするよう拡充

など、長時間労働の是正に向けた取組を強化している。

また、同年12月26日に開催された第4回「長時間労働削減推進本部」でとりまとめられた『「過労死等ゼロ」緊急対策』に基づき、平成29年1月から、

- (1) 企業向けの労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインの策定
- (2) 違法な長時間労働等を2事業場で行うなどの企業に対する全社的な監督指導の創設
- (3) 企業名公表制度について、過労死等事案を追加するとともに、「違法な長時間労働」を月100時間超から月80時間超とするなどの要件の拡大

などの取組を順次実施している。

さらに、平成28年11月に「過重労働解消キャンペーン」として以下の取組を実施した。

- (1) 労使の主体的な取組を促すため、使用者団体や労働組合に対し、大臣名による協力要請を行った。
- (2) 都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介した。

- (3) 長時間にわたる過重な労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場等に対する重点的な監督指導を実施した。その結果、全国で 7,014 事業場に監督指導を実施し、その約半数に当たる 2,773 事業場において違法な時間外労働が認められたため、是正に向けた指導を行った。
- (4) 11 月 6 日に「過重労働解消相談ダイヤル」を全国一斉に実施し、712 件の相談を受け付けた。
- (5) 過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナーを全国で計 71 回実施することにより、企業の自主的な改善を推進した。

2. 一般労働条件の確保・改善対策の推進

(1) 法定労働条件の確保

企業を取り巻く環境の変化や働き方の多様化が進む中、地域の産業動向等を敏感にとらえ、的確な行政展開を図っていくため、管内の実情を踏まえつつ、基本的な労働条件の枠組みの確立、労働時間管理の適正化、健康管理の徹底に関する事項の履行確保を中心とした一般労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進した。

また、労働基準関係法令違反に対しては、厳正に対処した。

(2) 労働時間管理の適正化の徹底

労働時間管理の適正化の徹底を図るため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120 第 3 号別紙）について、使用者団体約 220 社に対して、ガイドラインの遵守を含めた長時間労働の抑制等に向けて、厚生労働大臣名による緊急要請等を実施し周知・徹底を図った。また、監督指導においても当該ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、労使の自主的な改善を促すなど総合的な対策を推進した。

さらに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処した。

(3) 企業倒産に伴う解雇等に係る労働条件の履行確保

企業倒産に伴う解雇、賃金不払等の法定労働条件の履行確保上問題が発生するおそれがある企業に関する情報の早期かつ的確な把握に努めるとともに、適切な監督指導を実施し、賃金不払事案等の発生の防止及びその早期解決に努めた。

(4) 労働時間等の設定の改善に係る取組

中小企業等における労働時間等の設定の改善の促進に向けて、所定外労働の削減等労働時間対策、年次有給休暇の取得促進を推進した。

① 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の周知・啓発

長時間労働の抑制や年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取組の促進を図ることを目的として、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行った。

② 労働時間等の設定改善に向けた取組の推進

都道府県労働局に配置した「働き方・休み方改善コンサルタント」による中小企業等に対する助言・指導を行うとともに、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主等に対して助成金の支給を行った。

(5) 改正労働契約法等の周知

有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、平成 24 年に改正

された内容も含め、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）の内容について、無期転換ルールに関するリーフレット、企業における好事例集等を活用した周知や、中小企業や労働者向けのセミナーの開催のほか、学生向けのセミナーの開催による周知の徹底を図りつつ、無期転換ルールを避けることを目的とした雇い止めの事案を把握した場合には、啓発指導を行った。

また、有期労働契約について、適正な労働条件を確保するとともに、良好な雇用形態として活用されるようにするため、有期労働契約の締結時に、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 15 条に基づき「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項」を明示すること、及び「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）に基づく雇止めの予告等を行うことについて、その遵守の徹底を図った。

3. 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化

劣悪な雇用管理を行い、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の存在と対策の必要性が引き続き各方面で指摘されており、政府においても、『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—において、若者の活躍推進の観点から、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。」とされた。

このような中、厚生労働省では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組の強化として、以下のような取組を行った。

- (1) 平成 26 年 9 月 1 日に、平日夜間・休日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を設置し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、30,929 件の相談を受け付けた。
- (2) 平成 26 年 11 月 23 日に、労働条件ポータルサイトを設置するとともに、平成 28 年 10 月から平成 29 年 2 月の間に、大学生等を対象とする労働条件セミナーを全国で 47 回、高校生を対象とする講師派遣を全国で 91 回実施することにより、労働関係法令の基礎知識や相談窓口について、広く情報発信を行った。
- (3) 平成 28 年 11 月に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点的な監督指導を実施した。その結果、全国で 7,014 事業場に監督指導を実施し、その 67.2%に当たる 4,711 事業場において労働基準関係法令違反が認められたため、是正に向けた指導を行った。

また、学生アルバイトを巡る労働条件や学業への影響等の現状及び課題を把握するため、平成 27 年度に「大学生等に対するアルバイトに関する意識等調査」及び「高校生に対するアルバイトに関する意識調査」を実施した。

その結果を踏まえ、文部科学省と連携し、事業主団体や学生アルバイトが多い業界団体に対する要請や、大学生等を対象として、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施した。

また、高等学校等での労働法教育のための指導者用資料等を作成し、全国の高等学校等へ配布した。

4. 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

(1) 自動車運転者

自動車運転者については、依然として長時間労働の実態が認められることから、荷主を含む関係業界に対して、労働基準関係法令、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第 7 号）等について周知することにより、理解の促進を図るとともに、業界団体未加入の事業者に対しても法令等の周知等を行った。

また、国土交通省と連携して、地方運輸機関との連絡会議を開催し、自動車運転者の労働条件改善等に係る情報・意見交換を行った。これを踏まえて、長時間労働が行われるなど自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保に問題があると認められる事業場に対して的確な監督指導を実施するとともに、地方運輸機関と連携し、合同による監督・監査、相互通報制度の実施等により労働基準関係法令等の遵守の徹底を図った。このうち相互通報制度については、自動車運転者の健康起因事故が増加傾向にあることなどの状況を踏まえ、国土交通省との連携を強化し、平成28年8月から労働安全衛生法に基づく健康診断を実施していない違反が認められた事案についても相互に通報することとした。

さらに、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等について、一層の徹底を図った。

加えてトラック運転者については、平成27年5月より、荷主、事業者、学識経験者、行政等からなる協議会を立ち上げ、長時間労働抑制等に向けた環境整備を図っている。

(2) 障害者である労働者

平成24年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の施行を受け、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係行政機関との連携を一層深め、積極的な情報の共有を行うとともに、問題事案の発生の防止及び早期是正を図り、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導にも努めた。

(3) 外国人労働者、技能実習生

技能実習生を含めた外国人労働者については、法定労働条件確保上の問題が認められる事案が多いことから、職業安定行政との連携を図りつつ、事業主等に対して労働基準関係法令を周知するとともに、労働契約締結時の労働条件の書面による明示、賃金支払の適正化等の徹底を図った。

また、技能実習生については、労働基準関係法令違反があると考えられる事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大又は悪質な労働基準関係法令違反事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処するとともに、出入国管理機関との相互通報制度の確実な運用を図った。

特に、平成26年10月からは、同年5月に設置した関係省庁を構成員とする「人身取引対策関連法令執行タスクフォース」において作成した「人身取引取締りマニュアル」を活用しつつ、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案について出入国管理機関と合同で監督・調査を行い、法令違反に対しては司法処分も含め厳正に対処した。

なお、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護のために、外国人技能実習機構を新設する等の内容が盛り込まれた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」が平成28年11月28日に公布され、平成29年11月1日に施行されることとなった。

(4) 介護労働者

介護事業に使用される労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、事業の許可権限を有する都道府県等と連携し、引き続き労働基準関係法令の適用について周知するとともに、計画的に監督指導を実施するなどにより、労働基準関係法令の遵守の徹底を図った。

(5) 派遣業及び業務請負業における労働者

派遣労働者については、違法な時間外労働や割増賃金不払等の法定労働条件の履行確保上の問題が認

められることから、派遣労働者の適正な労働条件が確保されるよう引き続き指導を行った。

また、偽装請負が疑われる事案については、共同監督の実施など職業安定行政と連携した対応を行うとともに、偽装請負が関係する死亡災害をはじめとする重篤な労働災害については司法処分も含め厳正に対処した。

(6) 短時間労働者

短時間労働者の適正な労働条件を確保するため、短時間労働者に係る労働基準関係法令の遵守を徹底するとともに、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（平成 5 年法律第 76 号）及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 326 号）の趣旨・内容についての周知・啓発を推進した。

5. 未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営

企業倒産件数は 8 年連続で減少しており、景気の緩やかな回復が続いたものの、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっており、経済情勢の悪化による企業倒産件数の増加の懸念が排除しきれなかったことを踏まえ、企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の救済を図るため、不正受給防止に留意しつつ、引き続き迅速かつ適正な対応を図った。平成 28 年度においては、労働者 21,941 人に対し、総額約 84 億円の立替払を行った。

第 3 節 安全衛生対策の推進

1. 基本的事項に関する対策の推進

(1) 第 12 次労働災害防止計画

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間を対象期間とする第 12 次労働災害防止計画においては、①死亡者数について、平成 29 年までに平成 24 年に比して 15%以上減少させること、②休業 4 日以上の子傷者数について、平成 29 年までに平成 24 年に比して 15%以上減少させること等を目標として、第 3 次産業の労働者数の増大と労働災害の変化等に応じた労働災害防止対策を計画的に推進している。

(2) 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の推進

近年、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、労働災害の原因が多様化し、その把握が困難になっていることを踏まえ、リスクアセスメント及びこれに基づく措置の実施が努力義務化されたことについて、その適切な実施の促進を図った。

(3) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

労働災害の一層の減少を図るには、個人の経験と能力のみに依存せず、リスクアセスメント等の措置を組織的かつ体系的に実施することが重要であることから、このような取組を推進する労働安全衛生マネジメントシステムについて、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」（平成 11 年労働省告示第 53 号）の普及促進を図った。

(4) 安全衛生に係る事前評価の推進

機械設備の設置、建設工事等に係る計画の届出については、その円滑な実施を図るとともに、引き続

き都道府県労働局長及び労働基準監督署長による審査の的確な運用を推進した。

2. 業種別労働災害防止対策の推進

(1) 製造業

関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制を確立するため、「製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」（平成 18 年 8 月 1 日付け基発 0801010 号）の周知を行うとともに、同指針に定められた措置の実施等について指導を行った。

また、リスクアセスメント等の実施を促進するため、作業別リスクアセスメントマニュアル等を活用した集団指導、個別指導等を計画的に実施した。

(2) 建設業

建設現場の重層化した請負形態における安全管理の定着を促進するため、元方事業者、関係請負人、業界団体及び発注者の実施事項等を示した「建設業における総合的労働災害防止対策」（平成 5 年 5 月 27 日付け基発第 337 号の 2）を推進した。

建設業における死亡災害の約 4 割を占める墜落・転落災害の防止については、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）を改正し（平成 27 年 7 月施行）、足場の組立て等の作業における安全带取付設備の設置や同作業にかかる特別教育の実施等、墜落・転落災害が多発している足場における労働災害防止対策を強化した。

さらに、安衛則に定められている法定の墜落・転落防止措置以外に実施が望ましい事項として、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を促進するため、現場の診断等による足場の設置事業者に対する支援を行った。

(3) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における死傷災害の約 7 割を占める荷役作業時における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）に基づき、対策の普及を図った。また、死亡災害に占める交通事故の割合が高いことから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号）に基づく指導を行った。

(4) 港湾貨物運送事業

港湾荷役作業における揚貨装置による災害及び墜落・転落災害等の防止対策を徹底した。

(5) 林業

林業における休業 4 日以上災害のうち約 2 割を占めるチェーンソー作業に関連して「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号）を発出し、チェーンソー作業における労働災害防止対策の一層の推進を図った。

(6) 第三次産業

第三次産業での災害が増加していること等を踏まえて、小売業、社会福祉施設等を重点に、業界団体と連携し、「労働安全衛生法施行令第 2 条第 3 号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」（平成 26 年 3 月 28 日基発 0328 第 6 号）に基づく安全管理体制の確保、4 S（整理、整頓、清潔、清掃）、KY（危険予知活動）の普及促進を図った。

以上の対策に加え、製造業、建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業及び林業・木材製造業については、業種別労働災害防止協会と十分な連携を図りつつ、それぞれの業種に応じた対策を積極的に推進した。

3. 特定災害防止対策の推進

(1) 機械設備の労働災害防止対策の推進

機械設備メーカー等に対する指導を実施することなどにより、機械設備の安全化を推進するとともに、機械設備の使用時の安全性を確保するため、安衛則に基づく食品加工用機械に係る指導を行い、また、検査業者等に対する指導を強化し、適切な定期自主検査の徹底を図った。

また、職場において使用される機械は多岐にわたるとともに、技術の進歩等により新たな機械が開発・導入されていることから、すべての機械に適用する「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成 19 年 7 月 31 日付け基発第 0731001 号）及び「機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 132 号）について、その周知・普及を図るとともに、安衛則の改正によって、努力義務化された機械の危険性等の通知について、その適切な実施の促進を図った。

さらに、近年の鉄鋼業における就業構造の変化、非定常作業にかかる法令改正、リスクアセスメントの普及等の状況を踏まえ、「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドラインの改正について」（平成 27 年 2 月 24 日付け基発 0224 第 1 号）を発出し、その周知を図った。

(2) 爆発・火災災害の防止対策

爆発等のおそれがある化学設備又は特定化学設備の改造、修理、清掃等の仕事を発注する者が請負人に対して必要な情報を提供することが義務とされていることについて、引き続きその周知を図った。

近年、爆発・火災災害が多発したことから、内閣官房の主導により、保安関連法を所掌する 3 省（総務省消防庁、経済産業省及び厚生労働省）が「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」を設置し、作成した報告書を踏まえ、平成 26 年 6 月から「石油コンビナート等災害防止 3 省連絡会議」を定期的で開催し、地方も含めた関係機関の連携を図っているほか、リスクアセスメントの徹底や安全確保体制の整備など、事業者や業界団体の取組を促した。

(3) 転倒災害防止対策の推進

労働災害による休業 4 日以上の子傷者数のうち、件数が最も多い転倒による労働災害を防止するため、平成 27 年から「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施しており、転倒災害防止に係る周知啓発資料の作成、ポータルサイトによる点等災害防止対策に有効な情報等の周知、各種団体への要請、チェックリストを活用した事業場への指導等を行った。本プロジェクトにより、転倒災害に対する安全対策の必要性について、事業場の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図った。

4. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者に配慮した安全衛生対策のマニュアルの普及を図った。

5. 派遣労働者の安全衛生確保対策の推進

派遣労働者の労働災害を防止するため、職業安定行政と連携しつつ、集団指導等、派遣元及び派遣先双方の事業主に対し労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）上の措置義務の周知を

行うとともに、遵守の徹底を図り、引き続き派遣労働者に係る労働災害防止対策を推進した。

6. 職業性疾病対策の推進

(1) 化学物質等有害物による健康障害の防止対策

化学物質による健康障害防止対策については、特定化学物質、有機溶剤等の取扱事業場における化学物質関係法令の履行確保を計画的に推進した。また、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 24 年 10 月 10 日付け健康障害を防止するための指針公示第 23 号）に基づき、がん原性物質やがん原性が疑われる物質へのばく露防止対策を推進した。

加えて、化学物質の製造事業場において、労働者 1 名、退職者 6 名の計 7 名に膀胱がんが認められたため、このうち 5 名に取扱歴がある、「3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン」について、化学工業団体など計 4 団体に対して法令に基づくばく露防止措置等の徹底、膀胱がんに関する検査の実施などの要請を行った。

その他、「建設業における一酸化炭素による労働災害の防止について(要請)」（平成 28 年 12 月 6 日基安発 1206 第 2 号）により建設団体に一酸化炭素中毒の防止を要請するなど、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の防止対策の推進を図った。

また、化学物質の有害性の調査については、がん原性試験等に加え、平成 25 年に策定した「既存化学物質評価 10 カ年計画」に基づき、文献調査や中期発がん性試験や形質転換試験等の各種スクリーニング試験等を行った。

さらに、化学物質によるリスクアセスメントについて、平成 26 年 6 月の安衛法の改正により、一定の化学物質等についてのリスクアセスメントの実施が義務化されており（平成 28 年 6 月施行）、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成 27 年 9 月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）により具体的実施時効の周知徹底を図った。

一方、化学物質等の危険有害性等の表示・通知制度については、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（GHS）に関する国連勧告を踏まえ、安衛法、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」（平成 24 年労働省告示第 133 号）等に基づき、GHS に準拠した化学物質の危険有害性等のラベル表示及び安全データシート（SDS）交付等について引き続き関係事業者等への周知を図った。

また、粉じん障害の防止については、平成 25 年度から開始した「第 8 次粉じん障害防止総合対策」（平成 25 年 2 月 19 日付け基発 0219 第 2 号）により、アーク溶接、金属の研磨作業、ずい道等建設工事における粉じん障害防止等を重点事項とした中期計画を立て、計画的な指導を実施するなど、長期的な観点に立つ総合的な対策の強化を図った。

(2) 石綿による健康障害の防止対策の推進

建築物等の解体等の作業における労働者の石綿ばく露防止対策について、計画届、作業届のほか、関係行政機関等からの情報を収集し、監督指導等や、必要に応じて地方自治体、労働災害防止団体と連携して現場パトロールを実施する等により、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等に

おける業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成 26 年 3 月 31 日付け技術上の指針 公示第 21 号) の遵守の徹底を図った。

さらに、石綿則に基づく健診の実施の徹底、過去に石綿を取り扱う作業に従事した者に対する健診の受診勧奨、交付要件を見直した健康管理手帳制度の周知等、退職者を含めた石綿取扱作業従事者等に対する健康管理対策を積極的に推進した。

(3) その他の健康障害防止対策

電離放射線障害防止対策については、電離放射線障害防止規則(昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。)により、引き続き被ばく管理の徹底を図るとともに、騒音障害防止対策については、「騒音障害防止のためのガイドライン」(平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 546 号) の周知徹底を図った。

VDT 作業による健康障害防止対策については、「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成 14 年 4 月 5 日付け基発第 0405001 号) の周知徹底を図った。

腰痛予防対策については、「職場における腰痛予防対策指針」(平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号) に基づき、腰に負担の少ない介護介助法などについて、社会福祉施設等の事業場を中心に周知等を図った。加えて、「チェーンソー取扱い作業指針」(平成 21 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 1 号) 及び「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(同日付け基発 0710 第 2 号) に基づき、新たな振動工具の振動加速度のレベルに応じた振動ばく露時間の抑制を図った。

熱中症の予防対策については、WBGT 値(暑さ指数) の活用や熱への順化、水分・塩分の自覚症状によらない定期的な摂取、健康診断結果に基づく対応等について指導等を行った。

7. 労働者の健康確保対策の推進

(1) 過重労働による健康障害の防止対策

長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施、過重労働による健康障害の防止対策についての衛生委員会等での調査審議の実施について、事業者に対し周知、指導等を行った。

さらに、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号) について、事業者等に周知を図った。

(2) メンタルヘルス対策等

メンタルヘルス対策についての衛生委員会等での調査審議の実施や、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成 18 年 3 月 31 日付け健康保持増進のための指針公示第 3 号) について、事業者に対して周知、指導等を行うとともに、平成 26 年 6 月に改正された安衛法等により、労働者数 50 人以上の事業主に義務づけられた心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)等の実施(平成 27 年 12 月施行)について、事業者に対し、周知を図った。

また、事業者の取組を支援するため、全国 47 都道府県に設置した産業保健総合支援センター及びその地域窓口において、メンタルヘルス対策を含む産業保健活動への総合的な支援を実施した。

さらに、メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」において、事業者、産業保健スタッフ等に対するメンタルヘルスに関する情報提供を行った。

また、2016(平成 28)年 12 月に決定された『「過労死等ゼロ」緊急対策』に基づき、メンタルヘルス対策に係る企業本社に対する特別指導などの取組みを実施している。

(3) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策助成金制度等の各種支援制度の周知及び利用の促進により、職場における受動喫煙防止対策の普及・啓発を行った。

8. 中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等による中小規模事業場の安全衛生診断及び安全衛生改善計画の作成を促進した。

9. 外国人労働者の労働災害防止対策の推進

外国人労働者の労働災害を防止するため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（平成 19 年厚生労働省告示第 276 号）に基づき、外国人労働者が理解できる方法による安全衛生教育等の実施について指導を行った。

10. 国際化に対応した安全衛生対策の充実

国際化の進展に伴い、国際貢献の観点から（独）国際協力機構（JICA）を通じた開発途上国に対する技術協力を実施するとともに、開発途上国の安全衛生実務者に対する研修事業等を展開した。

また、我が国の労働安全衛生基準について、必要に応じて国際基準との整合性の確保を図った。

11. 労働災害防止対策を推進する体制の整備等

(1) 行政体制の整備等

ア 産業構造・就業構造の変化、技術革新の進展等安全衛生を取り巻く情勢の変化に対応した労働安全衛生関係法令の整備・充実を図るとともに、労働災害が多発した事業場、労働災害の発生率が高い業種に属する事業場、重篤な職業性疾病が発生するおそれのある事業場等に重点を置き、監督指導、集団指導等を強化した。

イ 監督指導、集団指導の実施体制の充実を図るとともに、技術の進歩等に的確に対応するため、職員の研修を充実し、事業場等に対する専門的・技術的な指導を強化した。

ウ 厚生労働科学研究費補助金による研究支援などにより安全衛生に関する研究、労働災害・職業性疾病の原因等の科学的な調査研究等を積極的に推進した。

エ 登録教習機関、登録性能検査機関等に対する監査指導を行った。

オ 安全衛生労使専門家会議、労働衛生指導医等の活用に努めた。

(2) 安全衛生教育体制

安全衛生教育用教材の整備、講師の養成を図ることにより、地域及び各事業場において、事業者、労働災害の防止のための業務に従事する者及び労働者に対する安全衛生教育の水準の向上を図るよう努めた。

(3) 労働災害防止団体等の活動の強化

労働災害防止団体の活動の活性化を促進した。

また、安全衛生に関する専門技術団体及び産業医、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他の安全衛生の専門家の組織と連携を密にするとともに、その積極的な活用を図った。

12. 企業による労働者の安全と健康に対する取組の推進

(1) 安全衛生優良企業公表制度

労働安全衛生に関して積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための「安全衛生優良企業公表制度」を運用している。過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っている企業を「安全衛生優良企業」として認定し、厚生労働省のホームページで公表した。

(2) あんぜんプロジェクト

企業における安全運動を活性化させるため、安全な職場づくりに熱心に取り組んでいる企業が国民や取引先に注目されるための運動「あんぜんプロジェクト」を展開しており、その一環として、労働災害防止のための安全活動の「見える化」の取組事例を、企業・事業場から募集し、広く国民からの投票等により優良事例を決める『見える』安全活動コンクール」を実施し、企業・事業場における安全活動の活性化を図った。

第4節 東日本大震災への対応

1. 東京電力福島第一原子力発電所の作業員への対応

福島労働局及び富岡労働基準監督署は、定期的に、東電福島第一原発に対して、被ばく線量管理、廃炉作業における労働災害防止のための措置等の実施状況に関する立入調査を実施している。

福島労働局管下の労働基準監督署では、平成28年に廃炉作業を行う348事業者に対して監督指導を実施し、そのうち160事業者（違反率46.0%）に労基法や安衛法等の労働基準関係法令違反が認められたことから、是正指導を行った。また、福島県と合同のパトロールの実施や、労働基準関係法令に係る説明会を定期的に開催している。

さらに、平成28年4月に施行された特例緊急被ばく限度の引き上げ等の省令等の改正についての周知を図った。

このほか、緊急作業従事者の放射線被ばく状況やその対策に関する情報を英訳するとともに、随時、厚生労働省のホームページへ掲載している。

2. 除染等業務に従事する労働者への対応

福島労働局管下の労働基準監督署では、平成28年に除染等業務を行う1,020事業者に対して監督指導を実施し、そのうち586事業者（違反率57.5%）に労基法や安衛法等の労働基準関係法令違反が認められたことから、是正指導を行った。また、福島県や市町村と合同のパトロールの実施や、環境省と連携して労働災害防止対策に努めている。

さらに、平成27年10月30日には、福島労働局独自で除染作業等遵法水準向上総合対策を策定し、事業者に対する自主的な法令遵守への取組促進、除染現場における重点的な監督指導等を行っている。

このほか、除染等業務に従事する労働者の被ばく線量管理については、元請事業者が中心となって、労働者の被ばく線量等を登録管理する制度（事務局：（公財）放射線影響協会）が平成25年11月15日に発足したことを受け、関係のガイドラインを改正することにより当該制度の活用を指導した。

3. 復旧・復興工事における労働災害防止対策

震災復旧・復興工事については、現在、被災地域において実施されている建築物等の解体工事における労働災害防止対策を引き続き徹底するとともに、被災地域の復興計画等に基づく地方自治体の発注情報を把握した上で、集団指導、パトロール、個別指導等を組み合わせることにより効果的・効率的な指導を実施した。

また、震災復興工事においては、一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施され、工事が輻そうすることによる労働災害を防止するため、地方自治体の公共工事担当部署等との連絡会議を適切に開催するとともに、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置・開催を指導するなどにより、復興工事の進捗状況に応じた労働災害防止対策を推進した。

さらに、復旧・復興工事には、被災者や他業種の労働者が建設業に新たに参入することが予想されたため、新規入職者に対する安全衛生教育が確実に行われるよう徹底した。

加えて、被災3県に安全衛生に関する拠点を設置し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生教育への技術的支援等を実施した。

4. 石綿健康障害予防対策

東日本大震災の被災地では、石綿含有建材を使用した建築物の解体等や石綿を含有するがれき等の集積等も行われている。そのため、厚生労働省では、都道府県労働局・労働基準監督署の実施する監督指導等やパトロール等現場指導のほか、適正なばく露防止対策が実施されているかどうか確認するため、被災地の解体現場等での石綿の飛散のモニタリング調査を実施した。なお、調査結果については、環境省と合同で開催している東日本大震災アスベスト対策合同会議で報告した。

第5節 賃金対策の推進

1. 最低賃金対策

地域別最低賃金については、経済の動向、地域の実情を踏まえて、その引上げに努めるとともに、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対して、支援を実施した。また、特定最低賃金についても、産業の実情に応じ、必要な改定が行われるように努めた。

第46回中央最低賃金審議会で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられ、すべての地方最低賃金審議会が21円以上（21円～25円）の引上げが答申された。

改定後においては、改定の時期を中心に周知徹底に努めるとともに、問題のある業種等を的確に把握した上で、監督指導を行い、遵守の徹底を図った。

平成28年中に、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）の履行確保を主眼として実施した監督指導の件数は、12,925件で、このうち、最賃法第4条違反が認められたものは1,715件（違反率13.3%）であった。

なお、最低賃金の引上げについては、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）等の政府方針において、最低賃金については、年率3%を目処として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、

全国加重平均が1,000円となることを目指すこととされ、その環境整備として、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図ることとされている。

2. 賃金・退職金制度

都道府県労働局等において、賃金制度等に関する労使の相談に応じ、また、賃金・退職金制度などについて企業の自主的な改善活動に対する積極的な相談・援助を実施した。

第6節 過労死等の防止対策の推進

過労死等防止対策推進法（平成26年6月27日法律第100号）では、過労死等の防止のための対策として、①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定するとともに、これらの対策を効果的に推進するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定めることとされたことから、過労死等防止対策推進協議会を開催し、大綱に関する議論を行い、パブリックコメントを経て、平成27年7月24日に大綱が閣議決定された。大綱には、「将来的に過労死等をゼロとすること」を目指すことが明記され、過労死等の防止のための対策の基本的考え方や国が取り組む重点対策等について定められており、大綱に基づく対策を推進した。

特に、同法で定める、11月の過労死等防止啓発月間を中心に、全国43か所において過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議など民間団体と連携して過労死等防止対策推進シンポジウムを開催するとともに、ポスターの掲示のほか、パンフレットやリーフレット、新聞広告及びインターネット広告など各種媒体を活用した周知・啓発等を実施した。

さらに、（独）労働安全衛生総合研究所に設置された過労死等調査研究センターにおいて、全国の都道府県労働局・労働基準監督署より、平成22年1月から平成27年3月までの過去5年間の脳・心臓疾患と精神障害の労災認定事案の調査資料を収集して構築したデータベースを基に、業種別の労災事案の雇用者100万人当たりの発生率を比較し、また、大綱に明記されている業種別等に着目した詳細分析などを行った。また、同センターにおいては、過労死等のリスク要因とそれぞれの疾患、健康影響との関連性や職場環境改善対策について、過労死等の防止の効果を把握するため、疫学研究等も行っている。

加えて、過労死等の実態を把握するため、労働・社会分野の調査・分析として、①自動車運転従事者、外食産業の企業・労働者に対するアンケート調査、②法人役員、自営業者に対するアンケート調査、③平成27年度に実施した企業・労働者に対するアンケート調査結果の再集計・分析を実施した。

第7節 職場のパワーハラスメント対策

職場のパワーハラスメント対策については、パンフレット等の作成・配布や啓発用ホームページ「あかるい職場応援団」の運営により、問題の予防・解決に向けた周知・広報を図るとともに、企業の取組を支援するためのパワーハラスメント対策導入マニュアルを活用し、全都道府県内でセミナーを実施した。また、職

場のパワーハラスメントに関する実態調査を実施した。

第8節 労災補償

1. 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、迅速かつ的確な調査を行うこと等により、引き続き標準処理期間内の処理に努めた。

労災診療費については、適正な審査を行うとともに、労災診療費算定基準の医療機関への周知徹底、誤請求の多い医療機関への指導、関係機関との連携等により、診療費の適正払いの一層の推進を図った。

2. 労災認定基準の的確な運用等

業務上疾病に係る労災認定基準等に基づき、業務起因性の有無について判断し、的確な労災補償に努めた。

過労死等に係る事案については、脳・心臓疾患及び精神障害の請求件数及び支給決定件数は近年高水準で推移する中、各々の労災認定基準に基づき、迅速・適正な業務上外の決定を行った。

3. 行政争訟に対する迅速・的確な対応

審査請求事案の処理に当たっては、事実関係の把握、争点整理等を適切に行い、審理のための処分を計画的に行うなど迅速・適正な決定に努めた。

訴訟追行については、事実関係を立証するため必要な調査・証拠収集等を迅速に行うとともに、法務当局との密接な連携の下、医学経験則、認定した事実等に基づいた論理的かつ分かりやすい主張・立証を行う等的確な対応に努めた。

第9節 関係法令の制定、改廃等

1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定について

(1) 制定の趣旨

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る。

(2) 制定内容

技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講じた。

(3) 施行期日

平成 29 年 11 月 1 日

2. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の制定について

(1) 制定の趣旨

建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、基本理念を定め、並びに国、都道府県及び建設業者等の責務を明らかにするとともに、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

(2) 主な内容

ア 基本理念

- ・建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- ・建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- ・建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

イ 国等の責務

- ・国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
- ・都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
- ・建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる

ウ 基本計画等

- ・政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- ・都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

エ 基本的施策

- ・建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- ・責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進）
- ・建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等）
- ・建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進
- ・建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進
- ・建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(3) 施行期日

平成 29 年 3 月 16 日

3. 労働安全衛生法施行令等の一部改正について（オルトートルイジンの特定化学物質追加関係）

(1) 改正の趣旨

平成 27 年に化学工場で複数の労働者（退職者含む。）が膀胱がんを発症していることが明らかになり、

同事業場に対する災害調査において、労働者がオルトートルイジンに経気道のみならず経皮からもばく露していたと示唆された。

オルトートルイジンは、顔料、染料等の原材料等として国内の他の事業場においても取り扱われていることから、「化学物質のリスク評価検討会」で検討を行った結果、オルトートルイジン及びこれを含有する製剤その他の物（以下「オルトートルイジン等」という。）を製造し、又は取り扱う作業について、職業がんの予防の観点から、オルトートルイジンの製造・取扱作業について制度的対応を念頭に置いた具体的措置を検討することが必要であるとされた。

その後の「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」等における検討結果を踏まえ、オルトートルイジン等を特定化学物質に追加し、また、それらを製造し又は取り扱う業務について、特殊健康診断の対象業務とするため、所要の改正を行った。

(2) 改正内容

ア 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）の一部改正

(ア) 特定化学物質の第 2 類物質として、オルトートルイジン等を追加し、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定の実施及び特殊健康診断の実施を行わなければならないこととした。

(イ) オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務を、安衛法第 66 条第 2 項後段の健康診断の対象業務とした。

イ 特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）の一部改正

(ア) オルトートルイジンを特化則第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「特定第 2 類物質」として規定し、「特定第 2 類物質」について義務づけている各種健康障害防止措置等について、オルトートルイジン等を製造し、又は取り扱う業務についても規定した。

(イ) オルトートルイジン等を取り扱う業務に係る特殊健康診断の実施について、実施項目等の各種規定を整備した。

(ウ) 化学物質が労働者の皮膚から吸収されること等による健康影響の防止を徹底するため、シャワー等の洗浄設備の設置に加え、化学物質の飛散等により労働者の身体が汚染された場合、速やかにシャワー等の洗浄設備による労働者の身体の洗浄を義務づけることとした。

(エ) 特定化学物質の第 1 類物質及び第 2 類物質が重度の慢性毒性を及ぼす物質であることに鑑み、保護具等による防護対策を一層徹底するため、日本産業衛生学会において、皮膚と接触することにより、経皮的に吸収される量が全身への健康影響または吸収量からみて無視できない程度に達することがあると考えられると勧告がなされている物質又は ACGIH において皮膚吸収があると勧告がなされている物質及びこれらを含有する製剤その他の物保護具の使用義務に係る新たに規定するなど、関連規定の改正を行ったこと。

ウ 安衛則の一部改正

皮膚障害防止用の保護具に係る規定に関し、がん等も含めた健康障害全般を対象とした。

(3) 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日

4. 労働安全衛生法施行令等の一部改正等について（化学物質の表示、リスクアセスメントの実施関係）

(1) 改正の趣旨

人に対する一定の危険有害性が明らかになった化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する対象物質を新たに追加した。

(2) 改正内容

一定の危険性・有害性が明らかになった 27 物質について、化学物質等を譲渡・提供する際のラベル表示、SDS 交付及びリスクアセスメントの実施義務対象物質として追加するとともに、追加対象物質の裾切値を設定する改正を行った。

(3) 施行期日

平成 29 年 3 月 1 日

5. ボイラー及び圧力容器安全規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令について

(1) 改正の趣旨

近年の電気・電子技術やコンピュータ技術の進歩に伴い、機械等に対する高度かつ信頼性の高い制御が可能となってきていることから、ボイラーについて、従来の機械式の安全装置等に加え、新たに電子等制御機能を付加することによりリスクを低減させる方策（機能安全）を労働安全衛生関係法令に位置づけ、安全規制の高度化を図ったもの。

(2) 改正内容

ア ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

(ア) ボイラーの異常時に自動停止する機能を持つ自動制御装置であって厚生労働大臣の定める技術上の指針に適合していると所轄労働基準監督署長が認定したものを備えたボイラーについては、水面測定装置の点検頻度を、1日に1回以上から3日に1回以上とすることができる。

(イ) (ア)の認定を受けようとする者は、厚生労働大臣に登録を受けた者が技術上の指針に適合することを証明する書面を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

イ 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

(ア) ア(イ)の厚生労働大臣の登録を受けて適合性の証明を行う登録適合性証明機関に関して、登録の方法、登録基準、実施義務、業務規程等必要な規定の整備を行う。

(イ) 厚生労働大臣の指定を受けて、外国で製造されたボイラー等の構造が構造規格に適合することを証する書面の作成を行う指定外国検査機関に関して、指定の方法、指定基準、実施義務、業務規程等必要な規定の整備を行う。

(3) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

6. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令について（産業医関係）

(1) 改正の趣旨

安衛法において、事業場ごとに産業医を選任するよう義務が課されているが、産業医の事業場におけ

る役職については規定がなく、法人の代表者等が産業医を兼任している事例も見受けられた。

こうした法人の代表者等が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合も想定されることから、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあり、労働者の適切な健康管理のため、法人の代表者等が、当該事業場の産業医を兼任することを禁止するよう定めた。

(2) 改正内容

事業者は、産業医を選任するにあたって、法人の代表者若しくは事業を営む個人（事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）又は事業場においてその事業の実施を統括管理する者を選任してはならないこととした。

(3) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

7. 圧力容器構造規格の一部改正について

(1) 改正の趣旨

圧力容器の保安全管理技術の向上、材料の信頼性の向上等を踏まえ、圧力容器の圧力を受ける板の最小厚さから腐れ代（供用期間中に予想される腐食及び摩耗に対する板厚の余裕）を除くとともに、最新の日本工業規格と整合性を図るため、圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号。以下「構造規格」という。）について所要の改正を行った。

(2) 改正内容

ア 構造規格第 11 条の規定を削除するとともに、第 10 条第 2 号に定められている高合金鋼鋼板及び非鉄金属板の厚さを、1.5 ミリメートル以上に統一したこと。

イ 構造規格第 12 条、第 13 条、第 22 条及び第 26 条に定められている圧力容器の円筒胴等の板の最小厚さから、腐れ代を削除したこと。

(3) 施行期日

平成 28 年 10 月 1 日

第2章 監督指導等

第1節 事業場監督

平成28年中に、労働基準監督官が事業場に赴き、監督を実施した件数は、169,623件であり、その内訳は、定期監督等（毎月一定の計画に基づいて実施する監督のほか、一定の重篤な労働災害又は火災・爆発等の事故について、発生直後にその原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う監督を含む）が134,617件、申告監督（労働者等からの申告に基づいて実施する監督）が21,994件、再監督（定期監督、申告監督の際に法違反を指摘した事業場のうち、一定のものについて法違反の是正の有無を確認するために行う監督）が13,012件となっている。

1. 定期監督等（災害時の監督を含む）

平成28年中に定期監督等を実施した事業場数134,617件を業種別にみると、建設業が44,279件と最も多く、全体の32.9%を占め、次いで製造業36,107件（同26.8%）、商業16,714件（同12.4%）、運輸交通業7,779件（同5.8%）、保健衛生業7,450件（同5.5%）の順となっている。

以上の監督実施事業場のうち、何らかの法違反があったものは、89,972件で違反率は66.8%となっている。

これらの違反事業場における法違反の内容を法条項別の違反率で見ると、労働時間に関する違反率が31.5%で最も高く、次いで安全基準26.3%、健康診断21.9%、割増賃金20.9%、労働条件の明示15.3%、賃金台帳11.3%の順になっている。

2. 申告監督

平成28年中に取り扱った申告件数は、29,773件（前年からの繰越しが4,073件、当該年中の新規受理が25,700件）であり、このうち、当年中に完結した件数は25,757件である。

新規に受理した申告を申告条項別にみると、賃金不払が21,700件で最も多く、新規受理件数の84.4%を占め、次いで解雇の3,831件（同14.9%）の順となっている。

これらの申告について、被申告事業場に対し申告監督を実施した件数は、申告取扱総数の73.9%に当たる21,994件で、これを業種別にみると、商業3,722件（全体の16.9%）、建設業3,512件（同16.0%）、接客娯楽業3,259件（同14.8%）、その他の事業2,962件（同13.5%）、保健衛生業2,452件（同11.1%）の順となっている。

3. 再監督

平成28年中に再監督を実施した事業場数は、定期監督及び申告監督等により法違反の認められた105,573事業場の12.3%に当たる13,012件となっている。

4. 使用停止等処分

平成28年中において労働者を就業させる事業の建築物、寄宿舎あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から労働基準監督署長等が行った使用停止等命令処分等処分件数は、5,286件であり、その内訳は、使用停止等処分が5,284件、緊急措置命令が

2件となっている。

また、使用停止等処分事業場を業種別にみると、建設業が3,263件、製造業が1,707件であり、この2業種で全体の94.1%を占めている。

5. 司法処分

平成28年中に、労働基準監督官が司法処分として検察庁に送検した件数は、890件であり、その内訳は、労基法違反が380件で全体の42.7%を占め、安衛法違反が497件(同55.8%)、最賃法違反が13件(同1.5%)となっている。

これを業種別にみると、建設業が309件で全体の34.7%を占め、製造業210件(同23.6%)、商業75件(同8.4%)、運輸交通業66件(同7.4%)の順となっており、また、工業的業種計では594件(同66.7%)、非工業的業種計では296件(同33.3%)となっている。

第2節 賃金不払の概況

平成28年中に、全国の労働基準監督署が取り扱った賃金不払事件(平成27年以前に受理し、平成28年まで処理を継続した事件を含む。以下同じ。)の総数は、件数で15,983件(前年比5.3%減)、対象労働者数で35,120人(前年比1.0%増)、金額で約127億2,138万2千円(前年比9.9%増)となっている。

このうち平成28年中に、新規に把握した賃金不払事件は、件数で14,359件、対象労働者数で31,377人、金額で約113億9,406万円となっている。

さらに、これを業種別にみると、件数では、商業が2,489件で全体の17.3%を占め、次いで建設業の2,393件(同16.7%)、接客娯楽業の2,252件(同15.7%)の順となっている。また、対象労働者数では保健衛生業が5,907人(同18.8%)、製造業が4,420人(同14.1%)の順となっており、金額では、建設業が約21億1,886万円(同18.6%)、製造業が約20億6,791万円(同18.1%)の順となっている。

これら平成28年中に取り扱った賃金不払事件のうち、当該年中に解決されたものは、件数で9,501件(全体の59.4%)、対象労働者数で19,813人(同56.4%)、金額で約47億1,283万円(同37.0%)となっている。

第3章 産業安全

第1節 産業別労働災害発生状況

平成28年に発生した労働災害による休業4日以上死傷者数は、全産業で117,910人であり、前年に比べ1,599人の増加となった。

産業別にみると、休業4日以上死傷者数については製造業が最も多く26,454人で全体の22.4%、ついで建設業が15,058人で12.8%となっており、建設業と製造業とで全体の35.2%を占めている。

一方、死亡者数は、全産業で928人であり、そのなかでは建設業が最も多く294人で全体の31.7%を占め、ついで製造業の177人（同19.1%）となっており、前年に比べ全産業で4.5%減少した。

第1表 平成28年業種別労働災害発生状況

(単位：人)

業 種	区 分	休業4日以上の死傷者数	死 亡 者 数			
			平成28年 (1月～12月)	平成28年 (1月～12月)	平成27年 (1月～12月)	増減者数
全 産 業 計		117,910	928	972	-44	-4.5
製 造 業		26,454	177	160	17	10.6
鉱 業		184	7	10	-3	-30.0
建 設 業		15,058	294	327	-33	-10.1
交 通 運 輸 業		3,340	16	22	-6	-27.3
陸上貨物運送事業		13,977	99	125	-26	-20.8
港 湾 荷 役 業		286	10	8	2	25
林 業		1,561	41	38	3	7.9
そ の 他		57,050	284	282	2	0.7

第2節 労働災害発生率の状況

平成28年における労働災害発生率を度数率（100万延べ実労働時間当たりの労働災害による休業1日以上の死傷者数）で見ると、調査産業計（総合工事業を除く。）で1.63となっている。

これを産業別にみると、度数率の最も高い産業は「農業、林業」（4.31）であり、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」（3.90）の順となっている。

第2表 年、産業別度数率(100万延べ実労働時間当たりの死傷者数)

産業	年	24年	25年	26年	27年	28年
調査産業計 (総合工事業を除く。)		1.59	1.58	1.66	1.61	1.63
農業，林業		4.83	4.65	4.36	4.68	4.31
鉱業，採石業，砂利採取業		0.43	0	0.33	1.08	0.64
建設業(総合工事業を除く。)		0.62	0.83	0.87	0.74	0.75
製造業		1.00	0.34	1.06	1.06	1.15
電気・ガス・熱供給・水道業		0.60	0.59	0.34	0.49	0.41
情報通信業 (通信業、新聞業及び出版業に限る。)		0.33	0.42	0.34	0.33	0.39
運輸業，郵便業		2.77	3.10	3.34	3.20	2.97
卸売業，小売業		2.09	1.95	1.76	1.75	1.74
生活関連サービス業，娯楽業 (一部の業種に限る。)		4.90	4.76	4.41	3.92	3.90
医療，福祉 (一部の業種に限る。)		1.45	1.38	1.46	1.34	1.39
サービス業(他に分類されないもの) (一部の業種に限る。)		3.35	3.37	2.99	2.85	2.72
総合工事業		0.83	1.25	0.91	0.92	0.64

資料出所：労働災害動向調査

(注)1 100人以上の労働者を使用する事業所を対象として休業1日以上の上業務上の死傷災害発生率を調査したものである。

2 建設業のうち「総合工事業」については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が税抜き1億8,000万円以上(保険関係成立年月日が平成27年3月31日以前の工事現場については、税込み1億9,000万円以上)の工事現場を対象としたものである。

3 産業大分類の表章については、主要産業のみとしている。

4 「生活関連サービス業、娯楽業」は、洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。

5 「医療、福祉」は、病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。

6 「サービス業(他に分類されないもの)」は、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。

7 「0」は労働災害による死傷者数がないものである。

8 東日本大震災への対応については、各年の報告書を参照。

第4章 労働衛生

第1節 業務上疾病の発生状況

平成28年の業務上疾病者数は全産業で7,361人であった。

これを産業別にみると、保健衛生業が1,718人で全体の約23%を占め最も多い。

第1表 業務上疾病の発生状況

区分 \ 業務	製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	製 窯 造 業 土 石 製 品	金 属 工 業	機 械 器 具 工 業	鉱 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	そ の 他 の 事 業	合 計
平成24年(人)	1,479	29	125	128	244	358	107	745	912	104	4,396	7,743
対前年比(%)	91.1	131.8	74.9	96.2	83.3	87.7	91.5	93.1	98.9	119.5	103.9	99.5
疾病件数 年千人率	0.2	0.2	0.1	0.5	0.2	0.1	4.4	0.2	0.4	0.8	0.1	0.1
平成25年(人)	1,389	29	125	105	277	301	97	733	887	103	4,101	7,310
対前年比(%)	93.9	100.0	100.0	82.0	113.5	84.1	90.7	98.4	97.3	99.0	93.3	94.4
疾病件数 年千人率	0.1	0.2	0.1	0.4	0.3	0.1	4.0	0.2	0.4	0.8	0.1	0.1
平成26年(人)	1,459	27	161	112	262	311	61	705	860	107	4,223	7,415
対前年比(%)	105.0	93.1	128.8	106.7	94.6	103.3	62.9	96.2	97.0	103.9	103.0	101.4
疾病件数 年千人率	0.2	0.2	0.1	0.4	0.3	0.1	2.5	0.2	0.3	0.8	0.1	0.1
平成27年(人)	1,411	24	125	89	261	324	63	641	1,007		4,246	7,368
対前年比(%)	96.7	88.9	77.6	79.5	99.6	104.2	103.3	90.9	104.1		100.5	99.4
疾病件数 年千人率	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	2.1	0.2	0.4		0.1	0.1
平成28年(人)	1,425	18	135	84	274	336	54	622	1,061		4,246	7,361
対前年比(%)	101.0	75.0	77.6	94.4	105.0	103.7	85.7	97.0	105.4		100.5	99.9
疾病件数 年千人率	0.1	0.0	0.1	0.3	0.2	0.1	2.7	0.2	0.4		0.1	0.1

資料出所：厚生労働省労働基準局「業務上疾病調」

(注) 1 業種は、疾病者数の多いものを選んだ。

疾 病 者 数

2 疾病者数年千人率 = $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$

労働基準法適用労働者数

3 労働基準法適用労働者数は、平成26年までは経済センサスの就業者数、平成27年からは労働力調査の雇用者数による。

第2節 じん肺発生状況

じん肺健康診断は、常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺法（昭和35年法律第30号）に基づくじん肺管理区分が管理1に該当する者は3年以内ごとに1回、管理2または管理3の者は1年以内ごとに1回、事業者が実施することになっている。

じん肺健康診断の結果に基づく、じん肺管理区分の決定状況をみると、第2表のとおりである。これによると、じん肺有所見者数、有所見率とも減少傾向にある。

第2表 じん肺管理区分の決定状況

年	項目	じん肺健康診断 受診労働者数 (A)	管理2	管理3	管理4	有所見 者数 (B)	合併症 り患 者数	有所見率 (%) (B)/(A)×100
昭和62		237,310	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
63		228,425	27,164	4,209	64	31,437	60	13.8
平成元年		219,624	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3
5		219,607	19,888	3,138	36	23,062	27	10.5
10		206,138	13,514	1,993	22	15,529	20	7.5
15		183,961	6,380	912	12	7,304	8	4.0
20		244,993	4,146	592	14	4,752	4	1.9
24		235,923	2,633	324	8	2,965	7	1.3
25		243,740	2,186	295	12	2,493	5	1.0
26		251,730	1,967	246	12	2,225	1	0.9
27		249,759	1,691	229	15	1,935	3	0.8
28		269,763	1,573	221	13	1,807	2	0.6

資料出所：じん肺健康管理実施結果調

(注) 1 本統計中には、随時申請によるものは含まれていない。

2 じん肺管理区分の管理4は、療養を要するもの。

第3節 過労死等に係る労災補償状況

第1表 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
脳・心臓疾患	請求件数		842	784	763	795	825
	決定件数		741	683	637	671	680
	うち支給決定件数		338	306	277	251	260
うち死亡	請求件数		285	283	242	283	261
	決定件数		272	290	245	246	253
	うち支給決定件数		123	133	121	96	107

第2表 精神障害の労災補償状況

区分		年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
精神障害	請求件数		1,257	1,409	1,456	1,515	1,586
	決定件数		1,217	1,193	1,307	1,306	1,355
	うち支給決定件数		475	436	497	472	498
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数		169	177	213	199	198
	決定件数		203	157	210	205	176
	うち支給決定件数		93	63	99	93	84

第4節 定期健康診断の実施状況

常時 50 人以上の労働者を使用する事業者から報告のあった定期健康診断の実施状況は第3表のとおりである。

第3表 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)(平成28年)

目 項	項 目 別 の 有 所 見 率												所
	聴 力 (1000 H z)	聴 力 (4000 H z)	胸 部 X 線 検 査	喀 痰 検 査	血 圧	貧 血 検 査	肝 機 能 検 査	血 中 脂 質 検 査	血 糖 検 査	尿 検 査 (糖)	尿 検 査 (蛋 白)	心 電 図 検 査	
有所見率	3.6	7.4	4.2	1.8	15.2	7.6	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8

資料：定期健康診断結果調

(注) 「所見のあった者の割合」は、安衛則第44条および第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く。)の人数を受診者数で割った値である。

第5節 特殊健康診断の実施状況

一定の有害業務に常時従事する労働者に対しては、特別の項目による健康診断の実施を事業者に義務付けている。

現在、法令で特別の項目による健康診断の実施が義務づけられている業務は、①粉じん作業（じん肺法）、②鉛業務（鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号））、③四アルキル鉛等業務（四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号））、④放射線業務（電離則）、⑤高圧室内業務及び潜水業務（高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号））、⑥特定化学物質等の業務（特化則）、⑦有機溶剤業務（有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号））、⑧石綿等の業務（石綿則）、⑨除染等業務（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号））の9業務である。

また、騒音、VDT機器に係る業務等については、行政通達で特別の項目による健康診断の実施を勧奨している。

これらの特殊健康診断の状況は第4表に示すとおりである。

これによると特殊健康診断実施事業場数は約14万事業場（前年比8.1%増）、受診者数は約272万人（前年比5.5%増）、有所見率は5.7%であった。

第4表 特殊健康診断実施状況

年	項目	実施事業所数	受診者数 (A)	有所見者数 (B)	有所見率(%) (B)/(A)
昭和35年		5,543	197,798	27,617	14.0
40		8,927	226,979	24,048	10.6
45		14,865	304,793	30,735	10.1
50		30,446	557,224	29,962	5.4
55		71,976	1,213,867	30,546	2.5
60		81,689	1,436,463	24,429	1.7
平成元年		80,242	1,415,940	25,015	1.8
5		76,986	1,553,650	52,353	3.4
10		78,099	1,606,353	93,438	5.8
15		79,055	1,637,878	97,328	5.9
20		91,016	2,099,488	135,540	6.5
24		92,394	2,101,445	131,454	6.3
25		101,452	2,229,617	134,434	6.0
26		110,489	2,347,420	135,678	5.8
27		129,812	2,575,063	144,842	5.7
28		140,351	2,715,575	154,762	5.7

資料出所：特殊健康診断実施結果調

(注) 有機溶剤、鉛健康診断は平成元年10月より項目等が変更されている。

第6節 新規化学物質の届出件数及び名称公表件数

1. 新規化学物質の届出件数

化学物質の有害性調査制度に係る新規化学物質の届出件数は、第1表のとおりである。

第1表 新規化学物質の届出件数

年	件数		
	製造	輸入	計
昭和54年～昭和63年	3,223	615	3,838
平成元年～平成5年	2,410	304	2,714
平成6年～平成10年	2,585	398	2,983
平成11年～平成15年	2,915	517	3,432
平成16年～平成20年	5,133	1,138	6,271
平成21年～平成25年	4,959	1,239	6,198
平成26年	806	246	1,052
平成27年	828	229	1,057
平成28年	857	221	1,078
計	23,716	4,907	28,623

2. 新規化学物質の名称公表件数

化学物質の有害性調査制度に係る新規化学物質の名称公表件数は、第2表のとおりである。

第2表 新規化学物質の名称公表件数

年	件数
昭和54年～昭和63年	3,209
平成元年～平成5年	2,477
平成6年～平成10年	2,958
平成11年～平成15年	3,040
平成16年～平成20年	5,606
平成21年～平成25年	5,662
平成26年	878
平成27年	951
平成28年	907
計	25,688

第5章 機構・定員及び予算

第1節 行政機構

労働基準監督機関の機構は、本省の下に、都道府県労働局(47局)、労働基準監督署(321署)及び支署(4)が置かれている(平成29年3月31日現在)。

第2節 労働基準監督署の労働基準監督官の定員

平成28年度の全国の労働基準監督官数は2,923人となり前年度に比し22人増であった。

第3節 予算

平成28年度一般会計予算額は表のとおり3,069百万円である。

また、特別会計(労災勘定)にあつては、1,057,997百万円である。

労働安全衛生対策費	18,585,562千円
保険給付費	767,863,458千円
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	8,421,777千円
職務上年金給付費等交付金	5,798,444千円
社会復帰促進等事業費	139,572,603千円
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	9,896,167千円
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	2,815,173千円
仕事生活調和推進費	2,566,300千円
中小企業退職金共済等事業費	1,912,807千円
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	106,986千円
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	54,805千円
個別労働紛争対策費	1,119,142千円
業務取扱費	53,557,247千円
施設整備費	1,345,507千円
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	37,661,415千円
予備費	6,700,000千円
歳出合計	1,057,977,393千円

表 平成 28 年度予算の概要

(単位：千円)

区 分	合 計
1 一般行政に必要な経費	24,727
(1) 経常事務費	14,359
(2) 労働金庫監督検査対策費	8,997
(3) 社会保険労務士制度の適正な運営に必要な経費	1,371
2 審議会等に必要な経費	25,789
3 労働保険の審査に必要な経費	31,827
4 中小企業退職金共済制度実施に必要な経費	1,223
(1) 中小企業退職金共済制度実施費	1,223
5 労働条件政策に必要な経費	261,123
(1) 労働条件確保対策推進費	261,123
6 監督行政に必要な経費	288,702
(1) 経常事務費	100,333
(2) 労働条件確保対策推進費	178,909
(3) 司法事務効率化推進費	9,460
7 労働災害防止対策に必要な経費	52,496
(1) 経常事務費	51,069
(2) 外国における特定機械等検査経費	693
(3) 規制緩和推進に必要な経費	734
8 賃金労働時間行政に必要な経費	5,521
(1) 賃金制度改善指導等経費	5,521
9 最低賃金制度実施に必要な経費	492,660
(1) 基準的行政経費	30,377
(2) 最低賃金調査等経費	43,795
(3) 最低賃金専門部会等開催費	231,213
(4) 最低賃金履行確保対策経費	15,520
(5) 最低賃金減額特例許可関係経費	171,755
10 労働条件・労働安全衛生関係相談業務の外部委託費	106,261
11 過労死等防止対策推進経費	30,433
12 最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援に必要な経費	1,099,350
13 労働者災害補償保険に必要な経費	192,411
14 アスベスト訴訟和解金	456,000
合 計	3,068,523

附 属 資 料

1. 年次別監督実施状況
2. 業種別・規模別適用事業場数
3. 業種別・規模別適用労働者数
4. 定期監督等実施状況・法違反状況
5. 申告処理状況（家内労働法関係を除く。）
6. 再監督実施状況
7. 使用停止等命令処分等実施状況
8. 家内労働監督実施状況及び措置状況
9. 許可及び認定等件数
10. 送検事件状況
11. 送検結果の推移
12. 賃金不払状況
13. 未払賃金の立替払事業の実施状況
14. 社内預金管理状況の推移
15. 業種別死傷者数の推移(休業4日以上)
16. 業種別・都道府県別死傷災害発生状況
17. 業種別・事故の型別死傷者数(休業4日以上)
18. 業種別・起因物別死傷者数(休業4日以上)
19. 業種別・年齢別労働災害発生状況
20. 業種別・都道府県別死亡災害発生状況
21. 業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）
22. 定期健康診断実施結果（業種別）
23. 特殊健康診断実施状況（対象作業別）
24. 業種別・じん肺健康管理実施状況
25. 最低賃金決定状況
26. 家内労働法適用状況
27. 労働基準行政機構図
28. 労働基準行政所掌法令

1. 年次別監督実施状況

年	定期監督等	申告監督	再監督	計
昭和 23 年	181,636 (94.9)	9,681 (5.1)	-	191,317 (100.0)
30	154,546 (64.0)	37,989 (15.7)	48,992 (20.3)	241,527 (100.0)
35	135,909 (73.4)	18,517 (10.0)	30,746 (16.6)	185,172 (100.0)
40	191,053 (80.4)	16,506 (6.9)	30,211 (12.7)	237,770 (100.0)
45	233,946 (79.1)	23,873 (8.1)	37,849 (12.8)	295,668 (100.0)
50	165,483 (80.3)	20,327 (9.9)	20,249 (9.8)	206,059 (100.0)
55	167,850 (81.9)	18,174 (8.9)	18,886 (9.2)	204,910 (100.0)
60	173,438 (84.1)	15,644 (7.6)	17,133 (8.3)	206,215 (100.0)
平成 2 年	156,401 (87.3)	9,052 (5.1)	13,676 (7.6)	179,129 (100.0)
7	175,875 (86.7)	15,759 (7.8)	11,277 (5.6)	202,911 (100.0)
12	147,773 (79.9)	27,133 (14.7)	9,958 (5.4)	184,864 (100.0)
17	122,734 (74.8)	31,206 (19.0)	10,201 (6.2)	164,141 (100.0)
22	128,959 (73.9)	33,077 (19.0)	12,497 (7.2)	174,533 (100.0)
23	132,829 (75.7)	29,442 (16.8)	13,261 (7.6)	175,532 (100.0)
24	134,295 (77.4)	25,418 (14.6)	13,807 (8.0)	173,520 (100.0)
25	140,499 (78.9)	23,408 (13.1)	14,226 (8.0)	178,133 (100.0)
26	129,881 (78.0)	22,430 (13.5)	14,138 (8.5)	166,449 (100.0)
27	133,116 (78.7)	22,312 (13.2)	13,808 (8.2)	169,236 (100.0)
28	134,617 (79.4)	21,994 (13.0)	13,012 (7.7)	169,623 (100.0)

- (注) 1 ()内は各年の監督実施件数の計に対する割合を示す。
 2 各年とも1月1日から12月31日までの件数を示すが、昭和40年については4月1日から翌年3月31日までの件数を示す。
 3 家内労働法関係の監督を除いている。

2. 業種別・規模別適用事業場数

(平成26年7月1日現在)

業種	規模	合 計						
		1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上	
1号	食 料 品 製 造 業	49,134	28,302	11,821	3,424	3,013	2,075	499
	織 維 工	10,121	8,020	1,380	317	252	126	26
	衣服その他の繊維製品製造業	19,676	14,316	3,811	771	531	230	17
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	10,854	8,081	2,040	428	215	86	4
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	14,537	12,267	1,618	328	208	96	20
	パルプ・紙・紙加工品製造業	9,439	5,395	2,399	738	552	315	40
	印 刷 ・ 製 本 業	24,636	17,906	4,408	1,130	799	328	65
	化 学 工 業	38,066	21,883	9,236	2,792	2,225	1,482	448
	窯業土石製品製造業	17,344	10,985	4,711	844	522	233	49
	鉄 鋼	7,353	4,174	1,865	543	382	285	104
	非 鉄 金 属 製 造 業	4,758	2,776	1,108	287	294	226	67
	金 属 製 品 製 造 業	48,715	34,354	9,879	2,319	1,418	652	93
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	55,264	36,861	11,288	3,001	2,266	1,391	457
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	25,558	13,294	6,208	2,071	1,890	1,406	689
運 送 用 機 械 等 製 造 業	17,049	8,995	4,087	1,381	1,150	933	503	
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	5,765	3,049	1,865	413	268	154	16	
そ の 他 の 製 造 業	148,425	125,938	16,451	3,148	1,883	862	143	
小 計	506,694	356,596	94,175	23,935	17,868	10,880	3,240	
2号	石 炭 鉱 業	18	9	7	1	0	0	1
	土 石 採 取 業	1,514	1,130	327	44	12	1	0
	そ の 他 の 鉱 業	122	74	24	9	6	7	2
	小 計	1,654	1,213	358	54	18	8	3
3号	建 設 業	385,788	315,173	56,901	8,166	4,028	1,294	226
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	8,474	4,092	2,183	827	660	583	129
	道 路 旅 客 運 送 業	12,985	4,874	3,428	1,557	1,695	1,335	96
	道 路 貨 物 運 送 業	63,995	25,000	24,266	8,024	4,936	1,593	176
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	844	402	302	73	26	32	9
小 計	86,298	34,368	30,179	10,481	7,317	3,543	410	
5号	貨 物 取 扱 業	8,084	4,328	2,237	660	520	305	34
工 業 的 業 種 計	988,518	711,678	183,850	43,296	29,751	16,030	3,913	
6号	農 業	13,696	10,446	2,605	410	173	60	2
	林 業	3,913	2,696	969	175	63	10	0
	小 計	17,609	13,142	3,574	585	236	70	2
7号	畜 産 業	5,924	4,612	1,044	167	75	24	2
	水 産 業	3,087	2,134	789	103	45	16	0
	小 計	9,011	6,746	1,833	270	120	40	2
8号	卸 売 業	320,098	241,650	59,659	10,055	5,679	2,466	589
	小 売 業	784,042	596,148	150,930	19,373	12,244	4,740	607
	理 美 容 業	137,367	130,606	6,237	343	143	28	10
	そ の 他 の 商 業	174,170	149,054	18,738	3,259	1,908	992	219
	小 計	1,415,677	1,117,458	235,564	33,030	19,974	8,226	1,425
9号	金 融 業	75,396	39,274	26,198	5,920	2,763	934	307
	広 告 ・ あ っ せ ん 業	53,059	45,702	5,745	805	503	237	67
	小 計	128,455	84,976	31,943	6,725	3,266	1,171	374
10号	映 画 ・ 演 劇 業	6,742	4,768	1,208	335	300	106	25
11号	通 信 業	32,115	26,611	3,228	404	573	871	428
12号	教 育 ・ 研 究 業	182,087	103,084	47,168	17,886	9,320	3,573	1,056
13号	医 療 保 健 業	203,565	159,011	30,534	4,014	3,437	4,512	2,057
	社 会 福 祉 施 設	174,538	77,612	64,442	18,152	11,533	2,719	80
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業	6,161	4,153	1,290	392	261	61	4
	小 計	384,264	240,776	96,266	22,558	15,231	7,292	2,141
14号	旅 館 業	31,550	19,447	8,151	1,943	1,207	680	122
	飲 食 店	411,118	317,735	75,849	12,653	4,183	631	67
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	52,763	30,648	15,787	3,816	2,034	435	43
	小 計	495,431	367,830	99,787	18,412	7,424	1,746	232
15号	清 掃 ・ と 畜 業	49,498	29,400	11,922	3,389	2,591	1,706	490
16号	官 公 署	40,378	20,938	9,121	3,292	3,165	2,781	1,081
17号	そ の 他 の 事 業	371,019	292,550	49,254	11,602	9,484	6,337	1,792
非 工 業 的 業 種 計	3,132,286	2,308,279	590,868	118,488	71,684	33,919	9,048	
合 計	4,120,804	3,019,957	774,718	161,784	101,435	49,949	12,961	

注：本表は平成26年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）より算出したものです。

3. 業種別・規模別適用労働者数

(平成26年7月1日現在)

業種		規模	合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
1号	食料品製造業		1,231,653	109,434	201,705	131,217	208,038	335,485	245,774
	繊維工業		108,512	23,132	22,761	12,086	17,250	19,531	13,752
	衣服その他の繊維製品製造業		217,342	47,271	61,401	28,953	36,852	35,323	7,542
	木材・木製品製造業		104,932	27,610	32,973	16,174	14,334	12,277	1,564
	家具・装備品製造業		117,583	34,026	25,966	12,315	14,378	14,925	15,973
	パルプ・紙・紙加工品製造業		194,430	20,483	41,283	27,995	38,831	47,475	18,363
	印刷・製本業		315,562	57,646	74,034	43,281	54,802	49,120	36,679
	化学工業		1,009,821	81,969	156,606	106,264	153,493	240,917	270,572
	窯業土石製品製造業		252,939	40,727	77,552	31,789	35,565	37,250	30,056
	鉄鋼業		232,633	15,495	32,057	20,854	25,918	47,846	90,463
	非鉄金属製造業		138,094	10,065	18,834	10,861	20,446	37,132	40,756
	金属製品製造業		620,804	118,997	164,021	88,278	96,980	101,510	51,018
	一般機械器具製造業		1,147,348	126,944	188,920	114,579	154,975	225,410	336,520
	電気機械器具製造業		1,147,608	49,552	107,260	79,471	132,400	231,280	547,645
運送用機械等製造業		998,679	33,958	70,282	52,933	80,546	156,184	604,776	
電気・ガス・水道業		108,664	12,744	31,045	15,529	18,477	21,926	8,943	
その他の製造業		1,094,352	373,996	264,091	118,568	127,699	136,120	73,878	
小計		9,040,956	1,184,049	1,570,791	911,147	1,230,984	1,749,711	2,394,274	
2号	石炭鉱業		575	61	123	32	0	0	359
	土石採取業		12,049	4,529	5,028	1,625	767	100	0
	その他の鉱業		3,432	195	375	345	355	1,107	1,055
	小計		16,056	4,785	5,526	2,002	1,122	1,207	1,414
3号	建設業		2,863,208	1,050,878	887,767	305,382	269,864	199,735	149,582
4号	鉄道・軌道・水運・航空業		314,042	17,297	37,046	31,258	45,357	97,208	85,876
	道路旅客運送業		515,109	19,899	60,702	60,034	118,860	209,665	45,949
	道路貨物運送業		1,526,643	116,358	424,763	305,247	333,122	232,047	115,106
	その他の運輸交通業		21,040	1,781	5,414	2,667	1,821	5,256	4,101
小計		2,376,834	155,335	527,925	399,206	499,160	544,176	251,032	
5号	貨物取扱業		179,942	17,251	38,040	25,055	35,802	47,233	16,561
工業的業種計		14,476,996	2,412,298	3,030,049	1,642,792	2,036,932	2,542,062	2,812,863	
6号	農業		115,994	38,001	41,014	15,167	11,553	9,609	650
	林業		38,242	9,774	16,479	6,483	4,094	1,412	0
	小計		154,236	47,775	57,493	21,650	15,647	11,021	650
7号	畜産業		48,683	16,889	16,534	6,225	5,021	3,311	703
	水産業		30,286	8,366	12,386	3,844	3,087	2,603	0
	小計		78,969	25,255	28,920	10,069	8,108	5,914	703
8号	卸売業		3,406,888	874,475	948,592	376,732	386,264	385,788	435,037
	小売業		7,052,666	2,069,784	2,398,713	723,112	835,180	713,566	312,311
	理美容業		437,237	318,865	87,853	12,346	9,138	4,028	5,007
	その他の商業		1,225,312	377,126	302,031	122,472	130,630	156,723	136,330
小計		12,122,103	3,640,250	3,737,189	1,234,662	1,361,212	1,260,105	888,685	
9号	金融業		1,413,578	149,031	450,892	220,829	183,133	148,800	260,893
	広告・あっせん業		382,035	143,251	87,689	30,397	34,095	38,031	48,572
	小計		1,795,613	292,282	538,581	251,226	217,228	186,831	309,465
10号	映画・演劇業		97,245	16,332	19,840	12,971	20,578	15,687	11,837
11号	通信業		640,867	111,081	46,849	15,473	41,834	151,508	274,122
12号	教育・研究業		3,898,307	363,696	830,110	673,000	629,044	557,262	845,195
13号	医療保健業		3,610,227	676,563	452,771	151,796	242,539	790,798	1,295,760
	社会福祉施設		3,380,208	371,881	1,127,238	682,099	790,482	363,673	44,835
	その他の保健衛生業		79,195	14,224	21,820	14,949	17,587	8,120	2,495
小計		7,069,630	1,062,668	1,601,829	848,844	1,050,608	1,162,591	1,343,090	
14号	旅館業		527,506	68,512	135,302	73,453	82,273	106,918	61,048
	飲食店		3,144,949	1,015,175	1,259,000	465,030	270,820	86,354	48,570
	その他の接客娯楽業		773,923	115,826	269,820	143,324	135,304	61,922	47,727
小計		4,446,378	1,199,513	1,664,122	681,807	488,397	255,194	157,345	
15号	清掃・と畜業		1,182,097	113,289	200,560	128,857	179,266	279,283	280,842
16号	官公署		1,919,212	69,645	157,926	125,523	221,232	468,127	876,759
17号	その他の事業		5,053,525	854,250	799,500	440,919	659,701	1,024,165	1,274,990
非工業的業種計		38,458,182	7,796,036	9,682,919	4,445,001	4,892,855	5,377,688	6,263,683	
合計		52,935,178	10,208,334	12,712,968	6,087,793	6,929,787	7,919,750	9,076,546	

注：本表は平成26年経済センサス-基礎調査（総務省統計局）より算出したものです。

6. 再監督実施状況（平成28年）

業 種	事 項	再監督実施事業場数	完全是正事業場数	完全是正率（％）
1号	食料品製造業	658	233	35.4
	繊維工業	88	32	36.4
	衣服その他の繊維製品製造業	126	45	35.7
	木材・木製品製造業	222	80	36.0
	家具・装備品製造業	219	86	39.3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	104	41	39.4
	印刷・製本業	240	86	35.8
	化学工業	475	200	42.1
	窯業土石製品製造業	151	60	39.7
	鉄鋼業	102	47	46.1
	非鉄金属製造業	52	19	36.5
	金属製品製造業	1,426	576	40.4
	一般機械器具製造業	535	209	39.1
	電気機械器具製造業	283	106	37.5
	輸送用機械等製造業	351	166	47.3
電気・ガス・水道業	12	6	50.0	
その他の製造業	704	275	39.1	
小計		5,748	2,267	39.4
2号	石炭鉱業	1	0	0.0
	土石採取業	19	6	31.6
	その他の鉱業	1	1	100.0
	小計	21	7	33.3
3号	土木工事業	234	160	68.4
	建築工事業	1,771	1,387	78.3
	その他の建設業	309	191	61.8
	小計	2,314	1,738	75.1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	14	7	50.0
	道路旅客運送業	182	62	34.1
	道路貨物運送業	569	215	37.8
	その他の運輸交通業	5	2	40.0
	小計	770	286	37.1
5号	陸上貨物取扱業	49	20	40.8
	港湾運送業	8	4	50.0
	小計	57	24	42.1
1～5号計		8,910	4,322	48.5
6号	農業	38	16	42.1
	林業	17	5	29.4
	小計	55	21	38.2
7号	畜産業	26	17	65.4
	水産業	11	6	54.5
	小計	37	23	62.2
8号	卸売業	429	146	34.0
	小売業	911	357	39.2
	理美容業	65	20	30.8
	その他の商業	132	57	43.2
	小計	1,537	580	37.7
9号	金融業	54	32	59.3
	広告・あっせん業	46	14	30.4
	小計	100	46	46.0
10号	映画・演劇業	16	8	50.0
11号	通信業	17	8	47.1
12号	教育・研究業	185	80	43.2
13号	医療保健業	240	82	34.2
	社会福祉施設	378	142	37.6
	その他の保健衛生業	24	8	33.3
	小計	642	232	36.1
14号	旅館業	226	69	30.5
	飲食店業	401	114	28.4
	その他の接客娯楽業	72	22	30.6
	小計	699	205	29.3
15号	清掃・と畜業	148	60	40.5
16号	官公署	4	4	100.0
17号	派遣業	79	23	29.1
	その他の事業業	583	223	38.3
	小計	662	246	37.2
6～17号計		4,102	1,513	36.9
合 計		13,012	5,835	44.8

7. 使用停止等命令処分等実施状況（平成28年）

業 種	事 項	使用停止等処分事業場数	緊急措置命令事業場数
1号	食 料 品 製 造 業	280	
	織 維 工 業	31	
	衣服その他の繊維製品製造業	13	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	153	
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	100	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	56	
	印 刷 ・ 製 本 業	34	
	化 学 工 業	133	
	窯 業 土 石 製 品 製 造 業	83	
	鉄 鋼 業	27	
	非 鉄 金 属 製 造 業	21	
	金 属 製 品 製 造 業	374	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	126	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	49	
輸 送 用 機 械 等 製 造 業	111		
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	3		
そ の 他 の 製 造 業	113		
小 計	1,707		
2号	石 炭 採 取 業		
	土 石 採 取 業	18	
	そ の 他 の 採 取 業		
小 計	18		
3号	土 木 工 事 業	223	
	建 築 工 事 業	2,811	2
	そ の 他 の 建 設 業	229	
小 計	3,263	2	
4号	鉄 道 ・ 軌 道 ・ 水 運 ・ 航 空 業	1	
	道 路 旅 客 運 送 業	2	
	道 路 貨 物 運 送 業	23	
	そ の 他 の 運 輸 交 通 業	1	
小 計	27		
5号	陸 上 貨 物 取 扱 業	5	
	港 湾 運 送 業	4	
	小 計	9	
1 ~ 5号 計	5,024	2	
6号	農 業	6	
	林 業	9	
	小 計	15	
7号	畜 産 業	18	
	水 産 業	3	
	小 計	21	
8号	卸 売 業	48	
	小 売 業	63	
	理 美 容 業		
	そ の 他 の 商 業	15	
小 計	126		
9号	金 融 業	1	
	広 告 ・ あ つ せ ん 業	4	
	小 計	5	
10号	映 画 ・ 演 劇 業		
11号	通 信 業	1	
12号	教 育 ・ 研 究 業	4	
13号	医 療 保 健 業	1	
	社 会 福 祉 施 設 業	1	
	そ の 他 の 保 健 衛 生 業		
小 計	2		
14号	旅 館 業	5	
	飲 食 店 業	7	
	そ の 他 の 接 客 娯 楽 業	7	
	小 計	19	
15号	清 掃 ・ と 畜 業	40	
16号	官 公 署		
17号	派 遣 業		
	そ の 他 の 事 業	27	
	小 計	27	
6 ~ 17号 計	260		
合 計	5,284	2	

8. 家内労働監督実施状況及び措置状況（平成28年）

事業種	定期				監 督 等 表 施 状 況														申 告 処 理										実 施 状 況				再 監 督 実 施 状 況					
	定 期 監 督 実 施 営 業 所 数	同 違 反 営 業 所 数	同 違 反 営 業 所 比 率 (%)	3 条 家 内 労 働 手 帳	6 条 工 賃 の 支 払	14 条 最 低 工 賃 の 効 力	27 条 帳 簿 の 備 付			要 処 理 申 告 営 業 所 数	直 接 受 理 件 数 (B)	他 局 署 か ら 移 送 さ れ た 件 数 (C)	他 局 署 へ 移 送 し た 件 数 (D)	計 A+B+C-D (E)	申 告 監 督 実 施 営 業 所 数 (F)	同 違 反 営 業 所 数 (G)	同 違 反 営 業 所 比 率 (G/F) (%)	同 違 反 営 業 所 数 (I)	同 違 反 営 業 所 比 率 (I/E) (%)	完 結 営 業 所 数 (I)	完 結 率 (I/E) (%)	主 要 事 項 別 被 申 告 営 業 所 数			再 監 督 実 施 営 業 所 数	再 監 督 実 施 状 況												
					3 条 家 内 労 働 手 帳	6 条 工 賃 の 支 払	14 条 最 低 工 賃 の 効 力	17 条 安 全 衛 生 基 礎 事 項 (委 託 者)	23 条 事 項 (家 内 労 働 者)													27 条 事 項 (補 助 者)	工 家	賃 内		不 労	他 手	他 帳	違 家	反 内	事 賃	項 労	状 働	施 手	実 帳	状 他		
					3 条 家 内 労 働 手 帳	6 条 工 賃 の 支 払	14 条 最 低 工 賃 の 効 力	17 条 安 全 衛 生 基 礎 事 項 (委 託 者)	23 条 事 項 (家 内 労 働 者)													27 条 事 項 (補 助 者)	工 家	賃 内		不 労	他 手	他 帳	違 家	反 内	事 賃	項 労	状 働	施 手	実 帳	状 他		
食品製造業																																						
繊維工業	55	42	76.4	24	11	20	8	1	1	1	2	2		1	1	100.0	1	1	100.0	1	50.0	1	1	3							3							
衣服その他の繊維製品製造業	9	6	66.7	5	1		1	1	3					4	4	75.0	4	3	100.0	4	100.0	1	3	1														
木材・木製品製造業																																						
家具・装備品製造業																																						
パルプ・紙・紙加工品製造業																																						
印刷・製本業	1	1	100.0	1										1	1	100.0	1	1	100.0	1	100.0	1																
化学繊維製造業																																						
化学工業	1	1	100.0																																			
プラスチック製品製造業	1	1	100.0																																			
ゴム製品製造業	1	1	100.0	1					1	1																										1		
皮革・同製品製造業																																						
上記を除く化学工業																																						
窯業土石製品製造業																																						
鉄業																																						
非鉄金属製造業																																						
金属製品製造業																																						
一般機械(精密機械を除く)器具製造業								1						1						1	100.0																	
器具製造業(上記を除く一般機械器具製造業)																																						
電気機械器具製造業	2	2	100.0	1					1	1				2	2	100.0	2	1	100.0	1	50.0																	
輸送用機械等製造業																																						
電気・ガス・水道業																																						
その他製造業								4	7	3	2	12	8	5	5	62.5	10	8	83.3	10	83.3																	
合計	69	53	76.8	31	13	20	8	8	15	4	3	24	17	13	76.5	20	13	76.5	20	83.3																		
主要事項別違反営業所数																																						

9. 許可及び認定等件数（平成28年）

区分	根 拠 条 文		名 称	申 請 件 数	許 可 及 び 認 定 等 件 数
	法	規 則			
許 可	基33条1項	則13条	非常災害時の理由による労働時間延長・休日労働許可	159	113
	基41条	則23条	断続的な宿直又は日直勤務許可	1,656	1,392
	基40条	則33条	休憩自由利用除外許可	3	
	基41条3号	則34条	監視・断続的労働に従事する者に対する適用除外許可	1,542	1,340
	基71条	則34条の4	職業訓練に関する特例許可		
	基56条2項	年少則1条	使用許可	377	357
	基61条3項	年少則5条	交替制による深夜業時間延長許可		
	基96条	寄宿則36条	事業附属寄宿舎規程第36条による適用特例許可	32	32
	安衛12条	安衛則8条	衛生管理者選任特例許可		
	安衛13条	安衛則13条	産業医選任特例許可	3	3
	安衛22条	有機則13条	施設の特例許可	406	393
	安衛22条	有機則18条の3	局所排気装置特例稼働許可	33	32
	安衛55条	特化則46条・石綿則47条	製造等の特例許可		
	安衛65条	測定基準2条、10条、13条	作業環境測定特例許可		
安衛66条	有機則31条	健康診断の特例許可			
小 計				4,211	3,662
認 定 等	基19条1項但書後段	則7条	解雇制限・解雇予告除外認定	2	2
	基20条1項但書前段			27	20
	基20条1項但書後段	則7条	解雇予告除外認定	2,206	1,843
	賃確7条	則9条	未払賃金の立替払に係る認定	1,277	977
	賃確7条	則14条	未払賃金の立替払に係る確認	8,046	7,946
	安衛22条	有機則3条、4条	適用除外認定	258	258
	安衛22条	鉛則2条、4条	適用除外認定	2	2
	安衛22条	特化則6条	適用除外認定	43	41
	安衛22条	粉じん則2条	粉じん作業非該当認定		
	安衛22条	粉じん則9条	一部適用除外認定	29	31
小 計				11,890	11,120
届 出	基18条2項	則6条	貯蓄金管理に関する協定届		1,398
	基32条の2 2項	則12条の2の2	1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届		22,029
	基32条の4 4項	則12条の4	1年単位の変形労働時間制に関する協定届		354,400
	基32条の5 3項	則12条の5	1週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定届		451
	基33条1項但書	則13条	非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働届		18,134
	基36条	則17条	時間外労働・休日労働に関する協定届		1,507,843
	基38条の2 3項	則24条の2	事業場外労働に関する協定届（36協定届に付随したものを含む）		10,295
	基38条の3 2項	則24条の2の2	専門業務型裁量労働制に関する協定届		9,678
	基38条の4 1項	則24条の2の3	企画業務型裁量労働制に関する決議届		3,094
	基38条の4 4項	則24条の2の5	企画業務型裁量労働制に関する報告		6,100
	基38条の4 5項	則17条	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届		61
	基89条1項	則49条	就業規則届・変更届		645,457
	基95条1項	寄規1条の2・建寄規2条	寄宿舎規則届・変更届		2,648
	基96条の2	寄規3条の2・建寄規5条	寄宿舎設置・移転・変更届		2,081
設定改善7条	労基則17条	時間外労働・休日労働に関する決議届		6	
小 計					2,583,675
命 令 等	基18条6項	則6条の3	貯蓄金管理中止命令		
	基33条2項	則14条	代休附与命令		
	基58条2項	年少則3条	労働契約解除		
	基92条2項	則50条	就業規則変更命令		
	賃確4条	則3条	貯蓄金の保全措置命令		
	安衛11条		安全管理者増員・解任命令		
	安衛12条		衛生管理者増員・解任命令		
	安衛88条		工事着手差止め・計画変更命令		147
安衛12条	安衛則9条	共同衛生管理者選任勧告			
じん肺3条3項、15条3項	則15条	検査命令			
小 計					147

(最低賃金減額特例許可)

根拠条文	名称		地域別最賃			特定(産業別)最賃			合計		
			申請 件数 (件)	許可 件数 (件)	許可 人員 (人)	申請 件数 (件)	許可 件数 (件)	許可 人員 (人)	申請 件数 (件)	許可 件数 (件)	許可 人員 (人)
最低賃金法 第7条第1号	精神障害者の 減額特例許可	精神障害	471	451	451	1	1 (1)	1 (1)	472	452	452
		知的障害	3,259	3,234	3,234	39	39 (35)	39 (35)	3,298	3,273	3,273
	身体障害者の 減額特例許可		195	185	185	2	2 (2)	2 (2)	197	187	187
最低賃金法 第7条第2号	試の使用期間中の者の 減額特例許可		0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0
最低賃金法 第7条第3号	職業訓練を受ける者の 減額特例許可		0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0	0	0
最低賃金法 第7条第4号 (則第3条第2項)	軽易な業務に従事する 者の減額特例許可		12	8	13	1	1 (0)	2 (0)	13	9	15
	断続的労働に従事する 者の減額特例許可		7,120	6,956	10,225	18	18 (18)	20 (20)	7,138	6,974	10,245
合計			11,057	10,834	14,108	61	61 (56)	64 (58)	11,118	10,895	14,172

※1 同一労働者について、特定最賃及び地域別最賃の双方について減額特例許可をしたものは特定最低賃金に計上し、その許可件数、許可人員を()に内数として示した。

※2 許可件数、許可人員については、前年繰越し分を含む。

10 送検事件状況（平成28年）

その1

業種	事項	合計	労働基準法											
			計	3	5	6	7	15	16	19	20	22	23	24
				均等待遇	強制労働	中間搾取	公民権行使の保障	労働条件の明示	賠償予定の禁止	解雇制限	解雇の予告	退職時等の証明	金品の返還	賃金の支払
1号	食料品製造業	29	14					1			1	1		9
	繊維工業	5	3											1
	衣服その他の繊維製品製造業	30	26											3
	木材・木製品製造業	11	1											1
	家具・装備品製造業	8	5											3
	パルプ・紙・紙加工品製造業	6	1											1
	印刷・製本業	4	2											
	化学工業	11	3											
	窯業土石製品製造業	13	3											1
	鉄鋼業	8	2											1
	非鉄金属製造業	1												
	金属製品製造業	34	3					1						1
	一般機械器具製造業	16	8											4
	電気機械器具製造業	5	3											1
輸送用機械等製造業	12	3												
電気・ガス・水道業	1													
その他の製造業	16	6											4	
小計	210	83					2			1	1		30	
2号	石炭鉱業													
	土石採取業	1												
	その他の鉱業													
小計	1													
3号	土木工事業	79	11											9
	建築工事業	149	19								2			11
	その他の建設業	81	15								4			9
	小計	309	45								6			29
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	1												
	道路旅客運送業	7	5					1						4
	道路貨物運送業	58	36			1								8
	その他の運輸交通業													
小計	66	41			1		1						12	
5号	陸上貨物取扱業	6	3											1
	港湾運送業	2												
	小計	8	3											1
1～5号計	594	172			1		3			7	1		72	
6号	農業	8	4											4
	林業	13												
	小計	21	4											4
7号	畜産業	7	1								1			
	水産業													
小計	7	1								1				
8号	商業	75	55		1								1	29
9号	金融・広告業	5	5			1								1
10号	映画・演劇業	1	1											1
11号	通信業	1	1				1							
12号	教育・研究業	15	14	1						1				8
13号	医療保健業	6	4											4
	社会福祉施設	17	15								1			13
	その他の保健衛生業	3	2											1
	小計	26	21								1			18
14号	旅館業	9	7											5
	飲食店	25	25								1			12
	その他の接客娯楽業	2	2									1		1
	小計	36	34								2			18
15号	清掃・と畜業	30	7											4
16号	官公署	1	1											1
17号	派遣業	13	10			1					1			4
	その他の事業	65	54			1		2	1					25
	小計	78	64			2		2	1	1				29
6～17号計	296	208	1	1	3	1	2	2	2	1	5		1	113
合計	890	380	1	1	4	1	5	2	2	1	12	1	1	185

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業 種		労働基準法												
		26	32	34	35	37	39	40	62	89	101	104	104の2	106
		休業手当	労働時間	休憩	休日	割増賃金	年次有給休暇	労働時間及び休日例	危険(年少者)業務	作成及び届け出務	労働基準権監督官限	監申督機関への告	報告等	法令等義務
1号	食料品製造業		2											
	繊維工業		2											
	衣服その他の繊維製品製造業		11		1	8					2			
	木材・木製品製造業													
	家具・装備品製造業		1			1								
	パルプ・紙・紙加工品製造業													
	印刷・製本業		2											
	化学工業		3											
	窯業土石製品製造業		1			1								
	鉄鋼業				1									
	非鉄金属製造業													
	金属製品製造業		1											
	一般機械器具製造業		4											
電気機械器具製造業		2												
輸送用機械等製造業		2					1							
電気・ガス・水道業														
その他の製造業						2								
小計		31	1	1	12	1				2				
2号	石炭鉱業													
	土石採取業													
	その他の鉱業													
小計														
3号	土木工事業	1	1											
	建築工事業		1			1				4				
	その他の建設業		2											
小計	1	4			1				4					
4号	鉄道・軌道・水運・航空業													
	道路旅客運送業													
	道路貨物運送業		20	1	1	3							1	
	その他の運輸交通業													
小計		20	1	1	3								1	
5号	陸上貨物取扱業	1	1											
	港湾運送業													
小計	1	1												
1～5号計		2	56	2	2	16	1		4		2			1
6号	農林業													
	小計													
7号	畜産業													
	水産業													
小計														
8号	商業		16	2		5								
9号	金融・広告業		1			1				1				
10号	映画・演劇業													
11号	通信業													
12号	教育・研究業		2			1						1		
13号	医療保健業													
	社会福祉施設												1	
	その他の保健衛生業		1											
小計		1											1	
14号	旅館業			1		1								
	飲食店		8	1		2							1	
	その他の接客娯楽業													
小計		8	2		3								1	
15号	清掃・と畜業					2			1					
16号	官公署													
17号	派遣業		1			3								
	その他の事業	2	10			6	2	1		2	1	1		
	小計	2	11			9	2	1		2	1	1		
6～17号計		2	39	4		21	2	1	1	3	1	2	2	
合計		4	95	6	2	37	3	1	5	3	3	2	2	1

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業種	事項	労働基準法		労働安全衛生法								
		109	120	計	14	18	20	21	22	23	26	30
		記録の保存	罰則		条作業者主任者	条衛生委員会	条設備等	条作業方法	条衛生関係	条就業場所等	条労働者の義務	条特定元方事業者等
1号	食品製造業			14			2	5	1			
	繊維工業			2			2					
	衣服その他の繊維製品製造業		1									
	木材・木製品製造業			10	2		3					
	家具・装備品製造業			3			3					
	パルプ・紙・紙加工品製造業			5			4					
	印刷・製本業			2								
	化学工業			7			3	1				
	窯業土石製品製造業			10			6	2				
	鉄鋼業			6			2	2				
	非鉄金属製造業			1			1					
	金属製品製造業			31	3		11	2				
	2号	一般機械器具製造業			8	1		4		1		
電気機械器具製造業				2				1				
輸送用機械等製造業				9			2					2
電気・ガス・水道業				1					1			
その他の製造業				10			6	2				
小計			1	121	6		49	15	3			2
石炭鉱業												
3号	土石採取業			1			1					
	その他の鉱業											
	小計			1			1					
4号	土木工事業			68			23	10	2	2	1	4
	建築工事業			130	8		17	56	4	2		3
	その他の建設業			66	2		10	23	1	1		2
小計			264	10		50	89	7	5	1	9	
5号	鉄道・軌道・水運・航空業			1				1				
	道路旅客運送業			1								
	道路貨物運送業	1		20			4	2				
	その他の運輸交通業											
小計	1		22			4	3					
6号	陸上貨物取扱業			3			1	1				
	港湾運送業			2	1		1					
	小計			5	1		2	1				
1～5号計	1	1	413	17		106	108	10	5	1	11	
7号	農業			4				3		1		
	林業			13			5	7				
小計			17			5	10		1			
8号	畜産業			6			3	1				
	水産業											
小計			6			3	1					
9号	商業			20			6	4				
10号	金融・広告業											
11号	映画・演劇業											
12号	通信業											
13号	教育・研究業			1								
	医療保健業			1			1					
	社会福祉施設			1								
	その他の保健衛生業			1		1						
小計			3		1	1						
14号	旅館業			1				1				
	飲食店											
	その他の接客娯楽業											
小計			1				1					
15号	清掃・と畜業			23			12	7	1			
16号	官公署											
17号	派遣業			3								
	その他の事業			10			2	4				
	小計			13			2	4				
6～17号計			84		1	29	27	1	1			
合計	1	1	497	17	1	135	135	11	6	1	11	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

業種	事項	労働安全衛生法									最低賃金法	
		31	45	55	59	61	66	88	100	120	計	4
		条注	条定期自主検査	条製造禁止	条安全衛生教育	条就業制限	条健康診断	条計画の届出等	条報告等	条罰則		条最低賃金の効力
1号	食料品製造業				1	2	1		2		1	1
	繊維工業											
	衣服その他の繊維製品製造業										4	4
	木材・木製品製造業					3			2			
	家具・装備品製造業											
	パルプ・紙・紙加工品製造業								1			
	印刷製本業								2			
	化学工業		1			1	1				1	1
	窯業土石製品製造業									2		
	鉄鋼業						2					
	非鉄金属製造業											
金属製品製造業		2		2	5			6				
一般機械器具製造業				1	1							
電気機械器具製造業								1				
輸送用機械等製造業	1				2			1	1			
電気・ガス・水道業												
その他の製造業									2			
小計	1	3		4	16	2		19	1	6	6	
2号	石炭鉱業											
	土石採取業											
	その他の鉱業											
小計												
3号	土木工事業	2			5	2			16	1		
	建築工事業	17	1		3	5		1	13			
	その他の建設業	5		1	2	3			16			
小計	24	1	1	10	10		1	45	1			
4号	鉄道・軌道・水運・航空業											
	道路旅客運送業								1		1	1
	道路貨物運送業					3	2		9		2	2
その他の運輸交通業												
小計					3	2		10		3	3	
5号	陸上貨物取扱業								1			
	港湾運送業											
小計								1				
1～5号計	25	4	1	14	29	4	1	75	2	9	9	
6号	農林業								1			
	小計							1				
7号	畜産業				1	1						
	水産業											
小計				1	1							
8号	商業		2			3	1		4			
9号	金融・広告業											
10号	映画・演劇業											
11号	通信業											
12号	教育・研究業								1			
13号	医療保健業										1	1
	社会福祉施設									1	1	1
	その他の保健衛生業											
小計									1	2	2	
14号	旅館業										1	1
	飲食店											
	その他の接客娯楽業											
小計										1	1	
15号	清掃・と畜業				1	1			1			
16号	官公署											
17号	派遣業						1		2			
	その他の事業	1				1	1		1		1	1
小計	1				1	2		3		1	1	
6～17号計	1	2		2	6	3		11		4	4	
合計	26	6	1	16	35	7	1	86	2	13	13	

注) 一事件で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

11. 送検結果の推移

区分	総計	検 察 官			処 分		裁 判			結 果	
		起 訴	不 起 訴	起 訴 率	懲 役	罰 金 (正 式)	罰 金 (略 式)	無 罪			
昭和25年	960	438	317	58.0%	32	116	236	5			
昭和35年	409	259	78	46.9%	3	36	221	0			
昭和40年	1,126	792	304	72.3%	13	114	629	0			
昭和45年	2,396	1,419	132		14	322	1,078	0			
昭和45年	1,726	1,091	597	64.6%	8	31	1,049	0			
昭和45年	3,639	1,941	1,666		10	62	1,861	1			
昭和50年	1,363	867	469	64.9%	3	13	848	0			
昭和50年	2,913	1,565	1,280		3	26	1,528	2			
昭和55年	1,531	1,089	431	71.6%	1	11	1,073	2			
昭和55年	3,012	1,892	1,088		1	14	1,870	4			
昭和60年	1,328	916	396	69.8%	4	2	907	0			
昭和60年	2,508	1,524	954		5	6	1,496	0			
平成2年	1,271	736	526	58.3%	1	7	724	0			
平成2年	2,442	1,261	1,152		1	13	1,244	0			
平成7年	1,310	665	583	53.3%	0	8	652	0			
平成7年	2,706	1,131	1,335		0	9	1,110	0			
平成12年	1,385	482	408	54.2%	0	8	471	0			
平成12年	2,819	1,313	1,398		0	24	1,285	0			
平成17年	1,290	503	568	47.0%	0	14	486	0			
平成17年	2,723	1,014	1,398		0	19	994	0			
平成18年	1,219	522	484	51.9%	0	10	504	0			
平成18年	2,531	1,019	1,185		0	16	995	0			
平成19年	1,277	516	538	49.0%	3	9	502	0			
平成19年	2,461	1,078	1,383		4	21	1,049	0			
平成20年	1,227	521	550	48.6%	2	11	506	0			
平成20年	2,269	981	1,288		7	19	950	0			
平成21年	1,110	395	550	41.8%	2	5	388	0			
平成21年	2,132	781	1,351		3	14	764	0			
平成22年	1,157	404	609	39.9%	3	3	393	0			
平成22年	1,942	666	1,276		3	9	647	0			
平成23年	1,064	345	537	39.1%	1	3	340	0			
平成23年	1,843	644	1,199		1	4	638	0			
平成24年	1,133	366	583	38.6%	2	17	346	0			
平成24年	2,227	740	1,487		2	26	711	0			
平成25年	1,043	399	615	39.3%	1	3	381	0			
平成25年	2,084	674	1,341		1	5	641	0			
平成26年	1,036	410	608	40.3%	2	10	395	2			
平成26年	2,084	726	1,323		2	15	702	4			
平成27年	966	404	546	42.5%	1	3	400	0			
平成27年	1,934	724	1,172		1	6	715	0			
平成28年	890	364	490	42.6%	2	9	353	0			
平成28年	1,786	621	1,093		2	12	607	0			

(注) 1 同一事件において、被疑者の処分が異なることがあるが、件数は上位の処分について計上した。
 2 総計、検察官処分及び裁判結果の件数、人数が各々一致しないものがあるが、被疑者死亡、併合処分、検察官処分中止、検察官認知による増減及び裁判未済のものがあることによる。なお、起訴率は当該年における起訴件数／(起訴件数＋不起訴件数) による割合で、処分未済を含まない。
 3 平成25年からは、翌々年1月の第5開庁日時点での数値としている。

12. 賃金不払状況

事項 期間	前期繰越		新規把握		計		解決状況 (B)		解決不能 (C)		当期末差引未解決 ((A)-(B)-(C))	
	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人	件数	対象労働者数 千人
昭和55年度 (55.4~56.3) 上期	2,325	16	14,015	70	16,340	86	11,221	52	2,837	21	2,282	14
(55.4~55.9) 下期	2,325	16	7,497	39	9,822	55	5,755	27	1,298	10	2,769	18
(55.10~56.3) 昭和60年度 (60.4~61.3) 上期	2,769	18	6,518	31	9,287	49	5,466	25	1,539	11	2,282	14
(60.4~60.9) 下期	2,388	13	13,159	53	15,547	66	9,682	34	3,422	19	2,443	13
(60.10~61.3) 平成2年度	2,388	13	6,961	27	9,349	40	4,898	17	1,640	9	2,677	14
平成7年度	2,811	14	6,198	26	9,009	40	4,784	17	1,782	10	2,751	13
平成9年度	871	3	6,345	21	7,216	25	5,074	16	1,303	6	1,772	3
平成14年度	1,951	9	11,332	39	13,283	48	7,461	19	3,918	21	1,904	8
平成15年度	2,123	15	13,068	49	15,191	64	8,215	23	4,672	31	2,304	10
平成16年度	3,828	15	23,356	72	27,184	87	13,361	36	9,590	37	4,233	14
平成17年度	4,233	14	24,362	67	28,595	81	14,029	34	10,420	34	4,146	13
平成18年度	4,146	13	24,516	66	28,662	79	14,621	38	10,208	29	3,833	11
平成19年度	3,833	11	22,669	54	26,502	65	13,540	32	9,543	26	3,419	8
平成20年度	3,419	8	22,354	50	25,773	58	13,726	29	9,004	21	3,043	8
平成21年度	3,043	8	23,105	62	26,148	69	14,072	36	8,976	25	3,100	8
平成22年度	3,100	8	24,845	62	27,945	70	14,437	35	10,039	27	3,469	9
平成23年度	3,469	9	27,133	63	30,602	72	14,868	30	11,784	32	3,950	10
平成24年度	3,950	10	23,908	50	27,858	60	13,240	23	11,260	29	3,358	7
平成25年度	3,358	7	22,345	48	25,703	55	12,597	27	10,402	22	2,704	6
平成26年度	2,704	6	19,392	37	22,096	44	11,037	18	8,567	21	2,492	6
平成27年度	2,492	6	17,547	36	20,039	41	10,236	18	7,611	17	2,192	6
平成28年度	2,192	6	16,021	33	18,213	39	9,917	19	6,417	16	1,879	5
	1,879	5	15,002	30	16,881	35	9,604	17	5,653	14	1,624	4
	1,624	4	14,359	31	15,983	35	9,501	20	5,099	12	1,383	3

資料出所：厚生労働省労働基準局 注)平成9年より統計の対象期間を年(1月~12月)にしている。

13. 未払賃金の立替払事業の実施状況

年 度	企 業 数 (件)	支 給 者 数 (人)	立 替 払 額 (千円)
昭和51年度 (51.7-52.3)	565	11,076	1,431,586
昭和52年度	1,139	20,957	3,083,078
昭和53年度	1,020	21,345	3,388,276
昭和54年度	692	11,333	1,853,462
昭和55年度	834	15,560	2,700,394
昭和56年度	837	12,947	2,590,719
昭和57年度	901	15,285	3,609,026
昭和58年度	932	14,736	3,041,103
昭和59年度	1,048	14,410	2,786,128
昭和60年度	1,040	17,301	3,864,285
昭和61年度	975	16,332	3,650,486
昭和62年度	796	14,055	3,288,573
昭和63年度	559	7,496	1,733,917
平成元年度	377	4,776	1,185,208
平成2年度	250	3,215	687,492
平成3年度	353	5,650	1,979,480
平成4年度	517	7,468	2,267,859
平成5年度	772	14,437	4,809,241
平成6年度	1,084	18,747	6,964,096
平成7年度	1,274	21,574	8,351,373
平成8年度	1,376	22,699	8,657,300
平成9年度	1,636	27,489	10,867,128
平成10年度	2,406	42,304	17,334,626
平成11年度	2,773	46,402	20,149,057
平成12年度	3,538	51,437	20,791,710
平成13年度	3,900	56,895	25,564,964
平成14年度	4,734	72,823	47,641,892
平成15年度	4,313	61,309	34,189,564
平成16年度	3,527	46,211	26,503,942
平成17年度	3,259	42,474	18,398,681
平成18年度	3,014	40,888	20,435,697
平成19年度	3,349	51,322	23,417,151
平成20年度	3,639	54,422	24,820,978
平成21年度	4,357	67,774	33,390,739
平成22年度	3,880	50,787	24,761,984
平成23年度	3,682	42,637	19,951,059
平成24年度	3,211	40,205	17,507,354
平成25年度	2,980	37,143	15,173,290
平成26年度	2,573	30,546	11,810,761
平成27年度	2,187	24,055	9,533,119
平成28年度	2,029	21,941	8,361,402
累 計	82,328	1,200,463	502,528,180

資料出所) 独立行政法人労働者健康安全機構調べ

注1) 昭和51年度は、昭和51年7月から昭和52年3月までである。

注2) 累計の立替払額は、四捨五入の関係で各年度の立替払額の合計と一致しないことがある。

14. 社内預金管理状況の推移

年	区	分	合	計	工業的業種	1 製造業		3 建設業		4 運輸交通業		非工業的業種		8 商	9 金融広告業	号		
						構成比	号	構成比	号	構成比	号	構成比	号					
昭和55	事業場	数	47,841	530万人	13,932	29.1	8,557	17.9	1,978	4.1	2,745	5.7	33,909	70.9	10,924	22.8	20,338	42.5
	預金	額	38,775億円	23,585	60.2	264	49.8	21	4.0	29	5.5	50	39.8	9.4	50	9.4	107	20.2
	事業場	数	46,066	457万人	12,429	27.0	7,475	16.2	1,773	3.8	2,697	5.9	33,637	73.0	8,570	18.6	22,631	49.1
	預金	額	34,548億円	23,284	67.4	241	52.7	22	4.8	28	6.1	41	35.4	9.0	41	9.0	103	22.5
平成2	事業場	数	40,445	307万人	9,555	23.6	4,856	12.0	1,349	3.3	3,045	7.5	30,890	76.4	6,403	15.8	22,572	55.8
	預金	額	32,027億円	18,114	56.6	127	41.4	11	3.6	22	7.2	33	47.2	10.7	33	10.7	93	30.3
7	事業場	数	38,232	234万人	8,686	22.7	3,589	9.4	1,257	3.3	3,673	9.6	29,546	77.3	4,944	12.9	23,367	61.1
	預金	額	26,859億円	14,287	53.2	93	39.7	11	4.7	24	10.3	105	44.9	8.5	20	8.5	75	32.1
12	事業場	数	30,133	172万人	6,198	20.6	1,778	5.9	795	2.6	3,438	11.4	23,935	79.4	2,279	7.6	20,404	67.7
	預金	額	25,733億円	7,319	28.4	38	22.1	4	2.3	13	7.6	117	68.0	8.7	15	8.7	70	40.7
17	事業場	数	20,638	76万人	6,342	30.7	967	4.7	379	1.8	4,876	23.6	14,296	69.3	1,148	5.6	12,311	59.7
	預金	額	12,118億円	3,162	26.1	2,600	21.5	1	1.1	5	6.8	52	68.2	6.3	5	6.3	32	42.0
22	事業場	数	16,856	59万人	5,950	35.3	603	3.6	171	1.0	5,088	30.2	10,906	64.7	887	5.3	9,504	56.4
	預金	額	9,334億円	2,422	25.9	1,258	13.5	320	3.4	833	8.9	6,912	74.1	6.7	3	5.7	24	41.6
23	事業場	数	18,076	55万人	7,284	40.3	588	3.3	148	0.8	6,471	35.8	10,792	59.7	855	4.7	9,193	50.9
	預金	額	8,799億円	1,921	21.8	1,351	15.4	15	0.2	545	6.2	6,878	78.2	9.1	5	9.1	20	36.6
24	事業場	数	15,944	51万人	5,771	36.2	554	3.5	122	0.8	4,981	31.2	10,173	63.8	831	5.2	8,805	55.2
	預金	額	8,696億円	1,987	22.8	9	18.3	0	0.9	4	7.9	72.5	37	9.0	5	9.0	19	38.1
25	事業場	数	14,586	50万人	5,612	38.5	462	3.2	109	0.7	4,863	33.3	8,974	61.5	775	5.3	7,548	51.7
	預金	額	8,887億円	1,944	21.9	8	16.2	0	0.7	5	10.9	72.1	36	8.6	4	8.6	20	40.2
26	事業場	数	17,293	47万人	7,335	42.4	487	2.8	112	0.6	6,580	38.1	9,958	57.6	817	4.7	8,550	49.4
	預金	額	8,403億円	1,807	21.5	1,145	13.6	91	1.1	562	6.2	6,596	78.5	6.7	779	9.3	3,700	44.0
27	事業場	数	19,192	50万人	9,530	49.7	444	2.3	117	0.6	8,778	45.7	9,662	50.3	846	4.4	8,149	42.5
	預金	額	9,276億円	2,838	30.6	1,699	18.3	565	6.1	564	6.1	6,438	69.4	7.0	4	8.2	22	43.5
28	事業場	数	15,901	46万人	6,431	40.4	631	4.0	128	0.8	5,565	35.0	9,470	59.6	907	5.7	7,959	50.1
	預金	額	8,503億円	2,513	29.6	1,450	17.0	516	6.1	539	6.3	5,990	70.4	7.2	3	7.2	19	41.5
29	事業場	数	15,631	49万人	6,241	39.9	606	3.9	128	0.8	5,409	34.6	9,390	60.1	798	5.1	7,933	50.8
	預金	額	8,752億円	2,078	23.7	1,266	14.5	102	1.2	707	8.1	6,674	76.3	6.4	3	6.4	19	38.7
																		37.5

(注) 各年3月31日時点における過去1年間(前年4月1日～当年3月31日)の預金管理の状況である。

15. 業種別死傷者数の

年	全 産 業		製 造 業		鉱 業		建 設 業	
	死傷者数	死 亡	死傷者数	死 亡	死傷者数	死 亡	死傷者数	死 亡
	人	人	人	人	人	人	人	人
昭和 23 年	226,491	2,869	110,946	1,206	-	-	25,216	471
(ピーク) 36	481,686	6,712	175,212	1,351	59,664	923	134,552	2,652
40	408,331	6,046	149,550	1,161	42,349	960	113,444	2,251
45	364,444	6,048	142,886	1,400	22,842	474	102,840	2,430
50	322,322	3,725	118,058	856	9,628	224	99,406	1,582
55	335,706	3,009	106,481	589	8,477	105	112,786	1,374
60	257,240	2,572	80,401	475	4,642	137	73,595	960
61	246,891	2,318	74,849	428	3,815	51	71,602	927
62	232,953	2,342	69,709	441	2,480	53	68,355	983
63	226,318	2,549	67,752	452	1,828	71	66,851	1,106
平成 元	217,964	2,419	64,697	431	1,505	46	63,847	1,017
2	210,108	2,550	62,404	447	1,230	44	60,900	1,075
3	200,633	2,489	59,068	448	1,141	46	57,724	1,047
4	189,589	2,354	53,653	392	1,093	41	54,357	993
5	181,900	2,245	49,896	414	1,041	36	52,241	953
6	176,047	2,301	47,587	409	989	27	49,788	942
7	167,316	2,348	45,645	400	909	45	46,504	1,020
8	162,862	2,363	43,293	405	960	32	44,886	1,001
9	156,726	2,078	47,054	351	942	40	41,688	848
10	148,248	1,844	42,269	305	837	29	38,117	725
11	137,316	1,992	38,840	344	823	24	35,310	794
12	133,948	1,889	37,753	323	760	26	33,599	731
13	133,598	1,790	36,165	326	729	24	32,608	644
14	125,918	1,658	32,921	275	628	17	30,650	607
15	125,750	1,628	32,518	293	669	14	29,263	548
16	122,804	1,620	31,275	293	597	16	28,414	594
17	120,354	1,514	30,054	256	561	16	27,193	497
18	121,378	1,472	29,732	268	476	16	26,872	508
19	121,356	1,357	29,458	264	439	13	26,106	461
20	119,291	1,268	28,259	260	362	8	24,382	430
21	105,718	1,075	23,046	186	345	9	21,465	371
22	107,759	1,195	23,028	211	322	5	21,398	365
23	111,349	1,024	23,589	182	308	11	22,372	342
24	119,576	1,093	28,291	199	197	6	17,073	367
25	118,157	1,030	27,077	201	239	8	17,189	342
26	119,535	1,057	27,452	180	244	13	17,184	377
27	116,311	972	26,391	160	209	10	15,584	327
28	117,910	928	26,454	177	184	7	15,058	294

(注)1. 平成23年までの死傷者数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成したもの。平成24年以降は労働者死傷病報告による。

2. 死亡は死亡災害報告より作成したもの。

3. 昭和48年以降の死傷者数は休業4日以上、昭和47年以前の死傷者数は休業8日以上のも

4. 昭和48年以降の交通運輸事業には道路貨物運送業を含まず、道路貨物運送業は陸上貨物運送事業に含まれている。

5. 平成23年は、東日本大震災を直接の原因とするもの(死傷2,827人、死亡1,314人)を除いている。

推移（休業4日以上）

交通運輸事業		陸上貨物運送事業		港湾荷役業		林業		その他の事業	
死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
22,611	385	11,107	131	-	-	3,159	163	1,936	121
23,596	401	26,018	267	14,402	118	29,536	400	18,706	600
28,275	449	17,640	225	12,090	112	22,486	319	22,497	569
29,508	541	9,947	133	10,541	149	16,248	248	29,632	673
4,858	77	23,291	298	6,802	73	12,323	153	47,956	462
4,626	52	21,807	261	4,108	55	12,490	117	64,931	456
3,643	53	18,444	259	2,095	42	8,498	122	65,922	524
3,509	54	18,258	272	1,691	32	7,952	115	65,215	439
3,172	42	17,822	293	1,571	30	6,811	95	63,033	405
3,034	55	17,805	317	1,396	29	6,173	114	61,479	405
2,952	49	17,269	307	1,275	26	5,750	86	60,669	457
2,935	64	16,831	311	1,103	28	5,069	89	59,636	492
2,778	52	16,079	292	1,034	29	4,882	81	57,927	494
2,666	47	14,991	270	946	22	4,640	88	57,243	501
2,447	41	14,615	281	826	16	4,311	67	56,523	437
2,407	47	14,177	292	735	15	4,236	83	56,128	486
2,260	41	13,921	298	672	20	3,802	74	53,603	450
2,065	36	13,792	333	590	28	3,392	80	53,884	448
2,073	38	16,555	290	589	17	3,190	56	44,635	438
2,092	47	15,646	225	463	19	3,089	69	45,735	425
1,902	29	14,590	270	411	10	2,914	71	42,526	450
1,872	29	14,653	271	388	11	2,773	53	42,150	445
1,892	32	14,988	241	406	18	2,633	54	44,177	451
1,880	35	13,858	234	389	15	2,531	49	43,061	426
1,963	32	13,991	241	348	12	2,572	61	44,426	427
2,011	36	13,703	243	334	10	2,392	46	44,078	382
1,953	31	13,208	245	323	11	2,171	47	44,891	411
2,012	25	13,402	198	298	14	1,972	57	46,614	386
2,034	29	13,427	196	307	9	2,080	50	47,505	335
2,059	29	14,691	148	290	9	2,073	43	47,175	341
1,965	12	12,794	122	228	10	2,128	43	43,747	322
2,009	22	13,040	154	219	5	2,149	59	45,594	374
2,066	17	13,543	129	245	10	2,010	38	47,216	295
3,137	13	13,834	134	344	5	1,897	37	54,803	332
3,209	16	14,190	107	296	6	1,723	39	54,234	311
3,348	17	14,210	132	349	5	1,611	42	55,137	291
3,256	22	13,885	125	284	8	1,619	38	55,083	282
3,340	16	13,977	99	286	10	1,561	41	57,050	284

16. 業種別・都道府県別

	全産業			製造業			鉱業			建設業		
	H28	H27	増減数	H28	H27	増減数	H28	H27	増減数	H28	H27	増減数
北海道	6,613	6,568	45	1,227	1,187	40	15	24	-9	910	992	-82
青森	1,201	1,054	147	219	214	5	3	1	2	228	188	40
岩手	1,305	1,316	-11	281	298	-17	7	7	0	263	267	-4
宮城	2,467	2,282	185	474	421	53	8	15	-7	432	372	60
秋田	984	935	49	193	183	10	2	3	-1	190	203	-13
山形	1,126	1,141	-15	310	299	11	6	3	3	195	214	-19
福島	1,957	1,909	48	451	426	25	8	6	2	421	475	-54
茨城	2,845	2,870	-25	782	813	-31	5	7	-2	364	350	14
栃木	1,850	1,832	18	569	546	23	7	4	3	242	240	2
群馬	2,359	2,182	177	772	709	63	2	0	2	209	246	-37
埼玉	5,754	5,800	-46	1,407	1,401	6	2	0	2	604	684	-80
千葉	5,092	5,016	76	969	1,006	-37	3	4	-1	558	604	-46
東京	9,585	9,376	209	696	696	0	2	2	0	1,136	1,254	-118
神奈川	6,598	6,511	87	1,012	1,005	7	1	2	-1	821	781	40
新潟	2,363	2,345	18	679	676	3	5	6	-1	390	432	-42
富山	1,073	1,077	-4	347	297	50	1	3	-2	162	188	-26
石川	987	1,016	-29	249	274	-25	1	3	-2	118	125	-7
福井	834	779	55	250	217	33	3	4	-1	104	145	-41
山梨	744	755	-11	182	167	15	1	1	0	103	139	-36
長野	1,965	2,092	-127	518	549	-31	3	4	-1	270	326	-56
岐阜	1,982	1,941	41	707	696	11	9	7	2	230	254	-24
静岡	4,157	4,096	61	1,310	1,391	-81	3	4	-1	436	430	6
愛知	6,360	6,349	11	1,904	1,902	2	5	2	3	643	668	-25
三重	2,071	2,119	-48	590	649	-59	6	9	-3	294	297	-3
滋賀	1,354	1,359	-5	414	420	-6	3	2	1	118	149	-31
京都	2,296	2,468	-172	435	466	-31	3	5	-2	271	308	-37
大阪	8,125	8,041	84	1,798	1,857	-59	3	6	-3	681	722	-41
兵庫	4,641	4,679	-38	1,132	1,169	-37	3	6	-3	529	515	14
奈良	1,292	1,260	32	302	321	-19	3	4	-1	132	134	-2
和歌山	1,073	1,119	-46	241	276	-35	3	2	1	158	166	-8
鳥取	461	462	-1	94	101	-7	2	0	2	73	73	0
島根	689	697	-8	136	153	-17	3	3	0	109	106	3
岡山	1,821	1,914	-93	488	483	5	7	6	1	236	273	-37
広島	2,982	2,946	36	845	769	76	2	6	-4	337	324	13
山口	1,308	1,274	34	291	316	-25	3	5	-2	260	198	62
徳島	807	807	0	182	199	-17	2	2	0	157	155	2
香川	1,118	1,095	23	314	331	-17	6	2	4	138	110	28
愛媛	1,452	1,405	47	441	416	25	4	9	-5	175	196	-21
高知	945	950	-5	193	202	-9	1	1	0	158	176	-18
福岡	5,175	5,083	92	959	968	-9	6	6	0	631	620	11
佐賀	1,089	1,054	35	291	239	52	1	4	-3	153	179	-26
長崎	1,459	1,383	76	343	323	20	2	2	0	197	200	-3
熊本	1,929	1,763	166	358	371	-13	7	6	1	339	286	53
大分	1,214	1,175	39	247	258	-11	6	4	2	228	210	18
宮崎	1,332	1,285	47	303	286	17	1	4	-3	189	148	41
鹿児島	1,985	1,751	234	382	321	61	5	3	2	314	290	24
沖縄	1,091	980	111	167	124	43	0	0	0	152	172	-20
合計	117,910	116,311	1,599	26,454	26,391	63	184	209	-25	15,058	15,584	-526

資料出所：労働者死傷病報告

死傷災害発生状況

交通運輸事業			陸上貨物運送事業			港湾荷役業			林業			その他		
H28	H27	増減数	H28	H27	増減数	H28	H27	増減数	H28	H27	増減数	H28	H26	増減数
264	239	25	778	749	29	9	12	-3	125	102	23	3,285	3,295	-10
22	25	-3	113	109	4	2	3	-1	25	21	4	589	623	-34
11	17	-6	122	143	-21	0	1	-1	60	55	5	561	612	-51
61	48	13	305	292	13	0	1	-1	37	28	9	1,150	1,210	-60
18	12	6	79	68	11	1	3	-2	40	46	-6	461	423	38
7	4	3	73	96	-23	0	1	-1	21	22	-1	514	509	5
21	21	0	203	184	19	2	2	0	45	24	21	806	806	0
37	43	-6	353	369	-16	5	5	0	11	14	-3	1,288	1,217	71
10	13	-3	189	198	-9	0	0	0	21	24	-3	812	794	18
28	32	-4	322	274	48	0	0	0	30	37	-7	996	934	62
81	75	6	1,047	1,070	-23	0	0	0	4	6	-2	2,609	2,504	105
175	150	25	801	773	28	9	4	5	10	6	4	2,567	2,426	141
825	794	31	995	916	79	18	20	-2	9	15	-6	5,904	5,767	137
338	351	-13	859	876	-17	26	34	-8	16	12	4	3,525	3,449	76
38	34	4	226	195	31	2	5	-3	14	16	-2	1,009	1,002	7
6	15	-9	102	117	-15	1	1	0	9	3	6	445	501	-56
8	16	-8	111	120	-9	0	0	0	11	22	-11	489	475	14
8	4	4	79	71	8	3	0	3	19	15	4	368	353	15
4	8	-4	58	56	2	0	0	0	23	19	4	373	354	19
57	55	2	137	137	0	0	0	0	44	61	-17	936	1,007	-71
22	17	5	183	202	-19	0	0	0	60	61	-1	771	723	48
93	58	35	487	472	15	6	6	0	42	52	-10	1,780	1,625	155
115	162	-47	847	904	-57	24	28	-4	12	18	-6	2,810	2,859	-49
27	20	7	246	249	-3	2	4	-2	54	36	18	852	846	6
19	16	3	170	140	30	0	0	0	4	10	-6	626	620	6
157	142	15	252	283	-31	1	1	0	36	37	-1	1,141	1,100	41
254	248	6	1,154	1,210	-56	43	37	6	6	5	1	4,186	3,939	247
122	131	-9	529	577	-48	32	26	6	35	46	-11	2,259	2,156	103
32	27	5	136	127	9	1	0	1	35	41	-6	651	602	49
16	13	3	119	119	0	0	2	-2	56	51	5	480	485	-5
2	8	-6	50	38	12	0	0	0	20	27	-7	220	214	6
12	4	8	38	53	-15	1	0	1	46	53	-7	344	317	27
34	34	0	268	275	-7	3	1	2	47	55	-8	738	720	18
60	64	-4	331	373	-42	18	13	5	59	66	-7	1,330	1,281	49
12	24	-12	132	95	37	4	2	2	32	33	-1	574	523	51
11	13	-2	79	91	-12	0	1	-1	32	31	1	344	319	25
13	7	6	160	130	30	11	11	0	13	19	-6	463	448	15
8	15	-7	171	157	14	4	10	-6	36	29	7	613	570	43
14	10	4	76	64	12	0	2	-2	83	89	-6	420	462	-42
130	131	-1	693	651	42	31	24	7	33	31	2	2,692	2,505	187
9	11	-2	138	152	-14	1	0	1	14	16	-2	482	442	40
30	32	-2	109	104	5	5	4	1	7	15	-8	766	702	64
29	25	4	184	163	21	3	2	1	41	58	-17	968	832	136
13	15	-2	94	70	24	2	0	2	54	40	14	570	581	-11
17	18	-1	126	130	-4	0	0	0	71	99	-28	625	576	49
36	26	10	185	185	0	12	10	2	57	50	7	994	826	168
34	29	5	68	58	10	4	8	-4	2	3	-1	664	603	61
3,340	3,256	84	13,977	13,885	92	286	284	2	1,561	1,619	-58	57,050	55,137	1,913

平成28年 (単位:人)

大業種	中業種	小業種	墜落・転落	転倒	衝突	飛来・落下	崩壊・倒壊	衝突・され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	踏みおぼれ	高温・低温の物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動、無理な動作	その他	分類不能	合計		
02 鉱業	12 金属製品	01 洋食器・万物	2	5	1	6	0	0	17	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	41		
		02 わねじ等製造	8	4	2	8	1	5	24	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	56		
		03 金属プレス	16	36	15	50	19	10	198	26	1	0	0	2	1	0	1	5	0	0	20	0	403		
		04 めっき業	11	17	6	20	5	10	37	11	0	0	0	13	18	0	0	0	0	0	14	0	162		
	13 一般機械器具	09 その他金属	324	386	113	570	167	187	1,160	265	10	1	72	7	6	2	3	4	26	0	228	12	6	3,549	
		小計	361	448	137	654	192	212	1,436	310	11	1	88	26	3	5	3	5	34	0	264	14	6	4,211	
		01 機械器具製造	168	153	51	191	45	74	415	107	3	1	23	10	0	2	2	26	1	121	7	3	1,405		
		02 計量器測定器	7	6	1	3	1	0	10	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	1	0	36	
		03 光学機械	3	12	3	2	0	0	8	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	6	0	0	42	
		04 時計製造	0	3	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
		05 その他精密機械	17	35	5	21	7	5	47	11	0	0	0	4	0	0	0	0	0	30	2	0	0	185	
		小計	195	209	61	217	53	80	481	125	4	1	28	11	0	2	2	3	27	1	163	10	3	1,676	
		14 電気機械器具	01 重電機	9	16	4	7	4	2	27	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	12	0	0	89
			02 軽電機製造	15	35	7	12	4	5	24	3	0	0	4	0	2	1	0	0	3	0	30	2	0	147
			03 電子・通信機器	29	100	13	18	4	7	60	6	2	0	4	5	0	1	1	0	5	0	52	5	0	312
			09 その他の電気機械	48	106	21	33	10	14	89	20	0	0	7	7	2	0	0	1	1	0	64	5	0	428
	小計		101	257	45	70	22	28	200	31	2	0	17	12	4	2	1	1	13	0	158	12	0	976	
	01 造船業		129	56	13	60	20	33	55	23	3	0	22	2	1	0	0	0	2	0	19	1	0	439	
	02 自動車製造		91	161	65	82	21	66	315	61	2	0	27	6	0	4	0	2	17	1	141	7	0	1,069	
	03 鉄道車両	10	8	4	7	2	2	9	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	5	0	0	54		
	09 その他輸送機械	23	26	11	22	8	8	58	21	2	0	4	1	0	1	1	0	5	0	28	0	0	219		
	小計	253	251	93	171	51	109	437	110	7	0	53	9	2	5	1	4	23	1	193	8	0	1,781		
	16 電気・ガス	01 電気業	8	7	1	0	1	0	3	0	0	0	2	0	1	0	0	0	4	0	7	4	0	40	
		02 ガス業	3	9	2	1	1	2	4	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	37	
		03 水道業	11	10	0	1	1	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	5	0	3	0	0	36	
		09 その他の電気・ガス	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	
		小計	22	27	4	5	2	3	9	1	0	1	5	1	1	1	0	0	18	0	15	4	0	118	
		01 自動車整備	122	69	32	45	7	33	109	20	0	0	17	4	2	0	3	3	23	0	61	4	1	555	
	02 機械修理業	41	12	14	22	5	10	45	8	0	1	7	0	1	3	1	2	8	0	15	0	0	195		
	03 クリーニング業	61	164	38	16	4	16	104	9	0	0	27	4	0	0	0	0	15	0	69	1	1	529		
	04 たばこ製造	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	09 その他製造	128	138	51	46	18	36	191	67	3	0	14	4	0	2	0	3	11	0	74	8	0	794		
	小計	353	383	136	129	34	95	450	104	3	1	65	12	3	5	4	8	57	0	219	13	2	2,076		
	計			2,882	4,977	1,159	2,122	646	1,085	7,017	2,601	51	6	886	208	33	30	37	323	6	2,248	112	21	26,454	
	03 建設業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			09 その他の石炭	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
			小計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
02 土石採取業		01 採石業	25	15	7	6	1	5	34	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	102	
		02 砂利採取業	17	5	2	8	1	3	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	48	
		09 その他の土石採取	6	1	1	1	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	17	
		小計	48	21	10	15	2	8	45	3	0	1	3	0	0	0	0	0	5	0	5	1	0	167	
03 その他の鉱業		01 金属鉱業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		02 石油等鉱業	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		09 その他の鉱業	6	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	13	
計			6	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	15		
03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	55	24	10	16	3	8	46	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	8	1	0	184		
		02 トネル建設工事	3	7	0	2	1	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	20	
		03 地下鉄建設工事	10	4	9	13	11	5	12	1	0	0	1	1	0	0	0	0	3	0	2	2	0	74	
		04 軌道建設工事	3	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	12	
		05 橋梁建設工事	12	11	3	11	2	6	12	5	1	0	0	0	0	0	0	0	25	0	9	2	0	99	
		06 道路建設工事	33	12	3	7	17	10	21	5	1	0	1	2	0	0	0	0	8	0	5	3	0	128	
		07 河川土木工事	160	66	16	98	21	63	105	42	2	1	20	6	0	0	3	60	0	1	41	4	0	709	
		08 砂防工事業	44	18	5	16	12	10	18	7	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	9	3	0	146	
		09 土地整理土木	21	7	1	7	2	11	6	3	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	0	65	
		10 上下水道	61	30	15	31	10	23	44	19	3	0	1	0	0	0	0	0	11	1	23	1	0	273	
		11 港湾海岸	55	26	14	34	30	32	69	19	1	1	3	8	1	0	0	1	10	0	12	0	0	316	
小計	443	230	84	235	51	124	233	162	7	1	26	5	3	0	1	2	82	1	110	18	1	1,819			
計			864	422	158	467	159	301	546	266	15	5	52	23	4	0	5	2	217	3	216	34	1	3,760	

平成28年（単位：人）

Table with columns: 大業種, 中業種, 小業種, 墜落・転落, 転倒, 激突, 飛来・落下, 脚壊・倒壊, 衝突・され, はさまれ、巻き込まれ, 切り、こすれ, 踏み抜き, おぼれ, 高温・低温の物との接触, 有き物との接触, 感電, 爆発, 破裂, 火災, 交通事故(道路), 交通事故(その他), 動作の反動、無理な動作, 分類不能, 合計

資料出所：労働者死傷報告

18. 業種別・起因物別死傷

大業種	中業種	小業種	原 動 機	動 力 機 導	伝 機 構	木 加 工 機	材 用 機	建 機 械	設 等	金 加 工 機	属 用 機	一 動 機	般 力 機	車 両 材 機 等	系 伐 機 械	動 ク ン	力 一 等	動 力 機 搬 機		
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	0	5	0	0	0	0	0	0	174	0	1	43						
		02 水産食料品	1	9	0	0	0	1	233	0	5	94								
		03 農産食料品	0	4	0	0	0	0	92	0	2	36								
		04 パン・菓子製造	0	10	3	0	1	301	0	2	72									
		05 酒製造	0	0	1	0	0	22	0	0	11									
		06 飲料製造	0	1	0	0	1	12	0	1	17									
		09 その他の食品	0	23	2	1	3	832	0	10	244									
		小計	1	52	6	1	6	1,666	0	21	517									
		02 繊維工業	01 製糸業	0	0	1	0	0	1	15	0	1	1							
			02 紡績業	0	0	0	0	0	1	18	0	1	0							
	03 織物業		0	1	0	0	0	17	0	4	6									
	04 染色整理業		0	1	0	0	1	60	0	4	6									
	09 その他の繊維		0	1	0	0	1	60	0	4	6									
	小計	0	3	1	0	2	111	0	10	14										
	03 衣服その他の繊維	01 外衣下着	0	1	0	0	2	8	0	1	0									
		09 その他の繊維製品	0	0	1	0	3	40	0	2	11									
	小計	0	1	1	0	5	48	0	3	11										
	04 木材・木製品	01 製材業	0	11	172	1	2	16	3	2	75									
		02 合板製造	0	6	61	0	1	14	0	0	23									
		09 その他の木材	0	7	235	2	6	32	1	4	70									
	小計	0	24	468	3	9	62	4	6	168										
	05 家具・装備品	01 木製家具	0	1	129	0	1	5	0	1	11									
		02 金属製家具	0	0	1	0	6	2	0	0	1									
		03 建具製造	0	0	69	0	1	1	0	0	2									
		09 その他の家具	0	0	40	0	3	5	0	1	4									
	小計	0	1	239	0	11	13	0	2	18										
	06 パルプ等	01 パルプ・紙	0	1	0	0	0	48	0	2	20									
		02 紙加工品製造	0	5	3	0	12	219	0	2	66									
		09 その他パルプ等	0	3	0	0	1	50	0	0	23									
	小計	0	9	3	0	13	317	0	4	109										
	07 印刷・製本	01 印刷業	0	2	1	0	7	170	0	0	19									
		02 製本業	0	0	0	0	3	21	0	0	3									
		09 その他の印刷	0	0	0	0	2	20	0	0	3									
	小計	0	2	1	0	12	211	0	0	25										
	08 化学工業	01 無機・有機化学	0	4	1	0	1	24	0	2	14									
		02 化学繊維製造	0	1	0	0	0	10	0	0	5									
		03 医薬品製造	0	0	0	0	1	15	0	1	7									
		04 石油・石炭製品	0	0	0	0	1	3	0	1	8									
		05 プラスチック製品	0	5	17	1	31	263	0	16	87									
		06 ゴム製品製造	0	2	1	0	15	65	0	0	13									
		07 皮革製品製造	0	0	0	0	1	19	0	1	1									
		08 塗料製造	0	1	0	0	0	6	0	0	7									
		09 化学肥料	0	2	0	0	2	11	0	0	13									
		99 その他の化学	0	2	0	0	4	48	0	1	20									
	小計	0	17	19	1	56	464	0	22	175										
	09 窯業土石	01 セメント製品	0	3	5	12	11	40	0	30	167									
		02 ガラス製品	0	1	0	0	2	18	0	1	14									
		03 陶磁器製品	0	0	2	1	0	15	0	1	6									
		04 耐火物製造	0	1	0	0	0	0	0	0	5									
		05 その他の窯業	0	1	1	0	2	10	0	0	8									
	09 その他の土石製品	0	7	7	7	6	42	0	10	57										
	小計	0	13	15	20	21	125	0	42	257										
	10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	0	1	0	1	23	13	0	15	18									
		02 鋳物業	0	4	0	0	30	26	0	28	31									
		09 その他の鉄鋼業	0	0	2	5	20	13	0	12	17									
	小計	0	5	2	6	73	52	0	55	66										
	11 非鉄金属	01 非鉄精錬圧延	0	1	0	1	15	10	0	6	17									
		02 非鉄鋳物業	0	1	2	0	20	13	0	5	7									
		09 その他の非鉄金属	0	2	0	1	26	16	0	6	14									
	小計	0	4	2	2	61	39	0	17	38										

者数（休業4日以上）

（平成28年）（単位：人）

乗物	圧力器	化設	学備	溶装	接置	炉窯	・等	電設	気備	人機	力械	用	具	その	他	仮設物、	危険物、	材	荷	環境等	その	他	起	分	類	合	計
														の	装	物、	有				の	因	不	能			
6	1	0	0	1	1	121	93	38	247	19	24	62	23	16	29	3	907										
7	0	1	0	0	3	86	97	33	244	5	33	87	33	15	24	3	1,014										
7	0	0	0	3	2	22	31	10	104	5	9	33	9	2	12	1	384										
6	3	1	0	3	3	102	101	46	347	19	23	58	16	9	39	0	1,165										
0	0	0	0	2	0	4	31	9	38	1	4	7	2	0	1	0	133										
2	0	0	0	0	1	2	13	3	24	2	8	9	7	0	5	0	108										
53	7	2	0	23	9	517	360	180	1,338	62	84	292	109	64	133	2	4,350										
81	11	4	0	32	19	854	726	319	2,342	113	185	548	199	106	243	9	8,061										
0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	8										
0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	1	0	2	2	0	27										
0	1	0	0	0	0	1	5	3	20	0	2	3	0	0	4	0	59										
0	0	0	0	3	0	3	10	5	17	5	3	4	1	1	0	0	80										
3	1	0	1	0	0	9	12	7	27	1	5	11	1	0	6	0	156										
3	2	0	1	3	0	13	29	17	68	7	10	19	2	3	12	0	330										
0	0	0	0	0	0	10	5	3	22	0	4	1	0	2	3	0	62										
2	0	0	0	0	0	14	6	6	36	0	6	10	2	1	3	0	143										
2	0	0	0	0	0	24	11	9	58	0	10	11	2	3	6	0	205										
2	0	0	0	1	2	5	14	3	65	0	90	7	7	2	7	0	487										
0	1	0	0	0	0	3	4	2	18	1	18	3	5	0	3	0	163										
1	0	0	0	0	1	17	31	4	46	1	65	9	11	1	12	0	556										
3	1	0	0	1	3	25	49	9	129	2	173	19	23	3	22	0	1,206										
3	0	0	0	2	0	10	13	1	19	0	20	7	4	2	6	0	235										
1	0	0	3	0	0	1	3	1	2	0	2	0	1	0	1	0	25										
1	0	0	0	0	0	5	2	0	9	0	8	2	1	1	1	0	103										
4	0	0	0	0	0	3	2	0	8	1	4	3	1	0	1	0	80										
9	0	0	3	2	0	19	20	2	38	1	34	12	7	3	9	0	443										
1	0	0	0	0	0	2	12	0	29	2	3	9	1	0	6	0	136										
6	1	0	0	0	1	21	23	5	57	4	18	18	3	0	10	0	474										
2	0	0	0	0	0	5	14	4	21	0	4	7	1	0	2	0	137										
9	1	0	0	0	1	28	49	9	107	6	25	34	5	0	18	0	747										
5	0	0	0	0	0	19	26	6	65	0	16	21	4	2	5	0	368										
1	0	0	0	0	0	2	3	0	6	0	0	2	0	0	0	0	41										
1	0	0	0	0	0	2	2	0	11	0	0	3	0	0	0	0	44										
7	0	0	0	0	0	23	31	6	82	0	16	26	4	2	5	0	453										
6	2	4	0	2	1	7	29	14	55	29	11	17	7	3	6	3	242										
0	0	0	0	0	0	0	3	0	4	1	2	2	0	0	0	0	28										
1	0	1	0	0	0	3	9	4	29	8	3	7	5	1	11	0	106										
0	0	1	0	0	2	4	6	1	8	1	3	1	2	0	1	0	43										
4	3	0	2	1	1	61	82	22	160	7	38	52	11	4	24	0	892										
1	2	0	1	0	0	25	17	7	35	3	7	2	0	0	10	0	206										
0	0	0	0	0	0	2	2	0	5	1	0	1	0	2	2	0	37										
1	0	0	0	0	0	3	6	2	5	4	0	2	0	1	0	0	38										
0	0	3	1	0	0	1	6	3	12	4	1	6	3	0	0	0	68										
7	0	2	0	2	1	15	24	14	56	10	10	19	7	6	10	1	259										
20	7	11	4	5	5	121	184	67	369	68	75	109	35	17	64	4	1,919										
4	0	0	1	1	1	21	52	32	120	3	86	19	13	2	14	0	637										
0	0	0	0	1	0	10	4	2	14	2	11	5	2	0	9	0	96										
1	0	0	0	0	0	6	7	0	13	0	7	3	1	0	5	0	68										
1	0	0	0	2	0	0	2	0	10	0	3	1	1	0	1	0	27										
0	0	0	0	1	0	2	4	1	11	1	1	2	0	0	2	0	47										
2	0	0	1	1	1	13	25	9	54	1	37	29	10	1	8	0	328										
8	0	0	2	6	2	52	94	44	222	7	145	59	27	3	39	0	1,203										
6	0	0	1	6	1	2	15	8	33	3	19	2	5	0	4	1	177										
3	0	0	1	10	1	10	39	16	36	10	64	14	6	3	6	0	338										
6	0	0	3	0	0	3	7	1	19	1	40	10	3	3	6	1	172										
15	0	0	5	16	2	15	61	25	88	14	123	26	14	6	16	2	687										
2	0	0	0	1	0	1	7	3	11	6	14	8	1	0	2	0	106										
2	1	0	1	4	0	6	11	1	9	2	23	2	2	2	4	0	118										
1	0	4	3	4	0	4	10	4	10	3	17	7	1	1	3	1	138										
5	1	4	4	9	0	11	28	8	30	11	54	17	4	3	9	1	362										

大業種	中業種	小業種	原 動 機	動 力 機	伝 導 機	木 加 工 機	材 用 機	建 設 機	設 等 機	金 加 工 機	属 用 機	一 般 機	車 両 系 統 機	材 出 機	系 統 機	動 力 機	力 一 等 機	動 力 機	搬 機
	12 金属製品	01 洋食器・刃物	0	1	0	0	0	0	0	16	2	0	0	0	0	0	1		
		02 ねじ等製造	0	2	0	0	0	0	0	20	2	0	0	3	2				
		03 金属プレス	0	3	1	0	0	167	8	0	9	27							
		04 めっき業	0	3	0	0	0	17	13	0	7	9							
		09 その他金属	0	11	20	5	818	132	0	285	187								
		小計	0	20	21	5	1,038	157	0	304	226								
	13 一般機械器具	01 機械器具製造	2	11	8	10	310	85	0	88	64								
		02 計量器測定器	0	0	0	0	8	5	0	0	3								
		03 光学機械	0	1	0	0	6	3	0	0	0								
		04 時計製造	0	0	0	0	1	1	0	0	0								
		05 その他精密機械	0	1	1	0	38	8	0	2	9								
		小計	2	13	9	10	363	102	0	90	76								
	14 電気機械器具	01 重電機	0	2	0	0	14	3	0	1	6								
		02 軽電機製造	0	0	0	0	10	11	0	3	3								
		03 電子・通信機器	0	3	0	0	17	35	0	3	7								
		09 その他の電気機械	0	3	3	0	43	41	0	8	22								
		小計	0	8	3	0	84	90	0	15	38								
	15 輸送機械製造	01 造船業	0	3	6	3	22	6	0	26	12								
		02 自動車製造	0	5	1	1	164	89	0	15	93								
		03 鉄道車両	0	0	0	0	9	2	0	0	3								
		09 その他輸送機械	0	1	4	1	42	17	0	11	10								
	小計	0	9	11	5	237	114	0	52	118									
16 電気・ガス	01 電気業	0	1	0	0	0	1	1	0	2									
	02 ガス業	0	0	0	0	0	2	0	0	0									
	03 水道業	0	0	0	0	0	1	0	0	2									
	09 その他の電気・ガス	0	1	0	0	1	0	0	0	0									
	小計	0	2	0	0	1	4	1	0	4									
17 その他の製造	01 自動車整備	2	8	2	8	19	10	0	17	111									
	02 機械修理業	0	3	0	18	6	10	0	15	22									
	03 クリーニング業	1	10	1	0	1	86	0	8	43									
	04 たばこ製造	0	0	0	0	0	0	0	0	2									
	09 その他製造	0	3	14	7	34	120	0	14	114									
	小計	3	24	17	33	60	226	0	54	292									
	計	6	207	818	86	2,052	3,801	5	697	2,152									
02 鉱業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		09 その他の石炭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	02 土石採取業	01 採石業	0	5	1	8	1	7	0	2	35								
		02 砂利採取業	0	1	0	5	0	1	0	3	18								
		09 その他の土石採取	0	1	0	3	0	1	0	0	4								
		小計	0	7	1	16	1	9	0	5	57								
	03 その他の鉱業	01 金属鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
		02 石油等鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
09 その他鉱業		0	0	0	2	0	1	0	0	3									
	小計	0	0	0	2	0	1	0	0	3									
	計	0	7	1	18	1	10	0	5	60									
03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	0	0	0	4	1	1	0	0	1								
		02 トンネル建設工事	0	0	2	19	0	0	0	3	5								
		03 地下鉄建設工事	0	0	0	1	0	0	0	0	1								
		04 軌道建設工事	0	0	1	3	0	3	0	2	19								
		05 橋梁建設工事	0	0	2	9	2	4	0	9	9								
		06 道路建設工事	1	0	20	131	5	21	2	17	94								
		07 河川土木工事	0	1	3	22	0	5	1	11	8								
		08 砂防工事業	0	0	2	10	1	0	0	9	6								
		09 土地整理土木	0	1	13	41	4	7	0	13	31								
		10 上下水道	0	0	5	63	13	8	0	12	35								
		11 港湾海岸	0	0	1	10	1	2	0	11	3								
		99 その他土木	0	1	81	217	36	67	1	67	217								
			小計	1	3	130	530	63	118	4	154	429							

(平成28年) (単位:人)

乗物	圧容器	力器	化学設備	溶装	接装置	炉窯	・等電設	気備	人機	力機	用機	具	その装置	他、備	仮設物、建設物、構築物等	危険物、有害物等	材	料	荷	環	境等	その他起因物	起因物なし	分不	類能	合計
2	1	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	6	0	3	3	0	3	3	0	0	0	0	0	0	41	
1	0	0	0	2	1	0	0	2	4	3	5	0	5	4	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	56	
1	0	0	0	13	0	2	15	23	9	35	2	57	14	3	2	12	0	0	0	0	0	0	0	0	403	
0	0	1	0	1	0	0	4	8	14	22	21	25	8	4	0	4	1	162							162	
30	2	2	71	4	4	116	321	80	366	24	779	138	38	17	95	4	3,549								3,549	
34	3	3	86	6	6	141	357	107	434	47	869	167	45	19	111	5	4,211								4,211	
22	2	0	17	2	1	62	131	37	193	13	206	56	21	7	55	2	1,405								1,405	
0	0	0	1	0	0	0	3	3	1	5	0	2	1	1	2	0	36								36	
1	0	0	0	0	0	0	1	2	5	12	1	3	3	1	2	0	42								42	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	8								8	
1	0	0	0	0	0	1	11	14	5	32	1	25	11	6	3	16	0	185							185	
24	2	0	18	2	2	77	150	48	248	15	236	71	29	12	75	2	1,676								1,676	
3	0	0	0	1	3	4	10	2	20	0	13	1	1	0	5	0	89								89	
3	0	0	2	0	2	8	14	4	38	1	14	12	6	2	14	0	147								147	
9	0	2	0	0	3	15	24	12	99	7	18	18	7	9	24	0	312								312	
3	0	0	3	0	2	19	39	20	110	8	25	43	9	3	24	0	428								428	
18	0	2	5	1	10	46	87	38	267	16	70	74	23	14	67	0	976								976	
15	0	0	11	0	2	10	59	14	132	6	80	10	9	3	9	1	439								439	
28	0	1	23	5	3	77	87	21	189	10	109	57	19	14	56	2	1,069								1,069	
4	0	0	0	0	0	6	9	1	13	0	4	1	0	0	2	0	54								54	
6	0	0	5	1	0	13	24	5	23	3	26	13	4	0	10	0	219								219	
53	0	1	39	6	5	106	179	41	357	19	219	81	32	17	77	3	1,781								1,781	
5	0	0	0	0	1	0	1	0	13	0	1	1	6	2	4	1	40								40	
9	1	0	0	0	0	1	2	0	12	1	0	4	3	0	2	0	37								37	
4	0	0	0	0	0	1	4	2	16	1	1	0	2	0	2	0	36								36	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	5								5	
18	1	0	0	0	1	2	7	2	42	2	2	6	12	2	8	1	118								118	
62	1	0	3	2	2	33	71	18	79	14	29	15	19	5	24	1	555								555	
8	1	0	2	0	2	13	23	14	23	3	13	10	2	0	7	0	195								195	
17	2	0	0	5	0	53	36	15	164	5	10	40	9	9	14	0	529								529	
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3								3	
10	0	1	0	4	1	29	80	27	147	8	51	72	15	8	35	0	794								794	
97	4	1	5	11	5	128	210	75	413	30	103	137	45	22	80	1	2,076								2,076	
406	33	26	172	100	61	1,685	2,272	826	5,294	358	2,349	1,416	508	235	861	28	26,454								26,454	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2								2	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2								2	
1	0	0	0	0	0	3	5	1	14	3	10	0	3	0	3	0	102								102	
2	0	0	0	0	0	1	2	0	7	0	4	0	4	0	0	0	48								48	
1	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	0	0	1	0	17								17	
4	0	0	0	0	0	6	7	2	24	3	14	0	7	0	4	0	167								167	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1								1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1								1	
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0	0	1	0	13								13	
0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	0	3	0	0	1	0	15								15	
4	0	0	0	0	0	6	8	3	29	3	17	0	7	0	5	0	184								184	
1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	0	1	2	0	0	0	20								20	
3	0	0	0	0	0	1	6	2	8	1	3	2	15	2	2	0	74								74	
6	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	12								12	
14	0	0	0	0	0	11	5	0	17	0	12	5	5	1	1	0	99								99	
7	0	0	0	0	1	3	9	0	46	2	14	1	6	0	4	0	128								128	
46	0	0	0	0	1	14	42	10	115	5	83	16	70	4	11	1	709								709	
1	0	0	0	0	0	0	13	1	32	0	14	2	30	0	2	0	146								146	
1	0	0	0	0	0	0	4	2	15	0	3	1	11	0	0	0	65								65	
10	0	0	0	0	1	7	19	3	45	0	34	4	31	2	7	0	273								273	
8	2	0	0	0	1	4	15	6	52	1	42	5	38	2	4	0	316								316	
10	1	0	0	0	2	3	11	4	22	0	9	4	3	0	2	0	99								99	
57	0	0	2	0	3	52	171	17	312	12	197	44	204	14	46	1	1,819								1,819	
164	3	0	2	0	9	95	298	45	673	21	412	85	415	25	79	2	3,760								3,760	

大業種	中業種	小業種	原 動 機	動 力 機	伝 機	木 加 工 機	材 用 機	建 設 機	設 等	金 加 工 機	風 用 機	一 般 力 機	車 両 材 機 等	系 伐 機	動 クレ	力 一 等	動 力 機
	02 建築工事	01 鉄骨・鉄筋家屋	0	1		79	135	69	45	1	76	132					
		02 木造家屋建築	0	3	266	59	38	75	0	37	120						
		03 建築設備工事	0	2	24	25	26	14	1	16	38						
		09 その他の建築工事	5	0	100	135	66	44	0	60	256						
		小計	5	6	469	354	199	178	2	189	546						
	03 その他の建設	01 電気通信工事	1	0	5	25	4	5	0	19	29						
		02 機械器具設置	1	4	2	5	24	11	0	25	48						
		09 その他の建設	2	1	66	89	49	39	2	49	167						
		小計	4	5	73	119	77	55	2	93	244						
		計	10	14	672	1,003	339	351	8	436	1,219						
04 運輸交通業	01 鉄道等	01 鉄道・軌道	0	0	0	1	0	2	0	2	6						
		02 水運業	0	0	0	0	1	0	0	2	2						
		03 航空業	0	0	0	0	0	0	0	1	5						
		小計	0	0	0	1	1	2	0	5	13						
	02 道路旅客	01 ハイヤー・タクシー	0	0	0	1	0	1	0	1	33						
		02 バス業	0	1	0	2	0	2	0	0	14						
		09 その他の旅客	0	0	0	0	0	0	0	0	1						
		小計	0	1	0	3	0	3	0	1	48						
	03 道路貨物運送	01 一般貨物	0	6	13	42	10	24	2	187	4,991						
		02 特定貨物	1	1	0	6	0	0	0	8	147						
03 貨物軽自動車		0	0	0	0	0	0	0	0	42							
09 その他の道路貨物		0	0	2	1	1	1	0	6	144							
小計	1	7	15	49	11	25	2	201	5,324								
04 その他の運輸交通	09 その他の運輸交通	0	0	0	0	0	1	0	0	15							
計	1	8	15	53	12	31	2	207	5,400								
05 貨物取扱	01 陸上貨物	01 陸上貨物	0	1	7	2	1	9	0	8	329						
	02 港湾運送業	01 一般港湾	0	0	0	1	0	0	0	9							
		02 港湾荷役業	0	0	1	5	0	5	1	21	36						
		09 その他の港湾運送	0	0	0	0	0	0	0	2	2						
		小計	0	0	1	6	0	5	1	23	47						
計	0	1	8	8	1	14	1	31	376								
06 農林業	01 農業	01 農業	0	5	53	18	2	127	0	11	122						
	02 林業	01 木材伐出	0	2	186	12	0	28	62	20	33						
		09 その他の林業	0	2	83	12	0	44	14	7	8						
		小計	0	4	269	24	0	72	76	27	41						
	計	0	9	322	42	2	199	76	38	163							
07 畜産・水産業	01 畜産業	01 畜産業	0	3	5	7	2	43	1	2	79						
	02 水産業	01 漁業	0	4	0	2	0	18	0	22	12						
		09 その他の水産業	1	5	1	0	1	17	0	5	7						
		小計	1	9	1	2	1	35	0	27	19						
計	1	12	6	9	3	78	1	29	98								
08 商業	01 卸売業	01 各種商品卸	0	0	0	0	1	3	0	2	24						
		02 家具等卸売	0	0	0	0	1	0	0	0	9						
		09 その他の卸売	1	6	15	12	30	113	1	32	424						
		小計	1	6	15	12	32	116	1	34	457						
	02 小売業	01 各種商品小売	0	3	2	0	0	45	0	7	27						
		02 自動車小売	1	6	0	2	1	7	0	5	45						
		03 家具等小売業	0	0	2	0	0	3	0	0	11						
		04 燃料小売業	1	3	0	10	3	8	0	3	56						
		05 新聞販売	0	0	0	0	0	1	0	0	15						
		09 その他の小売業	3	8	17	15	23	356	0	26	309						
小計	5	20	21	27	27	420	0	41	463								
03 理美容業	01 理容業	0	0	0	0	0	0	0	0	1							
	02 美容業	0	0	0	0	0	0	0	0	1							
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	2							
04 その他の商業	01 倉庫業	1	1	1	0	1	6	0	3	145							
	09 その他の商業	1	0	9	37	7	18	0	31	116							
	小計	2	1	10	37	8	24	0	34	261							
計	8	27	46	76	67	560	1	109	1,183								

(平成28年) (単位:人)

乗物	圧力容器	化学設備	溶装	接装置	炉・電設	気備	人機工具	力械等	用具	その装置、備	他仮設物、建築物等	危険物、有害等	材料	荷	環境等	その起物	他因物	起な	分不	類能	合計
80	2	0	5	0	5	78	316	18	902	14	331	45	57	10	29	1	2,431				
27	2	0	1	0	7	103	359	6	1,023	5	260	31	60	8	34	1	2,525				
23	1	0	2	0	4	32	154	23	190	17	53	15	14	5	11	0	690				
88	6	0	4	0	10	94	426	31	960	12	404	79	73	15	54	1	2,923				
218	11	0	12	0	26	307	1,255	78	3,075	48	1,048	170	204	38	128	3	8,569				
40	0	0	0	0	31	13	108	10	120	2	32	15	33	2	12	3	509				
33	3	1	2	3	7	24	76	21	113	14	33	30	8	1	10	0	499				
63	4	0	4	2	9	49	259	38	435	20	191	64	75	17	27	0	1,721				
136	7	1	6	5	47	86	443	69	668	36	256	109	116	20	49	3	2,729				
518	21	1	20	5	82	488	1,996	192	4,416	105	1,716	364	735	83	256	8	15,058				
45	0	0	0	0	3	7	14	12	111	1	3	6	25	16	30	2	286				
14	0	0	0	0	0	1	11	1	13	0	2	2	3	0	2	0	54				
100	0	0	0	0	0	5	4	8	31	0	2	20	29	9	12	0	226				
159	0	0	0	0	3	13	29	21	155	1	7	28	57	25	44	2	566				
1,067	0	0	0	0	0	10	20	10	308	0	4	59	78	72	93	16	1,773				
350	0	0	0	0	1	32	62	17	228	1	2	36	49	38	46	4	885				
15	0	0	0	0	0	0	4	0	14	0	0	3	4	1	2	0	44				
1,432	0	0	0	0	1	42	86	27	550	1	6	98	131	111	141	20	2,702				
314	5	2	0	0	8	924	711	105	1,925	16	441	1,381	280	82	460	14	11,943				
21	0	0	0	0	1	21	20	3	62	0	11	38	13	1	14	0	368				
8	0	0	0	0	0	4	7	1	10	0	4	9	4	0	0	0	89				
26	1	0	0	0	0	20	20	6	55	1	11	34	7	1	10	0	347				
369	6	2	0	0	9	969	758	115	2,052	17	467	1,462	304	84	484	14	12,747				
13	0	0	0	0	0	2	4	1	18	0	3	9	2	2	2	0	72				
1,973	6	2	0	0	13	1,026	877	164	2,775	19	483	1,597	494	222	671	36	16,087				
19	0	0	0	0	1	121	129	29	233	1	49	189	22	12	66	2	1,230				
3	0	0	0	0	0	1	9	0	10	0	9	6	2	0	1	0	51				
5	0	0	0	0	0	2	36	9	29	1	20	24	8	1	5	0	209				
3	0	0	0	0	0	2	3	1	3	0	2	3	4	0	1	0	26				
11	0	0	0	0	0	5	48	10	42	1	31	33	14	1	7	0	286				
30	0	0	0	0	1	126	177	39	275	2	80	222	36	13	73	2	1,516				
27	0	1	0	1	4	80	222	19	223	0	47	47	189	24	36	2	1,260				
3	1	0	0	0	1	19	21	2	33	2	68	3	532	5	13	3	1,049				
7	0	0	0	1	1	16	11	2	16	0	28	2	251	2	5	0	512				
10	1	0	0	1	2	35	32	4	49	2	96	5	783	7	18	3	1,561				
37	1	1	0	2	6	115	254	23	272	2	143	52	972	31	54	5	2,821				
12	0	0	0	0	1	30	48	17	141	12	15	28	513	40	22	0	1,021				
113	0	0	0	0	0	10	69	11	37	1	6	6	24	3	15	2	355				
16	0	0	0	0	0	4	15	3	28	0	7	9	6	2	7	0	134				
129	0	0	0	0	0	14	84	14	65	1	13	15	30	5	22	2	489				
141	0	0	0	0	1	44	132	31	206	13	28	43	543	45	44	2	1,510				
13	0	0	0	1	0	14	19	1	36	3	10	16	2	1	3	1	150				
1	0	0	0	0	0	2	2	1	6	0	2	5	1	0	3	0	33				
153	1	1	0	0	1	163	215	51	529	11	136	220	67	23	109	6	2,320				
167	1	1	0	1	1	179	236	53	571	14	148	241	70	24	115	7	2,503				
35	1	0	0	2	3	347	176	108	787	9	61	232	54	34	131	3	2,067				
57	0	0	1	0	1	12	30	11	59	4	16	11	12	3	15	0	299				
2	0	0	0	0	0	13	23	4	40	0	11	21	1	1	8	0	140				
46	8	0	1	0	0	6	65	14	145	2	9	27	27	6	22	0	462				
1,255	0	0	0	0	0	89	14	7	606	0	10	14	233	17	34	2	2,297				
395	4	0	3	13	11	1,035	891	327	2,761	69	243	811	270	142	438	9	8,179				
1,790	13	0	5	15	15	1,502	1,199	471	4,398	84	350	1,116	597	203	648	14	13,444				
2	0	0	0	0	0	6	5	1	5	1	1	0	1	3	5	0	31				
6	0	0	0	0	1	15	11	3	42	5	3	3	1	4	11	1	107				
8	0	0	0	0	1	21	16	4	47	6	4	3	2	7	16	1	138				
5	1	0	0	0	0	49	56	14	131	0	11	79	11	4	29	0	548				
78	0	0	0	0	0	55	106	30	341	6	61	58	36	15	54	1	1,060				
83	1	0	0	0	0	104	162	44	472	6	72	137	47	19	83	1	1,608				
2,048	15	1	5	16	17	1,806	1,613	572	5,488	110	574	1,497	716	253	862	23	17,693				

大業種	中業種	小業種	原 動 機	動 力 機	伝 導 機	木 加 工 機	材 用 機	建 設 機	設 等 機	金 加 工 機	属 用 機	一 般 機	車 両 機	系 列 機	動 力 機	力 一 等 機	動 力 機	
09 金融広告業	01 金融業	01 銀行・信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	
		02 証券・取引	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		03 保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	0
		09 その他の金融業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	10	0	
02 広告・あつせん	01 旅行業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	09 その他の広告あつせん	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5	0	
	小計	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	
計	0	0	5	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2	15	0	0	
10 映画・演劇業	01 映画・演劇業	01 映画製作	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		02 映画館	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1
		09 その他の映画	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
	計	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4	0	0
11 通信業	01 通信業	01 通信業	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	3	36	0	0
	計	1	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	3	36	0	0	
12 教育研究	01 教育研究	01 教習所	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		02 ソフトウェア業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		09 その他教育	0	0	12	2	0	23	0	23	0	3	0	3	8	0	0	0
		計	0	1	13	2	0	23	0	23	0	3	0	3	10	0	0	0
13 保健衛生業	01 医療保健業	01 病院	0	0	1	0	0	1	24	0	6	7	0	0	5	0	0	0
		02 一般診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		09 その他医療保健	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0
	小計	0	0	1	0	1	25	0	6	15	0	0	0	0	0	0	0	
	02 社会福祉施設	01 社会福祉施設	0	1	10	2	3	59	0	3	37	0	0	0	0	0	0	
	03 その他の保健衛生	01 浴場業	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
09 その他の保健衛生		0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計		0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	1	12	2	4	88	0	9	52	0	0	0	0	0	0	0		
14 接客娯楽	01 旅館業	01 旅館業	0	0	5	2	0	18	0	5	4	0	0	0	0	0	0	
		01 一般飲食店	0	4	1	0	1	248	0	0	15	0	0	0	0	0	0	
		09 その他の飲食店	0	0	0	0	0	17	0	1	2	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	4	1	0	1	265	0	1	17	0	0	0	0	0	0		
	03 その他の接客	01 ゴルフ場	0	1	8	14	0	53	1	1	55	0	0	0	0	0	0	
		02 公園・遊園地	0	0	3	3	0	6	0	1	9	0	0	0	0	0	0	
		09 その他の接客	1	8	4	1	1	18	0	4	13	0	0	0	0	0	0	
小計		1	9	15	18	1	77	1	6	77	0	0	0	0	0	0		
計	1	13	21	20	2	360	1	12	98	0	0	0	0	0	0	0		
15 清掃・と畜	01 清掃・と畜	01 ビルメンテナンス	1	1	5	2	5	32	0	7	45	0	0	0	0	0	0	
		02 産業廃棄物	1	4	8	65	20	54	0	25	400	0	0	0	0	0	0	
		03 その他の廃棄物	0	2	4	9	5	24	0	9	216	0	0	0	0	0	0	
		04 火葬業	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
		05 と畜業	0	1	0	0	0	4	0	4	1	0	0	0	0	0	0	
		09 その他の清掃・と畜	0	2	5	7	3	16	1	1	124	0	0	0	0	0	0	
計	2	10	22	83	33	131	1	46	787	0	0	0	0	0	0			
16 官公署	01 官公署	01 官公署	0	0	2	1	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	2	1	1	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
17 その他の事業	01 派遣業	01 派遣業	0	0	2	1	5	2	0	1	13	0	0	0	0	0	0	
		01 警備業	1	0	2	50	0	3	0	7	81	0	0	0	0	0	0	
		02 情報処理	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
		09 その他の事業	1	8	21	28	10	79	0	36	200	0	0	0	0	0	0	
	小計	2	8	23	78	10	82	0	43	284	0	0	0	0	0	0		
計	2	8	25	79	15	84	0	44	297	0	0	0	0	0	0			
合計			32	319	1,989	1,483	2,532	5,740	96	1,672	11,952	0	0	0	0	0		

資料出所:労働者死傷病報告

(平成28年) (単位:人)

乗物	圧力器	化学設備	溶装	接置	炉・電	電設	気備	人機	力械	用	具	その	他	仮設物、	危険物、	材	料	荷	環	境	等	その	他	起	因	物	分	不	類	能	合	計
64	0	0	0	0	0	0	0	13	9	8	86	0	1	7	3	5	12	0	210													
2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	9	0	0	0	0	1	0	14														
385	0	0	0	0	0	3	45	12	6	354	0	1	5	19	14	29	2	886														
3	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	16	0	0	3	3	6	0	38														
454	0	0	0	0	0	3	62	25	14	465	0	2	15	25	19	48	2	1,148														
8	0	0	0	0	0	0	0	1	1	17	0	1	1	4	4	3	0	40														
16	0	0	0	0	0	0	0	10	16	6	77	0	2	5	10	14	2	178														
24	0	0	0	0	0	0	0	10	17	7	94	0	3	6	14	17	2	218														
478	0	0	0	0	0	3	72	42	21	559	0	5	21	39	33	65	4	1,366														
3	0	0	0	0	0	0	3	7	1	12	0	1	1	0	1	0	0	29														
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	4														
5	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	16	0	0	5	1	0	7	49														
8	0	0	0	0	0	0	5	14	1	29	0	1	6	1	1	8	0	82														
1,201	0	0	0	0	0	7	133	61	21	587	2	12	113	108	18	87	1	2,396														
1,201	0	0	0	0	0	7	133	61	21	587	2	12	113	108	18	87	1	2,396														
28	0	0	0	0	0	0	0	2	0	19	0	1	0	3	1	2	0	60														
4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	20	0	2	0	0	1	2	1	32														
37	0	0	0	0	0	2	50	98	28	360	6	16	17	77	48	110	2	899														
69	0	0	0	0	0	2	51	100	29	399	6	19	17	80	50	114	3	991														
65	3	0	1	1	15	136	157	97	878	6	13	51	121	318	508	21	2,430															
10	1	0	0	0	0	14	21	10	141	1	4	7	9	14	47	1	285															
42	0	0	0	0	0	21	22	11	103	5	3	9	8	33	43	2	306															
117	4	0	1	1	15	171	200	118	1,122	12	20	67	138	365	598	24	3,021															
626	1	0	0	2	16	472	491	258	2,553	18	61	94	431	1,235	1,846	62	8,281															
0	1	0	0	0	1	4	10	10	47	2	3	4	6	4	0	0	95															
12	0	0	0	0	0	12	11	3	32	0	2	3	12	15	12	0	116															
12	1	0	0	0	1	16	21	13	79	2	5	7	18	19	12	0	211															
755	6	0	1	3	32	659	712	389	3,754	32	86	168	587	1,619	2,456	86	11,513															
17	5	0	0	1	3	77	187	98	785	15	41	74	69	40	79	5	1,530															
160	14	1	1	23	7	523	523	378	1,359	157	311	204	81	182	162	9	4,364															
17	1	0	0	2	0	48	57	23	173	12	27	9	13	11	13	1	427															
177	15	1	1	25	7	571	580	401	1,532	169	338	213	94	193	175	10	4,791															
91	0	0	0	3	0	17	86	27	322	4	21	21	193	26	51	2	997															
8	0	0	0	0	1	13	15	10	74	1	2	10	28	39	29	3	255															
30	1	0	0	0	3	28	106	59	291	2	25	90	106	41	83	1	916															
129	1	0	0	3	4	58	207	96	687	7	48	121	327	106	163	6	2,168															
323	21	1	1	29	14	706	974	595	3,004	191	427	408	490	339	417	21	8,489															
67	0	0	0	0	13	97	402	164	1,689	21	47	100	121	63	147	7	3,036															
26	3	0	2	6	0	29	70	47	216	12	139	105	32	8	45	3	1,320															
26	0	0	1	3	1	15	36	25	221	5	59	102	33	15	58	1	870															
0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	5															
0	0	0	0	0	0	21	5	2	10	1	2	1	9	4	1	0	66															
40	0	0	0	1	2	15	61	25	254	14	34	38	29	7	41	1	721															
159	3	0	3	10	16	177	574	264	2,390	53	281	347	225	97	292	12	6,018															
13	0	0	0	0	0	6	11	3	21	1	2	3	8	6	4	0	87															
13	0	0	0	0	0	6	11	3	21	1	2	3	8	6	4	0	87															
43	0	0	1	0	0	14	16	7	63	2	9	20	2	0	11	0	212															
253	0	0	0	0	8	55	69	28	581	2	31	40	125	42	88	6	1,472															
8	0	0	0	0	0	0	5	2	40	0	1	3	4	5	8	0	79															
368	3	0	4	0	13	194	380	128	1,426	17	137	217	262	98	237	15	3,882															
629	3	0	4	0	21	249	454	158	2,047	19	169	260	391	145	333	21	5,433															
672	3	0	5	0	21	263	470	165	2,110	21	178	280	393	145	344	21	5,645															
8,835	109	32	207	165	276	7,368	10,287	3,338	31,608	918	6,401	6,554	5,942	3,190	6,613	252	117,910															

19. 業種別・年齢別労働災害発生状況

(平成28年) (単位:人)

業種	業種	業種	年齢						計
			19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	
01 製造業	01 食料品製造	01 肉・乳製品	14	111	134	175	245	228	907
		02 水産食料品	25	126	129	202	261	271	1,014
		03 農産食料品	5	39	37	74	111	118	384
		04 パン・菓子製造	32	165	173	236	348	211	1,165
		05 酒製造	1	26	22	24	28	32	133
		06 飲料製造	0	19	26	23	21	19	108
		09 その他の食品	81	425	573	930	1,139	1,202	4,350
		小計	158	911	1,094	1,664	2,153	2,081	8,061
	02 繊維工業	01 製糸業	2	1	2	1	2	0	8
		02 紡績業	1	2	2	3	8	11	27
		03 織物業	1	9	5	12	15	17	59
04 染色整理業		2	10	9	23	19	17	80	
09 その他の繊維		2	25	19	27	46	37	156	
小計	8	47	37	66	90	82	330		
03 衣服その他の繊維	01 外衣下着	2	2	5	11	16	26	62	
	09 その他の繊維製品	1	20	18	29	36	39	143	
	小計	3	22	23	40	52	65	205	
04 木材・木製品	01 製材業	9	51	94	109	107	117	487	
	02 合板製造	1	28	38	32	37	27	163	
	09 その他の木材	10	84	89	125	103	145	556	
	小計	20	163	221	266	247	289	1,206	
05 家具・装備品	01 木製家具	5	35	37	47	45	66	235	
	02 金属製家具	1	5	3	6	3	7	25	
	03 建具製造	1	12	19	18	10	43	103	
	09 その他の家具	3	7	23	11	14	22	80	
	小計	10	59	82	82	72	138	443	
06 バルブ等	01 バルブ・紙	3	18	29	32	41	13	136	
	02 紙加工品製造	12	91	100	113	88	70	474	
	09 その他バルブ等	6	13	35	33	31	19	137	
	小計	21	122	164	178	160	102	747	
07 印刷・製本	01 印刷業	9	61	72	111	76	39	368	
	02 製本業	0	6	6	9	9	11	41	
	09 その他の印刷	0	7	9	18	4	6	44	
	小計	9	74	87	138	89	56	453	
08 化学工業	01 無機・有機化学	7	47	44	57	58	29	242	
	02 化学繊維製造	0	5	7	10	5	1	28	
	03 医薬品製造	2	24	22	28	23	7	106	
	04 石油・石炭製品	2	5	8	11	10	7	43	
	05 プラスチック製品	25	145	202	210	192	118	892	
	06 ゴム製品製造	3	31	50	46	47	29	206	
	07 皮革製品製造	1	4	13	6	7	6	37	
	08 塗料製造	1	7	8	9	8	5	38	
	09 化学肥料	1	3	15	17	16	16	68	
	09 その他の化学	4	30	49	81	62	33	259	
小計	46	301	418	475	428	251	1,919		
09 窯業土石	01 セメント製品	3	55	79	146	176	178	637	
	02 ガラス製品	1	14	18	26	23	14	96	
	03 陶磁器製品	2	9	11	14	16	16	68	
	04 耐火物製造	1	4	5	6	4	7	27	
	05 その他の窯業	1	3	10	14	8	11	47	
	09 その他の土石製品	7	30	52	86	69	84	328	
小計	15	115	175	292	296	310	1,203		
10 鉄鋼業	01 製鉄・製鋼	4	41	38	44	27	23	177	
	02 鋳物業	6	65	77	80	67	43	338	
	09 その他の鉄鋼業	2	27	45	48	24	26	172	
	小計	12	133	160	172	118	92	687	
11 非鉄金属	01 非鉄精錬圧延	4	21	24	21	16	20	106	
	02 非鉄鋳物業	2	24	28	27	21	16	118	
	09 その他の非鉄金属	5	32	30	40	15	16	138	
	小計	11	77	82	88	52	52	362	

(平成28年) (単位:人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計	
			以下	～ 29歳	～ 39歳	～ 49歳	～ 59歳	以上		
12 金属製品	01 洋食器・刃物 02 ねじ等製造 03 金属プレス 04 めっき業 09 その他金属		1	4	8	13	5	10	41	
			0	13	9	12	11	11	56	
			5	69	78	94	66	91	403	
			1	31	41	35	38	16	162	
			102	625	672	824	640	686	3,549	
		小計	109	742	808	978	760	814	4,211	
	13 一般機械器具	01 機械器具製造 02 計量器測定器 03 光学機械 04 時計製造 05 その他精密機械		34	254	278	310	264	265	1,405
				1	5	7	13	5	5	36
				1	7	9	9	13	3	42
				0	1	1	2	1	3	8
				5	28	39	42	37	34	185
		小計	41	295	334	376	320	310	1,676	
	14 電気機械器具	01 重電機 02 軽電機製造 03 電子・通信機器 09 その他の電気機械		0	18	16	18	23	14	89
				1	25	27	38	37	19	147
				4	45	66	82	83	32	312
				7	63	97	112	89	60	428
		小計	12	151	206	250	232	125	976	
15 輸送機械製造	01 造船業 02 自動車製造 03 鉄道車両 09 その他輸送機械		6	91	94	86	66	96	439	
			28	210	243	294	187	107	1,069	
			3	9	10	11	14	7	54	
			8	29	48	55	39	40	219	
	小計	45	339	395	446	306	250	1,781		
16 電気・ガス	01 電気業 02 ガス業 03 水道業 09 その他の電気・ガス		0	7	2	15	14	2	40	
			1	6	5	8	11	6	37	
			0	3	2	8	16	7	36	
			0	0	1	2	1	1	5	
	小計	1	16	10	33	42	16	118		
17 その他の製造	01 自動車整備 02 機械修理業 03 クリーニング業 04 たばこ製造 09 その他製造		6	73	104	152	94	126	555	
			1	40	39	40	38	37	195	
			9	40	57	132	143	148	529	
			0	1	1	0	1	0	3	
			8	93	142	220	159	172	794	
	小計	24	247	343	544	435	483	2,076		
	計	545	3,814	4,639	6,088	5,852	5,516	26,454		
02 鉱業	01 石炭鉱業	01 一般石炭	0	0	0	0	0	0	0	
		09 その他の石炭	0	1	0	0	0	1	2	
		小計	0	1	0	0	0	1	2	
	02 土石採取業	01 採石業 02 砂利採取業 09 その他の土石採取		2	4	15	26	21	34	102
			0	5	6	8	10	19	48	
			0	3	2	1	7	4	17	
	小計	2	12	23	35	38	57	167		
03 その他の鉱業	01 金属鉱業 02 石油等鉱業 09 その他鉱業		0	0	0	0	1	0	1	
			0	0	1	0	0	0	1	
			0	1	2	1	2	7	13	
	小計	0	1	3	1	3	7	15		
	計	2	14	26	36	41	65	184		
03 建設業	01 土木工事	01 水力発電所	0	4	2	1	8	5	20	
		02 トンネル建設工事	0	8	16	15	23	12	74	
		03 地下鉄建設工事	0	1	1	5	2	3	12	
		04 軌道建設工事	1	9	29	26	19	15	99	
		05 橋梁建設工事	5	18	29	32	24	20	128	
		06 道路建設工事	13	72	79	148	154	243	709	
		07 河川土木工事	3	10	24	22	31	56	146	
		08 砂防工事業	0	6	5	14	20	20	65	
		09 土地整理土木	5	32	45	59	55	77	273	
		10 上下水道	6	31	50	69	77	83	316	
		11 港湾海岸	4	11	8	21	26	29	99	
		99 その他土木	46	179	281	376	323	614	1,819	
	小計	83	381	569	788	762	1,177	3,760		

(平成28年) (単位:人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計
			以下	～ 29歳	～ 39歳	～ 49歳	～ 59歳	以上	
	02 建築工事	01 鉄骨・鉄筋家屋	87	397	437	576	408	526	2,431
		02 木造家屋建築	82	366	411	412	437	817	2,525
		03 建築設備工事	13	118	137	176	117	129	690
		09 その他の建築工事	114	552	530	604	487	636	2,923
		小計	296	1,433	1,515	1,768	1,449	2,108	8,569
	03 その他の建設	01 電気通信工事	7	106	117	106	90	83	509
		02 機械器具設置	7	95	115	124	87	71	499
		09 その他の建設	67	243	326	374	327	384	1,721
		小計	81	444	558	604	504	538	2,729
	計		460	2,258	2,642	3,160	2,715	3,823	15,058
04 運輸交通業	01 鉄道等	01 鉄道・軌道	3	62	53	56	87	25	286
		02 水運業	2	10	10	12	7	13	54
		03 航空業	0	91	55	44	32	4	226
		小計	5	163	118	112	126	42	566
	02 道路旅客	01 ハイヤー・タクシー	6	15	89	289	549	825	1,773
		02 バス業	9	35	107	283	325	126	885
		09 その他の旅客	0	2	3	9	10	20	44
	小計	15	52	199	581	884	971	2,702	
	03 道路貨物運送	01 一般貨物	129	884	2,028	4,084	3,113	1,705	11,943
		02 特定貨物	1	26	52	113	107	69	368
03 貨物軽自動車		1	9	11	29	20	19	89	
09 その他の道路貨物		3	26	64	106	100	48	347	
小計	134	945	2,155	4,332	3,340	1,841	12,747		
04 その他の運輸交通	09 その他の運輸交通	0	3	12	26	16	15	72	
	計	154	1,163	2,484	5,051	4,366	2,869	16,087	
05 貨物取扱	01 陸上貨物	01 陸上貨物	28	156	211	357	296	182	1,230
	02 港湾運送業	01 一般港湾	0	6	12	16	11	6	51
		02 港湾荷役業	12	30	43	55	38	31	209
		09 その他の港湾運送	3	4	4	4	9	2	26
	小計	15	40	59	75	58	39	286	
計	43	196	270	432	354	221	1,516		
06 農林業	01 農業	01 農業	28	158	177	206	192	499	1,260
	02 林業	01 木材伐出	7	107	197	189	202	347	1,049
		09 その他の林業	10	46	116	109	100	131	512
	小計	17	153	313	298	302	478	1,561	
計	45	311	490	504	494	977	2,821		
07 畜産・水産業	01 畜産業	01 畜産業	19	148	244	217	201	192	1,021
	02 水産業	01 漁業	8	64	52	55	70	106	355
		09 その他の水産業	2	26	25	25	25	31	134
	小計	10	90	77	80	95	137	489	
計	29	238	321	297	296	329	1,510		
08 商業	01 卸売業	01 各種商品卸	1	24	21	36	32	36	150
		02 家具等卸売	1	3	10	5	9	5	33
		09 その他の卸売	21	302	381	591	497	528	2,320
		小計	23	329	412	632	538	569	2,503
	02 小売業	01 各種商品小売	56	218	194	388	685	526	2,067
		02 自動車小売	4	69	64	64	48	50	299
		03 家具等小売業	0	25	25	31	34	25	140
		04 燃料小売業	18	69	85	113	98	79	462
		05 新聞販売	24	115	169	354	501	1,134	2,297
	09 その他の小売業	250	1,104	1,046	1,591	2,173	2,015	8,179	
小計	352	1,600	1,583	2,541	3,539	3,829	13,444		
03 理美容業	01 理容業	1	5	8	8	6	3	31	
	02 美容業	1	33	29	18	16	10	107	
小計	2	38	37	26	22	13	138		
04 その他の商業	01 倉庫業	11	69	112	132	132	92	548	
	09 その他の商業	21	146	171	216	228	278	1,060	
	小計	32	215	283	348	360	370	1,608	
計	409	2,182	2,315	3,547	4,459	4,781	17,693		

(平成28年) (単位:人)

業種		年齢	19歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	計	
			以下	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	以上		
09 金融広告業	01 金融業	01 銀行・信託	0	47	21	42	80	20	210	
		02 証券・取引	0	2	0	5	6	1	14	
		03 保険業	0	89	141	206	264	186	886	
		09 その他の金融業	0	3	5	11	14	5	38	
		小計	0	141	167	264	364	212	1,148	
	02 広告・あっせん	01 旅行業	0	4	2	13	13	8	40	
09 その他の広告あっせん		0	30	27	38	39	44	178		
小計		0	34	29	51	52	52	218		
	計	0	175	196	315	416	264	1,366		
10 映画・演劇業	01 映画・演劇業	01 映画製作	0	13	6	5	4	1	29	
		02 映画館	1	2	0	0	1	0	4	
		09 その他の映画	1	17	10	9	8	4	49	
		計	2	32	16	14	13	5	82	
11 通信業	01 通信業	01 通信業	47	395	462	613	602	277	2,396	
		計	47	395	462	613	602	277	2,396	
12 教育研究	01 教育研究	01 教習所	0	2	7	17	18	16	60	
		02 ソフトウェア業	0	4	10	11	6	1	32	
		09 その他教育	0	78	146	184	250	241	899	
		計	0	84	163	212	274	258	991	
13 保健衛生業	01 医療保健業	01 病院	12	217	328	477	796	600	2,430	
		02 一般診療所	0	26	34	44	100	81	285	
		09 その他医療保健	1	33	42	63	110	57	306	
		小計	13	276	404	584	1,006	738	3,021	
	02 社会福祉施設	01 社会福祉施設	51	759	1,120	1,762	2,348	2,241	8,281	
	03 その他の保健衛生	01 浴場業	0	7	6	21	27	34	95	
09 その他の保健衛生		0	11	11	26	40	28	116		
小計		0	18	17	47	67	62	211		
	計	64	1,053	1,541	2,393	3,421	3,041	11,513		
14 接客娯楽	01 旅館業	01 旅館業	37	157	123	255	327	631	1,530	
	02 飲食店	01 一般飲食店	568	932	638	750	722	754	4,364	
		09 その他の飲食店	29	73	51	75	86	113	427	
		小計	597	1,005	689	825	808	867	4,791	
	03 その他の接客	01 ゴルフ場	27	69	63	161	292	385	997	
02 公園・遊園地		7	88	39	38	34	49	255		
09 その他の接客		31	271	180	154	111	169	916		
	小計	65	428	282	353	437	603	2,168		
	計	699	1,590	1,094	1,433	1,572	2,101	8,489		
15 清掃・と畜	01 清掃・と畜	01 ビルメンテナンス	15	114	202	315	615	1,775	3,036	
		02 産業廃棄物	18	123	249	362	313	255	1,320	
		03 その他の廃棄物	15	86	140	252	211	166	870	
		04 火葬業	0	0	0	4	1	0	5	
		05 と畜業	0	13	12	15	14	12	66	
	09 その他の清掃・と畜	3	66	116	160	183	193	721		
	計	51	402	719	1,108	1,337	2,401	6,018		
16 官公署	01 官公署	01 官公署	0	5	4	18	25	35	87	
		計	0	5	4	18	25	35	87	
17 その他の事業	01 派遣業	01 派遣業	4	33	41	48	52	34	212	
		02 その他の事業	01 警備業	8	98	160	251	353	602	1,472
		02 情報処理	0	15	17	18	16	13	79	
		09 その他の事業	45	468	566	865	945	993	3,882	
		小計	53	581	743	1,134	1,314	1,608	5,433	
	計	57	614	784	1,182	1,366	1,642	5,645		
		合計	2,607	14,526	18,166	26,403	27,603	28,605	117,910	

資料出所: 労働者死傷病報告

20. 業種別・都道府県別死亡災害発生状況

	全産業		製造業		鉱業		建設業		交通運輸事業		陸上貨物運送事業		港湾荷役業		林業		その他の事業					
	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27				
	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数				
北海道	77	65	12	7	0	2	-1	30	25	5	1	3	-2	13	11	2	0	0	1	20	12	8
青森	11	11	0	2	1	0	0	2	3	-1	0	1	-1	2	1	0	0	0	0	0	0	0
岩手	19	21	-2	3	2	1	0	7	8	-1	0	0	0	1	3	-2	0	3	0	0	5	0
宮城	16	22	-6	4	3	1	0	5	5	0	0	0	0	0	4	-4	0	1	0	1	6	-3
秋田	12	19	-7	2	2	0	0	5	11	-6	0	1	-1	0	0	0	0	1	3	-2	4	2
山形	7	10	-3	2	0	0	0	3	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	3	-3	1	2
福島	20	23	-3	2	1	1	0	10	14	-4	0	0	0	0	2	-2	1	0	1	0	7	5
茨城	26	33	-7	4	2	2	0	11	12	-1	1	1	0	1	6	-5	0	1	0	0	9	-2
栃木	17	16	1	1	3	-2	0	4	5	-1	2	1	0	2	1	1	0	0	2	-2	7	5
群馬	14	11	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	5	0
埼玉	32	35	-3	9	6	3	1	6	15	-9	0	0	0	7	5	2	0	0	0	0	9	0
千葉	36	41	-5	7	11	-4	0	12	15	-3	0	1	-1	6	4	2	1	0	1	0	10	0
東京	58	67	-9	5	4	1	0	25	29	-4	4	1	3	3	0	0	0	0	0	1	30	-10
神奈川	28	36	-8	3	4	-1	1	9	10	-1	2	0	2	2	5	-3	1	2	-1	1	9	-6
新潟	22	13	9	4	2	0	0	5	5	0	0	0	0	3	2	1	0	0	1	0	9	4
富山	15	12	3	6	3	3	0	2	4	-2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5	0
石川	9	10	-1	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0	1	2	-1	0	0	0	1	4	-1
福井	7	10	-3	3	0	3	0	2	4	-2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	5	-5
山梨	10	12	-2	1	1	0	0	5	3	2	0	0	0	0	2	-2	0	1	2	-1	3	-1
長野	16	16	0	4	3	1	0	5	3	2	0	2	-2	1	1	0	0	1	0	1	5	-2
岐阜	18	25	-7	4	9	-5	0	8	9	-1	0	0	0	1	2	-1	0	0	0	0	4	3
静岡	25	34	-9	8	9	-1	0	7	13	-6	0	1	-1	4	4	0	0	0	0	0	6	0
愛知	43	48	-5	9	7	2	0	7	18	-11	1	1	0	7	9	-2	2	1	1	0	16	5
三重	18	16	2	1	5	-4	0	2	6	0	0	0	0	4	1	3	1	0	1	3	3	2
滋賀	15	8	7	5	1	4	0	3	2	0	0	0	0	1	2	-1	0	0	0	0	6	3
京都	8	20	-12	0	2	-2	0	2	7	-5	0	3	-3	1	2	-1	0	0	0	0	4	3
大阪	51	47	4	11	11	0	0	11	13	-2	3	1	2	9	7	2	0	0	2	-2	17	5
兵庫	44	51	-7	13	10	3	1	7	10	-3	0	0	0	2	11	-9	2	1	1	0	19	0
奈良	14	8	6	7	1	6	0	2	4	-2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	3	1
和歌山	14	12	2	3	3	0	0	7	1	6	0	1	-1	1	3	-2	0	0	0	1	2	-2
鳥取	1	3	-2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	0	0	0
島根	8	5	3	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
岡山	14	17	-3	4	5	-1	0	4	2	2	0	0	0	2	5	-3	0	0	0	0	3	0
広島	18	24	-6	6	5	1	0	4	3	1	0	1	-1	2	3	-1	1	0	1	1	4	-8
山口	22	13	9	3	5	-2	1	8	5	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	1	7	6
徳島	10	3	7	3	0	3	0	2	0	2	0	0	0	1	2	-1	0	0	0	0	4	1
香川	6	10	-4	2	2	0	0	2	2	0	0	1	-1	0	0	0	1	0	0	1	5	-4
愛媛	19	16	3	6	4	2	0	3	5	-2	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	2	8	2
高知	9	5	4	0	1	-1	0	6	2	4	1	0	1	0	1	-1	0	0	0	1	1	0
福岡	30	36	-6	5	7	-2	0	10	13	-3	0	1	-1	3	9	-6	0	0	0	0	12	6
佐賀	9	8	1	0	1	-1	0	6	3	3	1	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	3
長崎	13	13	0	1	2	-1	0	7	7	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	2	3
熊本	16	14	2	4	5	-1	0	9	4	5	0	0	0	0	1	-1	0	0	0	1	3	-1
大分	11	12	-1	3	2	1	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	3
宮崎	15	14	1	2	1	1	0	5	5	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	3	3	0
鹿児島	20	17	3	2	0	0	0	4	5	-1	0	0	0	2	3	-1	0	0	0	0	7	4
沖縄	5	10	-5	0	0	0	0	2	5	-3	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	3	4
計	928	972	-44	177	160	17	7	294	327	-33	16	22	-6	99	125	-26	10	8	2	284	282	-2

資料出所：厚生労働省調べ（死亡災害報告により作成）

21.平成28年業務上疾病発生状況(業種別・疾病別)

業種	(1) 疾病分類						(2) 物理的因子による疾病						(3) 作業態様に起因する疾病					
	うち腰痛(災害性腰痛)	(2) 有害光線による疾病	(3) 電離放射線による疾病	(4) 異常気圧下における疾病	(5) 異常温度条件による疾病	うち熱中症	(6) 騒音による耳の疾病	(7) (2)(6)以外の物理的因子による疾病	(8) 重激業務による疾患と運動器疾患	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	(10) 振動障害	(11) 手指前腕の障害及び腕ひ群	(12) (8)(11)以外の起作原因による業務上様態に病					
食料品製造業	254 (0)	211 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	0 (0)	19 (0)	4 (0)						
繊維・繊維製品製造業	11 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)						
木材・木製品家具装備品製造業	38 (0)	25 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)						
パルプ・紙 紙加工品印刷・製本業	22 (0)	16 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)						
化学工業	87 (1)	58 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	8 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)						
窯業・土石製品製造業	47 (0)	35 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)						
鉄鋼・非鉄金属製造業	24 (0)	15 (0)	0 (0)	0 (0)	32 (0)	10 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)						
金属製品製造業	128 (1)	95 (0)	0 (0)	0 (0)	21 (0)	10 (0)	0 (0)	2 (1)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	2 (0)						
一般・電気・輸送用機械工業	228 (2)	182 (0)	2 (0)	0 (0)	34 (0)	26 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	18 (0)	4 (0)						
電気・ガス・水道業	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
その他の製造業	86 (0)	68 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (0)	10 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	5 (0)	2 (0)						
製造業小計	927 (4)	714 (0)	3 (0)	0 (0)	184 (0)	97 (0)	2 (0)	3 (1)	13 (0)	8 (0)	58 (0)	15 (0)						
鉱業	3 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)						
建設業	328 (9)	195 (0)	2 (0)	2 (0)	118 (7)	113 (7)	3 (0)	5 (0)	3 (0)	1 (0)	6 (0)	5 (0)						
運輸交通業	773 (3)	684 (0)	0 (0)	4 (0)	56 (0)	48 (0)	1 (0)	6 (0)	17 (0)	7 (0)	16 (0)	9 (1)						
貨物取扱業	96 (2)	82 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (0)	19 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)						
農林水産業	117 (4)	75 (0)	0 (0)	0 (0)	31 (2)	28 (2)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)						
商業・金融・広告業	1,021 (2)	897 (0)	0 (0)	1 (0)	73 (1)	48 (1)	0 (0)	3 (0)	13 (0)	6 (0)	36 (0)	8 (0)						
保健衛生業	1,540 (0)	1,423 (0)	1 (0)	0 (0)	11 (0)	6 (0)	0 (0)	4 (0)	20 (0)	2 (0)	18 (0)	9 (0)						
接客・娯楽業	328 (1)	270 (0)	1 (0)	3 (0)	66 (0)	22 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	3 (0)	11 (0)	2 (0)						
清掃・と畜業	218 (1)	182 (0)	1 (0)	0 (0)	38 (1)	37 (1)	0 (0)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)						
その他の事業	247 (0)	197 (0)	1 (0)	0 (0)	49 (1)	44 (1)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	4 (0)	1 (0)						
合計	5,598 (26)	4,722 (0)	9 (0)	10 (0)	650 (12)	462 (12)	6 (0)	29 (1)	75 (0)	29 (0)	153 (0)	53 (1)						

(注) 1 表は休業4日以上のものである。
 2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
 3 表中の()は死亡で内数である。

4 「化学物質」は労働基準法施行規則第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
 5 本統計の数字は平成28年中に発生した疾病で平成29年3月末までに把握したものである。

資料：業務上疾病調査

業種	疾病分類	(13)	(14)	(15)	(16)	がん			(20)	(21)	(22)	合計
		酸素欠乏症	化学物質による(がんを除く)疾病	じん肺症及びじん肺症の併発症(休業の合み)	病原体による疾病	(17)電離放射線によるがん	(18)化学物質によるがん	(19)(18)以外の原因によるがん	過重脳血管業務による心臓疾患等	強い心理業務的負担による精神障害	その他の業務に起因する(その明らかな疾病)	
製造業	食料品製造業	0 (0)	25 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (0)	364 (1)
	繊維・繊維製品製造業	0 (0)	2 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)
	木材・木製品家具装備品製造業	0 (0)	2 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	48 (0)
	パルプ・紙・紙加工品印刷・製本業	0 (0)	1 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	29 (1)
	化学工業	0 (0)	22 (2)	3	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	135 (3)
	窯業・土石製品製造業	0 (0)	1 (0)	28	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	84 (1)
	鉄鋼・非鉄金属製造業	0 (0)	8 (2)	12	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	83 (2)
	金属製品製造業	2 (1)	12 (0)	9	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (1)	191 (4)
	一般・電気・輸送用機械工業	1 (0)	15 (0)	19	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (2)	4 (4)	2 (1)	336 (9)
	電気・ガス・水道業	0 (0)	1 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7 (1)
	その他の製造業	0 (0)	6 (0)	7	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (1)	1 (0)	130 (2)
	製造業小計	3 (1)	95 (4)	78	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (5)	10 (6)	13 (3)	1,425 (24)
	鉱業	0 (0)	0 (0)	50	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	54 (1)
建設業	4 (0)	49 (2)	71	6 (1)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (1)	2 (2)	8 (1)	622 (23)	
運輸交通業	0 (0)	3 (0)	0	3 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (10)	3 (0)	8 (0)	934 (14)	
貨物取扱業	1 (1)	0 (0)	0	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	2 (0)	127 (4)	
農林水産業	0 (0)	6 (0)	0	5 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	4 (0)	172 (7)	
商業・金融・広告業	0 (0)	22 (0)	0	9 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (4)	7 (1)	13 (0)	1,220 (8)	
保健衛生業	0 (0)	7 (0)	0	79 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	10 (1)	16 (0)	1,718 (2)	
接客・娯楽業	1 (0)	10 (0)	0	12 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	6 (0)	3 (0)	452 (1)	
清掃・と畜業	1 (1)	20 (0)	0	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	4 (1)	296 (7)	
その他の事業	2 (0)	1 (0)	11	6 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (3)	2 (1)	7 (2)	341 (7)	
合計	12 (3)	213 (6)	210	125 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	65 (29)	41 (12)	78 (7)	7,361 (98)	

資料：業種上疾病調査

(注) 1 表は休業4日以上のものである。
2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
3 表中の()は死亡で内数である。
4 「化学物質」は労働基準法施行規則第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
5 本統計の数字は平成28年中に発生した疾病で平成29年3月末日までに把握したものである。

22.平成28年定期健康診断実施結果(業種別)

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率(%)
01 製 造 業				
01 食 品 製 造	5,379 (1,851)	632,977	344,580	54.4
02 織 維 工 業	422 (182)	41,104	22,635	55.1
03 衣 服 織 維	506 (66)	41,593	23,076	55.5
04 木 材 木 製	322 (120)	26,060	14,970	57.4
05 家 具 装 備	254 (59)	23,892	12,692	53.1
06 パ ル プ 等	861 (454)	83,761	46,882	56.0
07 印 刷 製 本	1,208 (459)	117,679	63,252	53.7
08 化 学 工 業	4,163 (2,317)	519,425	271,593	52.3
09 窯 業 土 石	845 (421)	79,539	44,934	56.5
10 鉄 鋼 業	716 (461)	130,781	65,967	50.4
11 非 鉄 金 属	597 (365)	79,970	43,145	54.0
12 金 属 製 品	3,195 (1,037)	279,366	147,249	52.7
13 一 般 機 器	3,571 (1,213)	536,962	278,785	51.9
14 電 気 機 器	4,096 (1,693)	731,657	380,761	52.0
15 輸 送 機 械	2,994 (1,594)	690,342	315,600	45.7
16 電 気 ガ ス	996 (427)	120,626	79,129	65.6
17 他 の 製 造	1,832 (447)	159,785	87,743	54.9
小 計	31,957 (13,166)	4,295,519	2,242,993	52.2
02 鉱 業				
01 石 炭 鉱 業	0 (0)	0	0	0.0
02 土 石 採 取	13 (3)	890	670	75.3
03 他 の 鉱 業	34 (19)	2,706	1,843	68.1
小 計	47 (22)	3,596	2,513	69.9
03 建 設 業				
01 土 木 工 事	863 (135)	66,690	46,261	69.4
02 建 築 工 事	1,451 (169)	137,352	84,124	61.2
03 他 の 建 設	1,402 (297)	141,309	84,415	59.7
小 計	3,716 (601)	345,351	214,800	62.2
04 運 輸 交 通				
01 鉄 道 等	1,120 (571)	140,805	60,318	42.8
02 道 路 旅 客	2,973 (1,916)	294,962	212,386	72.0
03 道 路 貨 物	5,432 (2,609)	415,448	250,925	60.4
04 他 の 運 輸	48 (12)	4,094	2,351	57.4
小 計	9,573 (5,108)	855,309	525,980	61.5
05 貨 物 取 扱				
01 陸 上 貨 物	1,142 (387)	104,332	57,687	55.3
02 港 湾 運 送	303 (113)	30,012	17,788	59.3
小 計	1,445 (500)	134,344	75,475	56.2
1号～5号 中計	46,738 (19,397)	5,634,119	3,061,761	54.3

業 種	健診実施事業場数	受診者数	所見のあった者	
			人 数	有所見率(%)
06 農 林 業	157 (23)	9,277	6,105	65.8
07 畜 産 水 産	112 (18)	8,368	5,271	63.0
08 商 業	20,764 (4,077)	1,625,156	897,295	55.2
09 金 融 広 告	3,994 (186)	638,125	323,608	50.7
10 映 画 演 劇	226 (41)	16,856	9,015	53.5
11 通 信 業	1,440 (354)	292,109	162,087	55.5
12 教 育 研 究	4,109 (678)	657,722	352,356	53.6
13 保 健 衛 生	17,784 (8,480)	2,166,985	1,078,424	49.8
14 接 客 娯 楽	4,521 (1,158)	268,976	138,395	51.5
15 清 掃 と 畜	2,963 (918)	275,844	186,949	67.8
16 官 公 署	106 (16)	17,289	10,673	61.7
17 他 の 事 業	15,117 (2,817)	2,039,466	1,106,951	54.3
6号～17号 中計	71,293 (18,766)	8,016,173	4,277,129	53.4
合 計	118,031 (38,163)	13,650,292	7,338,890	53.8

資料:定期健康診断結果調

- (注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。
2 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

23.平成28年特殊健康診断実施状況(対象作業別)

対象作業	健診実施 事業場数	受診労働者数	有所見 者数	有所見率 (%)
有機溶剤	39,235	660,521	39,213	5.9
鉛	3,535	57,895	1,026	1.8
四アルキル鉛	2	5	0	0.0
電離放射線	15,202	325,171	27,282	8.4
除染等電離放射線	1,171	18,540	1,520	8.2
高気圧				
高压室	41	607	17	2.8
潜水	311	2,239	134	6.0
(小計)	352	2,846	151	5.3
製造禁止物質				
ベンジジン	34	113	4	3.5
4-アミノジフェニル	11	25	2	8.0
4-ニトロジフェニル	4	15	0	0.0
ビス(クロロメチル)エーテル	12	13	0	0.0
β-ナフチルアミン	12	35	2	5.7
(小計)	73	201	8	4.0
特定化学物質				
ジクロロベンジジン	49	295	3	1.0
α-ナフチルアミン	69	833	12	1.4
塩素化ビフェニル	235	2,681	67	2.5
o-トリジン	101	757	33	4.4
ジアニシジン	34	266	12	4.5
ベリリウム	136	750	10	1.3
ベンゾトリクロリド	9	214	0	0.0
アクリルアミド	603	7,730	83	1.1
アクリロニトリル	357	6,440	66	1.0
アルキル水銀化合物	44	187	0	0.0
エチレンイミン	55	352	0	0.0
塩化ビニル	210	2,591	39	1.5
塩素	1,028	17,347	127	0.7
オーラミン	45	245	2	0.8
o-フタロジニトリル	15	86	0	0.0
カドミウム	480	3,759	60	1.6
クロム酸	2,671	30,001	300	1.0
クロロメチルメチルエーテル	87	564	2	0.4
五酸化バナジウム	311	3,870	151	3.9
コールタール	541	14,388	85	0.6
シアン化カリウム	823	8,496	75	0.9
シアン化水素	250	3,387	12	0.4
シアン化ナトリウム	703	6,604	82	1.2
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	209	2,625	123	4.7
臭化メチル	139	1,045	7	0.7
重クロム酸	538	4,333	32	0.7
水銀	688	4,536	77	1.7
トリレンジイソシアネート	525	8,531	64	0.8
ニッケルカルボニル	106	1,617	10	0.6
ニトログリコール	11	64	0	0.0
p-ジメチルアミノアゾベンゼン	15	111	0	0.0
p-ニトロクロルベンゼン	16	202	2	1.0
フッ化水素	2,214	39,119	289	0.7
β-プロピオラクトン	24	98	1	1.0
ベンゼン	1,346	21,261	371	1.7
ペンタクロルフェノール	24	133	1	0.8
マゼンタ	57	419	9	2.1
マンガン	2,364	37,439	283	0.8
沃化メチル	241	1,256	5	0.4
硫化水素	567	10,467	23	0.2

対象作業		健診実施 事業場数	受診労働者数	有所見 者数	有所見率 (%)	
特定化学物質	硫酸ジメチル	172	1,416	28	2.0	
	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る)	1,567	38,055	173	0.5	
	砒素及びその化合物(アルシ及び砒化ガリウムを除く)	717	9,632	55	0.6	
	酸化プロピレン	143	2,110	4	0.2	
	1,1-ジメチルヒドラジン	16	117	0	0.0	
	インジウム及びその化合物	668	9,170	174	1.9	
	エチルベンゼン	13,484	123,507	1,132	0.9	
	コバルト及びその化合物	2,630	56,273	195	0.3	
	1,2-ジクロロプロパン	66	613	38	6.2	
	クロロホルム	2,429	31,025	1,348	4.3	
	四塩化炭素	525	2,927	127	4.3	
	1,4-ジオキサン	827	7,723	351	4.5	
	1,2-ジクロロエタン	542	4,434	169	3.8	
	ジクロロメタン	3,611	43,595	2,585	5.9	
	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト	27	166	2	1.2	
	スチレン	3,624	37,012	568	1.5	
	1,1,2,2-テトラクロロエタン	209	950	20	2.1	
	テトラクロロエチレン	593	3,801	253	6.7	
	トリクロロエチレン	1,092	6,727	365	5.4	
	メチルイソブチルケトン	6,460	77,984	1,067	1.4	
	ナフタレン	805	13,175	154	1.2	
リフラクトリーセラミックファイバー	1,233	27,891	344	1.2		
(小計)	59,380	743,402	11,670	1.6		
石棉	アモサイト	441	4,227	38	0.9	
	クロシドライト	265	2,947	13	0.4	
	石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く)	2,454	22,198	264	1.2	
	石綿の製造・取扱い業務の周辺業務	788	9,018	159	1.8	
	(小計)	3,948	38,390	474	1.2	
法定特殊健診計		122,898	1,846,971	81,344	4.4	
指導勧奨によるもの	紫外線、赤外線	2,954	73,293	1,806	2.5	
	騒音	5,639	297,740	39,750	13.4	
	マンガン化合物(塩基性酸化マンガン)	68	1,161	10	0.9	
	黄りん	28	1,707	28	1.6	
	有機りん剤	50	1,251	27	2.2	
	亜硫酸ガス	37	581	14	2.4	
	二硫化炭素(有機溶剤業務に係るものを除く)	9	142	12	8.5	
	ベンゼンのニトロアミド化合物	12	280	97	34.6	
	脂肪族の塩化または臭化炭化水素	20	387	21	5.4	
	砒素またはその化合物(特化則適用以外のものに限る)	41	834	7	0.8	
	フェニル水銀化合物	3	24	0	0.0	
	アルキル水銀化合物(特化則適用以外のものに限る)	2	11	2	18.2	
	クロルナフタリン	2	8	0	0.0	
	沃素	35	1,073	119	11.1	
	米杉等	2	51	28	54.9	
	超音波溶着機	80	1,210	53	4.4	
	キーパンチ・VDT作業	3,217	295,674	17,000	5.7	
	振動	2,539	61,866	3,699	6.0	
	腰痛 ^(注1)	789	39,482	8,110	20.5	
	金銭登録	8	154	34	22.1	
	引金付工具	692	66,327	1,920	2.9	
	レーザー機器	1,035	21,551	632	2.9	
	その他	191	3,797	49	1.3	
	指導勧奨計		17,453	868,604	73,418	8.5
	総計		140,351	2,715,575	154,762	5.7

資料：特殊健康診断結果調

(注1)従来までは「重量物」と表記していたもの。

名称を変更したもので、対象作業の内容、健診項目等は従来と同一である。

(注2)「受診労働者数」及び「有所見者数」については、

労働基準監督署に提出された健康診断結果報告書を累積して集計している。

24.平成28年 業種別じん肺健康管理

区分		1	2	3	4	5
業種名		適用事業所数	粉従 じ事 ん労 ん働 者 業 数	じ実 ん施 ん肺 事健 業康 場 断 数	じ実 ん施 ん肺 事健 業康 者 断 数	新労働 規 有 者 所 見 数
製 造 業	ゴ ム 製 品 製 造 業	372	6,571	239	3,447	3
	上 記 以 外 の 化 学 工 業	1,633	29,505	1,053	15,693	10
	セ メ ン ト 製 造 業	851	7,385	414	3,429	1
	ガ ラ ス 製 造 業	223	4,086	142	2,709	4
	陶 磁 器 製 造 業	660	7,319	276	3,737	7
	耐 火 煉 瓦 製 造 業	171	3,780	108	2,016	0
	そ の 他 の 窯 業	176	1,744	93	1,034	1
	そ の 他 の 土 石 製 品 製 造 業	1,645	13,952	757	8,702	3
	製 鉄 ・ 製 鋼 ・ 圧 延 業	523	24,247	315	9,303	1
	鋳 物 業	842	18,669	461	7,743	18
	そ の 他 の 鉄 鋼 業	353	5,361	181	2,952	0
	非 鉄 金 属 精 練 圧 延 業	252	7,510	159	3,753	0
	非 鉄 金 属 鋳 物 業	459	5,647	235	2,542	1
	そ の 他 の 非 鉄 金 属 製 造 業	332	4,970	181	2,918	8
	金 属 製 品 製 造 業	13,715	99,706	5,698	45,093	25
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	6,106	66,900	2,916	32,493	4
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	1,694	28,599	947	16,288	0
	造 船 業	2,632	31,846	1,300	13,637	2
	そ の 他 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2,981	96,808	1,718	44,439	6
	上 記 以 外 の 製 造	3,166	22,670	1,398	11,510	0
小 計	38,786	487,275	18,591	233,438	94	
鉱 業	一 般 石 炭 鉱 業	4	277	2	258	0
	そ の 他 の 石 炭 鉱 業	4	32	3	43	0
	採 石 業	841	4,839	402	2,379	1
	砂 利 採 取 業	138	547	60	331	1
	そ の 他 の 土 石 採 取 業	70	369	32	219	0
	金 属 鉱 業	9	529	6	229	0
	石 油 等 鉱 業	4	28	3	28	0
	そ の 他	149	2,227	108	1,283	8
小 計	1,219	8,848	616	4,770	10	
建 設 業	ト ン ネ ル 建 設 工 事 業	311	2,987	158	3,125	1
	上 記 以 外 の 建 設 業	3,115	25,326	1,540	13,107	9
	上 記 以 外 の 事 業	3,059	30,624	1,620	15,323	8
計	46,490	555,060	22,525	269,763	122	

資料:じん肺健康管理実施結果調
(注)1. ()内の数字は随時申請で外数である。

実施状況

全国計

じん肺管理区分決定件数									有 所 見 者 数	合 併 症 り 患 件 数
計	管 理 1	管 理 2	管 理 3			管 理 4				
			イ	ロ	計	PR4(c)	F(++)	計		
(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
13	4	7	2	0	2	0	0	0	9	0
(10)	(3)	(4)	(2)	(0)	(2)	(0)	(1)	(1)	(7)	(1)
31	5	25	0	1	1	0	0	0	26	0
(5)	(0)	(1)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(2)	(5)	(0)
7	2	5	0	0	0	0	0	0	5	0
(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
27	1	26	0	0	0	0	0	0	26	0
(10)	(0)	(4)	(0)	(5)	(5)	(0)	(1)	(1)	(10)	(1)
70	0	47	9	14	23	0	0	0	70	0
(30)	(14)	(10)	(2)	(2)	(4)	(0)	(2)	(2)	(16)	(5)
21	7	14	0	0	0	0	0	0	14	0
(20)	(6)	(8)	(0)	(1)	(1)	(0)	(5)	(5)	(14)	(1)
43	3	34	0	6	6	0	0	0	40	0
(40)	(12)	(10)	(4)	(6)	(10)	(1)	(7)	(8)	(28)	(1)
108	10	69	13	14	27	0	2	2	98	0
(15)	(7)	(5)	(1)	(0)	(1)	(0)	(2)	(2)	(8)	(0)
45	4	40	0	1	1	0	0	0	41	0
(33)	(2)	(21)	(1)	(5)	(6)	(1)	(3)	(4)	(31)	(4)
207	22	139	28	18	46	0	0	0	185	0
(5)	(3)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)
38	6	28	4	0	4	0	0	0	32	0
(8)	(0)	(7)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(8)	(0)
18	3	15	0	0	0	0	0	0	15	0
(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
45	0	40	4	1	5	0	0	0	45	0
(5)	(2)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(2)
13	2	9	1	1	2	0	0	0	11	0
(51)	(7)	(36)	(2)	(1)	(3)	(0)	(5)	(5)	(44)	(1)
307	38	257	7	2	9	0	3	3	269	0
(25)	(2)	(18)	(2)	(1)	(3)	(0)	(2)	(2)	(23)	(1)
240	29	206	4	1	5	0	0	0	211	1
(7)	(3)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)	(0)
34	5	22	4	2	6	0	1	1	29	0
(44)	(25)	(15)	(1)	(0)	(1)	(0)	(3)	(3)	(19)	(3)
169	14	153	2	0	2	0	0	0	155	0
(88)	(31)	(40)	(8)	(5)	(13)	(0)	(4)	(4)	(57)	(3)
217	19	187	4	6	10	0	1	1	198	0
(27)	(6)	(11)	(3)	(3)	(6)	(0)	(4)	(4)	(21)	(3)
50	10	34	4	2	6	0	0	0	40	0
(426)	(125)	(200)	(29)	(29)	(58)	(2)	(41)	(43)	(301)	(27)
1,703	184	1,357	86	69	155	0	7	7	1,519	1
(105)	(25)	(28)	(12)	(26)	(38)	(5)	(9)	(14)	(80)	(15)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(25)	(6)	(7)	(2)	(3)	(5)	(2)	(5)	(7)	(19)	(4)
85	15	56	7	7	14	0	0	0	70	0
(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)
6	1	5	0	0	0	0	0	0	5	0
(7)	(2)	(3)	(2)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)
6	2	3	0	0	0	0	1	1	4	0
(13)	(6)	(3)	(2)	(0)	(2)	(0)	(2)	(2)	(7)	(5)
6	1	5	0	0	0	0	0	0	5	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
12	2	10	0	0	0	0	0	0	10	0
(153)	(40)	(41)	(18)	(29)	(47)	(7)	(18)	(25)	(113)	(24)
115	21	79	7	7	14	0	1	1	94	0
(100)	(66)	(19)	(5)	(7)	(12)	(0)	(3)	(3)	(34)	(12)
12	4	7	0	1	1	0	0	0	8	0
(201)	(82)	(54)	(16)	(16)	(32)	(5)	(28)	(33)	(119)	(19)
156	10	97	27	18	45	0	4	4	146	0
(33)	(14)	(11)	(1)	(0)	(1)	(0)	(7)	(7)	(19)	(2)
50	10	33	3	3	6	0	1	1	40	1
(913)	(327)	(325)	(69)	(81)	(150)	(14)	(97)	(111)	(586)	(84)
2,036	229	1,573	123	98	221	0	13	13	1,807	2

2. 表中の記号はそれぞれ次の意味を表わす。

PR4(c): エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが1側の肺野の3分の1を超えるものである。)

F(++): じん肺による著しい肺機能の障害がある。

3. 新規有所見労働者は管理1であった労働者で、管理2以上に決定された者の数である。

25. 最低賃金決定状況

(1) 決定方式別の最低賃金決定件数及び適用労働者数

(平成29年3月31日現在)

決定方法	決定件数	適用労働者数
(1) 地域別最低賃金	47	51,332
(2) 特定最低賃金	233	31,859
イ 新産業別最低賃金	230	31,829
① 厚生労働大臣決定分	0	0
② 都道府県労働基準局長決定分	230	31,829
ロ 従来 of 産業別最低賃金	3	30
① 厚生労働大臣決定分	1	4
② 都道府県労働局長決定分	2	26
合 計	280 件	— 百人

(注) 適用労働者数は、平成26年経済センサス-活動調査等に基づき推計した適用労働者数である。

(2) 平成28年度特定最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

(平成29.3.末現在)

		業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
特定最低賃金	新産業別最低賃金	食料品・飲料製造業関係	7 件	4 百人	166 百人
		繊維工業関係	5	8	146
		木材・木製品製造業関係	1	1	9
		パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1	90
		印刷・同関連産業関係	2	10	116
		塗料製造業関係	4	1	53
		ゴム製品製造業関係	1	1	55
		窯業・土石製品製造業関係	4	4	103
		鉄鋼業関係	22	37	1,493
		非鉄金属製造業関係	9	11	455
		金属製品製造業関係	4	10	120
		一般機械器具製造業関係	25	254	5,210
		精密機械器具製造業関係	7	9	238
		電気機械器具製造業等関係	45	257	9,730
	輸送用機械器具製造業関係	33	154	8,555	
	小 計		171	762	26,539
	旧産業別最低賃金	新聞・出版業関係	2	22	388
		各種商品小売業関係	31	20	2,738
		自動車小売業関係	24	228	2,113
		自動車整備業関係	1	11	34
		道路貨物運送業関係	1	3	17
		小 計		59	284
	合 計		230	1,046	31,829
旧産業別最低賃金	木材・木製品・家具・装備品製造業関係	1	5	23	
	道路貨物運送業関係	1	1	3	
	全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4	
	合 計		3	7	30
総 合 計		233	1,053	31,859	

(注)

- 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。
- 2 適用使用者数及び適用労働者数は、平成26年経済センサス-活動調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

26. 家内労働法適用状況

(1) 委託者数及び代理人数

(平成28年10月1日現在)

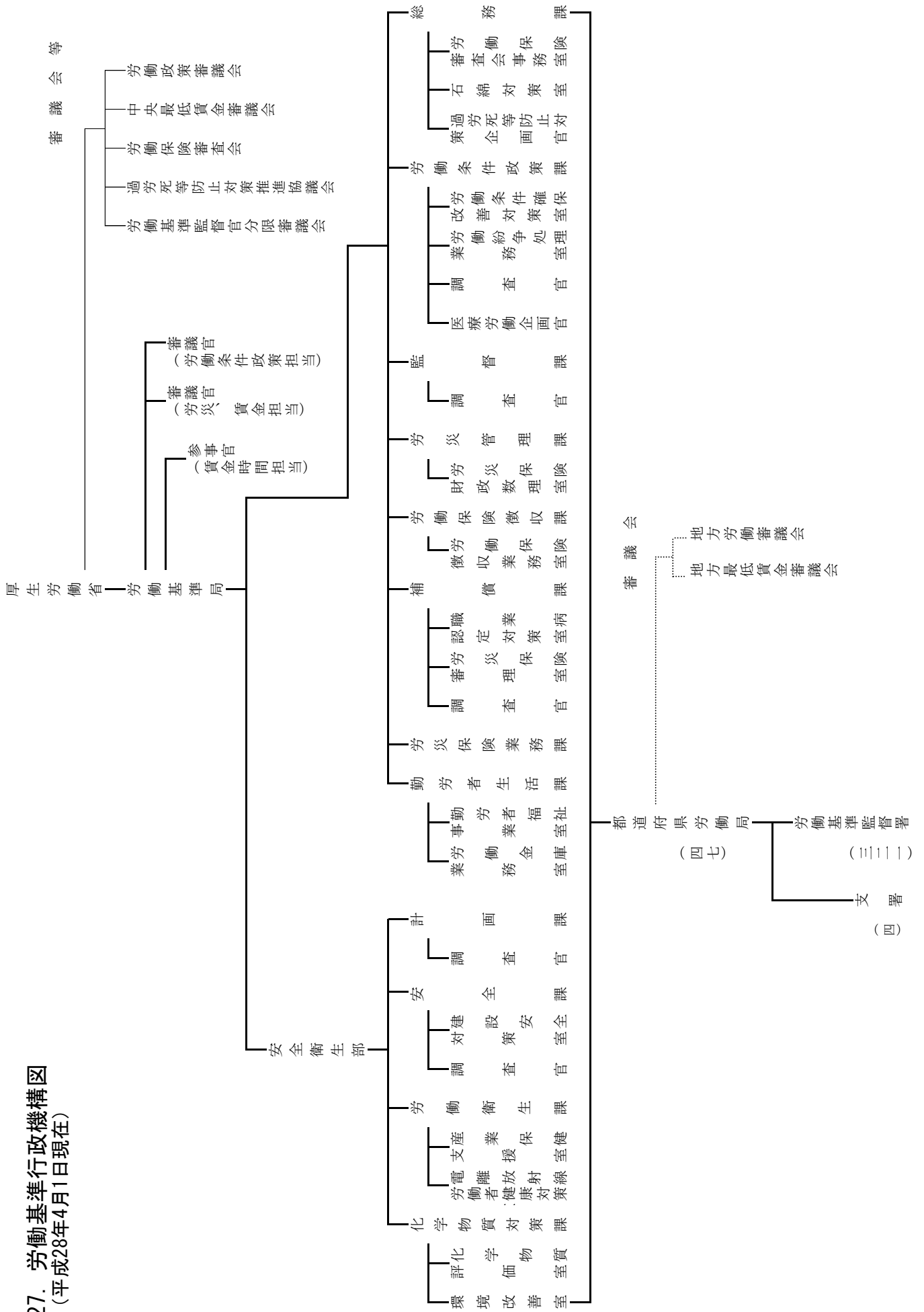
委託者数			代理人数
計	製造・販売業者	請負業者	
7,516	7,244	272	299

(2) 業種別家内労働従事者数、家内労働者数及び補助者数

(平成28年10月1日現在)

業種別	家内労働従事者数 (総数)	家内労働者数	補助者数
計	110,989	107,747	3,242
食料品	2,607	2,566	41
繊維工業	30,629	29,787	842
木材・木製品、家具・装備品	874	862	12
紙・紙加工品	7,553	7,392	161
印刷・同関連及び出版業	3,225	3,179	46
ゴム製品	7,191	6,986	205
皮革製品	2,319	2,168	151
窯業・土石製品	1,135	1,058	77
金属製品	3,749	3,460	289
電子部品・デバイス	5,487	5,406	81
電気機械器具	13,159	12,901	258
情報通信機械器具	1,011	1,003	8
機械器具等	6,237	5,980	257
その他(雑貨等)	25,813	24,999	814

27. 労働基準行政機構図
 (平成28年4月1日現在)



28. 労働基準行政所掌法令

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

法 律	政 令	省 令
労働基準法 (昭 22・4・7 第 49 号)	労働基準法第 37 条第 1 項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法施行規則 ・女性労働基準規則 ・年少者労働基準規則 ・事業附属寄宿舎規程 ・建設業附属寄宿舎規程
労働者災害補償保険法 (昭 22・4・7 第 50 号)	労働者災害補償保険法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険法施行規則 ・労働者災害補償保険特別支給金支給規則
労働金庫法 (昭 28・8・17 第 227 号)	労働金庫法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働金庫法施行規則
最低賃金法 (昭 34・4・15 第 137 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金法施行規則
中小企業退職金共済法 (昭 34・5・9 第 160 号)	中小企業退職金共済法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済法施行規則
じん肺法 (昭 35・3・31 第 30 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・じん肺法施行規則
労働災害防止団体会法 (昭 39・6・29 第 118 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害防止団体会法施行規則
炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法 (昭 42・7・28 第 92 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則
社会保険労務士法 (昭 43・6・3 第 89 号)	社会保険労務士法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士法施行規則 ・社会保険労務士法に係る聴聞等手続規則
労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭 44・12・9 第 84 号)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則
失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (昭 44・12・9 第 85 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 ・労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令 	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令 ・労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令
家内労働法 (昭 45・5・16 第 60 号)		<ul style="list-style-type: none"> ・家内労働法施行規則
勤労者財産形成促進法 (昭 46・6・1 第 92 号)	勤労者財産形成促進法施行令	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者財産形成促進法施行規則
労働安全衛生法 (昭 47・6・8 第 57 号)	労働安全衛生法施行令 労働安全衛生法関係手数料令	<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則 ・高気圧作業安全衛生規則

法 律	政 令	省 令
		<ul style="list-style-type: none"> ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・事務所衛生基準規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則 ・労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令 ・機械等検定規則 ・産業安全専門官及び労働衛生専門官規程 ・労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則 ・(構造規格) ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則
作業環境測定法 (昭50・5・1第28号)	作業環境測定法施行令	・作業環境測定法施行規則
賃金の支払の確保等に関する法律 (昭51・5・27第34号)	賃金の支払の確保等に関する法律施行令	・賃金の支払の確保等に関する法律施行規則
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (平4・7・2第90号)	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第8条から第12条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令	・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則
石綿による健康被害の救済に関する法律 (平18・2・10第4号)	石綿による健康被害の救済に関する法律施行令	・厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
労働契約法 (平19・12・5第128号)		・労働契約法第18条第1項の通算契約期間に関する基準を定める省令
過労死等防止対策推進法 (平26・6・27第100号)	過労死等防止対策推進協 議会令	
専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法 (平26・11・28第137号)		<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法施行規則 ・特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令

